

豊見城市公営墓地整備計画



平成 29 年 3 月

豊見城市

第1章 公営墓地整備計画について

1. 背景

『墓地、埋葬等に関する法律』において墓地の経営(設置)は、永続的管理と公益性が求められるため市町村などの地方公共団体によることが望ましいとされ、沖縄の習俗である個人墓(地方公共団体、宗教法人、公益社団法人及び公益財団法人以外の者が設置した墓地)は原則として認められていません。

しかし、沖縄県では、他県とは歴史的、文化的背景が大きく異なり墓地に関して固有の習俗が根強く残っていたため、これまで個人墓地を容認してきた経緯があります。

そのため、個人の都合でいたるところに墓地が設置され、生活衛生、環境保全、景観などの種々の問題が生じています。

豊見城市においても、墓地が散在化しており、住宅地に隣接して墓地が設置されるなど、生活衛生および景観の悪化を招いています。また、このような墓地の散在化は、都市計画の障害になる可能性があります。

近年では、都市部において墓地の適地の減少や土地価格の高騰などにより墓地の取得が難しくなる傾向があり、周辺市町村において、都市部の墓地需要を満たすため、墓地が増加し、墓地のベッドタウン化が進展する恐れがあります。

さらに、今後の少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などの社会状況が変化していく中、従来のように個人墓地の設置を無計画に続けることは、現在の墓地に関する種々の問題だけではなく、無縁墓地の増加などの新たな問題を招くと考えられます。

これまでに本市では、墓地の実態を把握するために「豊見城市墓地実態調査(平成24年3月)」の実施、墓地施策の基本方針を定めるために「豊見城市墓地基本計画(平成25年3月)」の策定を行いました。

「豊見城市墓地実態調査」において、実施された住民調査(アンケート調査)では、約7割の世帯が公営墓地等の管理型墓地が必要と考えていることが明らかとなり、「豊見城市墓地基本計画」での墓地施策の基本方針のひとつに「公営墓地整備のための具体的検討を行う」ことが示されました。

平成27年度には、「豊見城市墓地基本計画」の基本方針に基づき、「豊見城市公営墓地建設用地立地可能性調査(平成28年3月)」を実施しました。

「豊見城市公営墓地建設用地立地可能性調査」では、10箇所の調査地を選定し調査を行い、公営墓地建設用地として可能性のある箇所(候補地)を10箇所とし、候補地についての比較を行いました。

10 箇所の候補地(候補地1～10)の比較では、「候補地3(渡橋名・座安)」、「候補地4(保栄茂)」、「候補地5(平良)」、「候補地7(饒波・平良)」及び「候補地10(嘉数)」の5箇所が公営墓地の建設用地の候補地として可能性が高いと評価されています。

2. 目的

本計画では、墓地の永続的管理の必要性及び墓地の健全な経営の確保という観点、さらに住民が安心して利用できる墓地の確保を目指すために公営墓地整備に関する基本方針を定め、公営墓地整備の実施に向けた基礎資料とすることを目的とします。

なお、本計画では「豊見城市公営墓地建設用地立地可能性調査」において、選定された候補地の内、公営墓地建設用地の候補地として可能性が高いと評価された「候補地3(渡橋名・座安)」、「候補地4(保栄茂)」、「候補地5(平良)」、「候補地7(饒波・平良)」及び「候補地10(嘉数)」の5箇所の候補地について、地権者等の調査及び公営墓地の利便性を考慮し、候補地の比較及び評価を行い、公営墓地建設予定地を選定します。

3. これまでの取組

(1) 豊見城市墓地実態調査(平成24年3月)

「豊見城市墓地実態調査」では、豊見城市内の墓地の実態を把握するために「墓地実態調査」を行い、墓地台帳及び墓地分布図の作成を行っています。

また、住民の墓地に対する考え方や意見を把握するために「住民調査(アンケート調査)」を実施しました。

① 墓地実態調査結果の概要

調査の結果、豊見城市内にある墳墓の数は1,121基で、平成9年に沖縄県(沖縄県墓地現況・需要調査報告書 平成11年7月 沖縄県福祉保健部薬務衛生課)が調査した豊見城村の墳墓数は1,119基であり、平成9年より墳墓数にあまり変化が見られないことが明らかとなりました。

表 1.1 墳墓数 及び 墓地面積

調査年度	墳墓数	平均墓地面積	備考
平成9年度	1,119 基	42m ²	沖縄県による調査
平成23年度	1,121 基	51m ²	豊見城市による調査

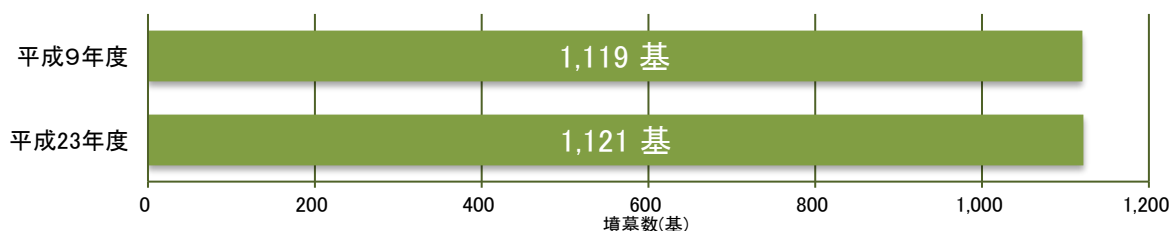


図 1.1 墳墓数の推移

② 住民調査(アンケート調査)結果の概要

住民調査(アンケート調査)は、豊見城市内の約 21,800 世帯のうち、コンピュータにより無作為に選び出した 2,000 世帯を対象に郵送法により実施しました。

アンケート調査票は、『利用できるお墓が **ある** 方への質問』及び『利用できるお墓が **ない** 方への質問』の両方を配布し、回答者は該当するアンケート調査票に回答しています。

表 1.2 「利用できるお墓が **ある** 」の回答

調査項目	調査結果の概要
設置場所について	利用できるお墓が「豊見城市内にある」が約33%、「豊見城市外にある」が約67%。
所有形態について	お墓の所有形態は、「門中墓」が約77%と最も多かった。
管理回数について	お墓の管理回数は、「年に1回」が約13%、「年に2回」が約33%、「年に3回」が約22%、「年に4回」が約21%と年に1回以上と回答した世帯が多かった。
墓地施策について	今後のお墓のあり方(墓地施策)については、「墓地区域の設定」が約32%と最も多く、次いで「公営墓地の整備」が約25%、「墓地規制区域の設定」が約20%。
管理型墓地について	豊見城市内に管理型墓地が「必要である」が約61%と最も多く、次いで「わからない」が約23%、「必要無い」が約12%。
「墓地、埋葬等に関する法律」について	墓地の新築及び改築に「県知事の許可 [※] 」が必要なことについて「知っていた」が約38%、「知らなかった」が約55%。

表 1.3 「利用できるお墓が **ない** 」の回答

調査項目	調査結果の概要
設置場所について	お墓を「豊見城市内につくるまたは購入する」が約41%、「豊見城市外につくるまたは購入する」が約12%、「わからない」が約47%。
取得時期について	お墓の取得時期は、「五年以内」が約19%、「十年以内」が約23%、「十年以降」が約20%、「わからない」が約38%。
お墓の形態について	利用したいお墓の形態は、「今までどおりのお墓」が約43%、「納骨堂形式」が約16%、「共同埋設型の墓地(合葬墓)」が約12%、「芝生墓などの新しいお墓の形式」が約29%でした。
墓地施策について	今後のお墓のあり方(墓地施策)については、「墓地区域の設定」が約30%と最も多く、次いで「公営墓地の整備」が約28%、「墓地規制区域の設定」が約16%でした。
管理型墓地について	豊見城市内に管理型墓地が「必要である」が約80%と最も多く、次いで「わからない」が約17%、「必要無い」が約2%でした。
「墓地、埋葬等に関する法律」について	墓地の新築及び改築に「県知事の許可 [※] 」が必要なことについて「知っていた」が約31%、「知らなかった」が約68%でした。

※「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく墓地等の経営(設置)許可等に関する事務を平成 24 年 4 月に沖縄県より権限移譲されているため『豊見城市長』の許可となっています。

(2) 豊見城市墓地基本計画(平成25年3月)

「豊見城市墓地基本計画」では、豊見城市の墓地の課題を踏まえ、墓地施策の基本方針を以下のとおり設定しています。

基本方針1 墓地の散在化防止

墓地の散在化を防止するために、個人墓地の規制のあり方などについて検討を行います。

- ① 墓地規制区域の設定
- ② 豊見城市の地域特性を考慮した「墓地設置基準」等の設定
- ③ 公営墓地の整備についての検討

基本方針2 無許可墓地対策

無許可墓地の設置を防止するために、法手続などについて周知を徹底するなどの対策を図ります。

- ① 市民及び墓地関連事業者への周知を徹底
- ② 墓地の整備工事の際に、許可証表示の義務化を検討
- ③ 墓地登録番号表示の義務化を検討

基本方針3 無縁墓地対策

無縁墓地の増加を防止するために、無縁墓地についての問題点の周知徹底などの対策を図ります。

- ① 墓地の管理者や使用者に対して、無縁墓地についての問題点の周知徹底
- ② 無縁化した墓地を移転(改葬)するための制度の検討
- ③ 遺骨の引き取り手の居ない無縁仏や無縁化した墓地(継承者が居なくなる墓地を含む)に納められている遺骨の受入先の確保を検討
- ④ 墓地の継承手続きの義務化の検討

(3) 豊見城市公営墓地建設用地立地可能性調査(平成28年3月)

「豊見城市公営墓地建設用地立地可能性調査」では、10箇所(箇所)の調査地を選定し調査を行い、公営墓地建設用地として可能性のある箇所(候補地)を10箇所とし、候補地についての比較を行いました。

10箇所の候補地(候補地1～10)の比較では、「候補地3(渡橋名・座安)」、「候補地4(保栄茂)」、「候補地5(平良)」、「候補地7(饒波・平良)」及び「候補地10(嘉数)」の5箇所が公営墓地の建設用地の候補地として可能性が高いと評価されています。

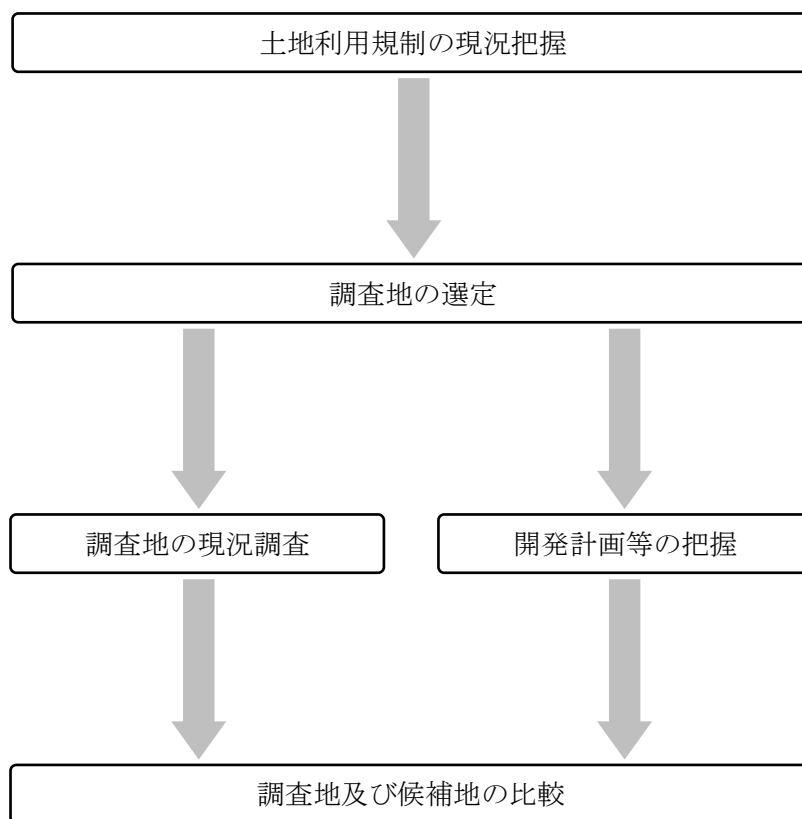


図 1.2 豊見城市公営墓地建設用地立地可能性調査(平成28年3月)の流れ

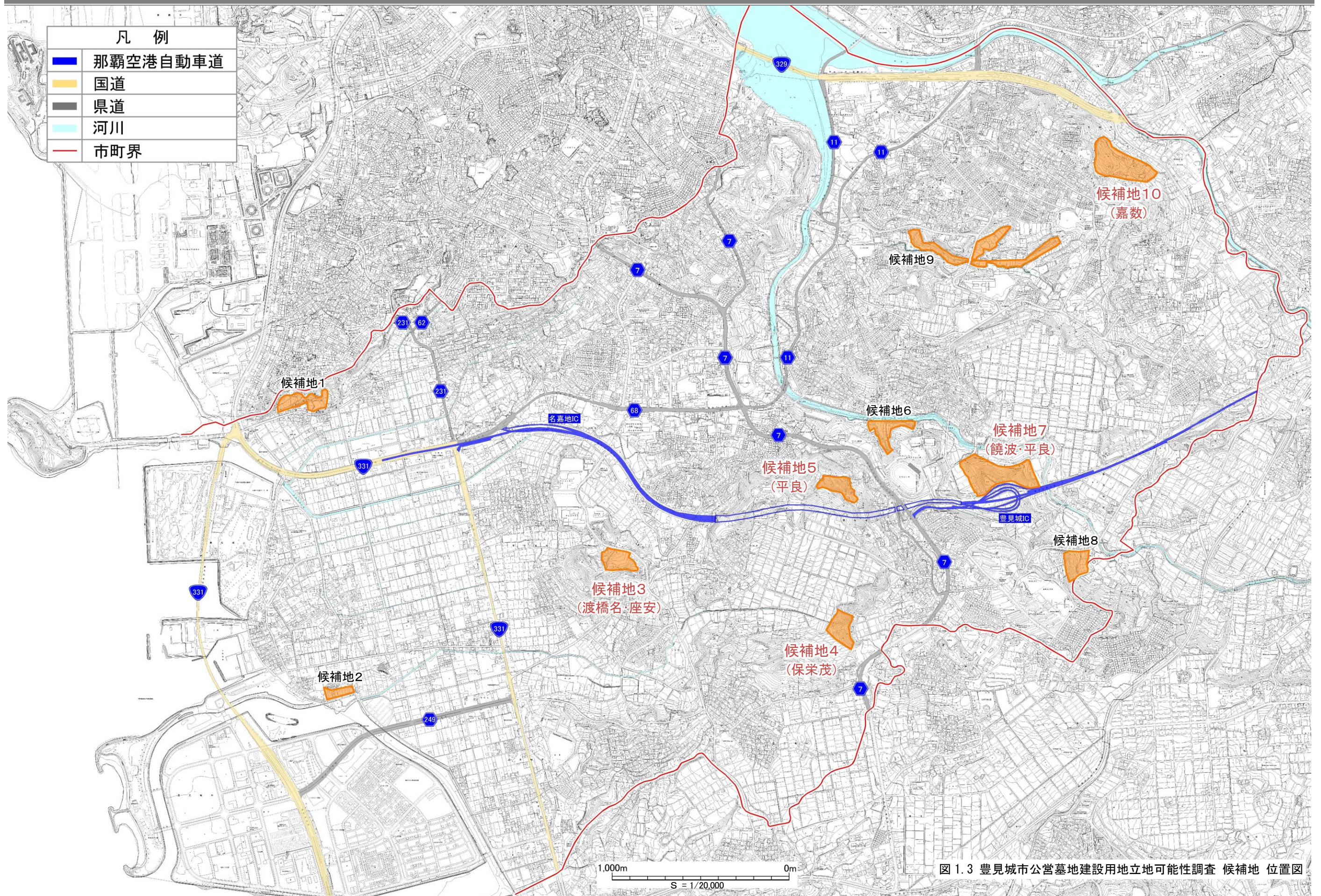


図 1.3 豊見城市公営墓地建設用地立地可能性調査 候補地 位置図

第2章 公営墓地整備基本方針

1. 公営墓地整備の基本方針

(1) 理念

豊見城市墓地実態調査(平成23年度)における住民調査(アンケート調査)において、「豊見城市内のお墓についてどの様に感じますか?」との質問に対して、「見慣れた景色なので、特に何も感じない」が45.9%と最も多い割合となっていますが、「至る所に墓地があるため、景観的に良くないと感じる」が18.0%、「住宅の側に墓地があると、精神的に良くないと感じる」が26.9%と「良くないと感じる」回答の合計は44.9%となっており、「特に何も感じない」と同程度の割合となっています。

この様に、墓地は、「景観的」、「精神的」に良くないものと感じられているため、公営墓地を整備する場合は、これまでのイメージを一新できるものが必要であると考えられます。

また、公営墓地の役割等としては以下のものがあげられます。

- ① 永続的な管理運営及び継続的な墓地供給による永続性の担保
- ② 多くの住民が利用できる公平性の担保
- ③ ライフスタイルの多様化による住民ニーズの変化に対応する先導的役割
- ④ 人生の終末期における福祉的サービスの役割
- ⑤ 誰もが親しめる緑豊かな公共空間としての役割

公営墓地整備の理念としては、『利用者が故人を偲びながら憩える場、近隣住民等にとっては居心地のよい場の創出』とします。

表 2.1 住民調査(アンケート調査)結果

問 あなたは、豊見城市のお墓を見て、どの様に感じますか?

選択肢	利用できる お墓が『ある』	利用できる お墓が『ない』	合計
1.見慣れた景色なので、特に何も感じない	171 票(47.9%)	89 票(42.6%)	260 票(45.9%)
2.至る所に墓地があるため、景観的に良くないと感じる	66 票(18.5%)	36 票(17.2%)	102 票(18.0%)
3.住宅の側に墓地があると、精神的に良くないと感じる	90 票(25.2%)	62 票(29.7%)	152 票(26.9%)
4.その他	13 票(3.6%)	10 票(4.8%)	23 票(4.1%)
無回答	17 票(4.8%)	12 票(5.7%)	29 票(5.1%)
合計	357 票(100.0%)	209 票(100.0%)	566 票(100.0%)

※資料:豊見城市墓地実態調査(平成23年度)

(2) 公営墓地の形態

公営墓地の形態には、「資料編2 公営墓地等の事例調査」(32頁参照)にあるように、今までのお墓の形態(従来型)の他に納骨堂や合葬墓、芝生型等の新しいお墓の形態があり、多様なニーズに対応できるものになっています。

公営墓地の形態としては、公営墓地等での事例が多い、「墓地エリア」、「納骨堂」、「合葬墓」について検討することとします。

① 墓地エリア

墓地エリアの墳墓形態には、公営墓地等の事例調査より、大きく分類すると今までの墓地の形態である「従来型」と「芝生型」の様な新しい墳墓形態に分類されます。

a. 従来型

従来型の墳墓形態では、利用者は墓地エリアの区画の使用料金等を支払い、自費で墳墓を設置し利用しています。

区画面積や墳墓の高さ等の墳墓の構造規定が設定されていますが、利用者は自分の好みの墳墓を設置することができるメリットがあります。

ただし、無縁化した場合は墳墓の撤去等に費用が掛かってしまうデメリットがあります。

沖縄県内で比較的新しい北谷町営新川墓地公園の場合、区画面積は 12 m^2 となっています。



図 2.1 従来型の例

b. 芝生型

新しい墳墓形態である芝生型の墳墓形態では、墓地の管理者が墳墓を設置し、利用者は使用料金を支払い利用します。

殆どの事例では、利用者は銘碑を設置するだけなので従来型と比較すると、利用者の金額的負担が少なくなるメリットがあります。

また、墳墓のデザインを統一することにより、従来型と比較して景観への配慮が容易です。

無縁化した場合でも、埋蔵されている遺骨を合葬墓等に改葬することにより、新たな利用者へ墳墓を提供することができます。

横浜市メモリアルグリーン芝生墓地の区画面積は1㎡となっています。



図 2.2 芝生型の例

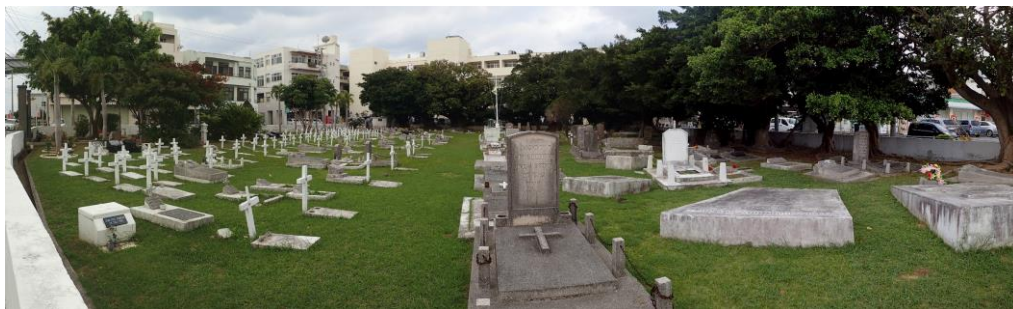


図 2.3 参考 泊外人墓地 (那覇市指定文化財)

C. 従来型と芝生型の比較

従来型と芝生型の比較表を以下に示します。

表 2.2 従来型と芝生型の比較

墳墓形態	長所	短所
従来型	<ul style="list-style-type: none"> 一定の規定内で利用者が自分の好みの墳墓を設置できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 無縁化した場合、墳墓の撤去費用が掛かる。
芝生型	<ul style="list-style-type: none"> 利用者は、使用料を支払い、銘碑を設置するだけであるため負担が少ない。 景観への配慮が容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内で公営墓地に芝生型を採用している事例が無い。

墓地エリアの墳墓形態については、これまでの墓地のイメージを一新できるように景観に配慮し、かつ多くの住民に安価に提供できるよう芝生墓等の「新しい墳墓形態」を採用することとします。

新しい墳墓形態には、芝生墓の他に公益財団法人沖縄県メモリアル整備協会の「花想」（資料編2 公営墓地等の事例調査 43頁参照）のような形態もあり、公営墓地整備事業を推進していくうえで住民のニーズを考慮するとともに、建設費用等を考慮し、最適な墳墓形態を検討していく必要があります。

② 納骨堂

a. 納骨堂の形態

納骨堂の形態は、参拝方式により2つの形態に分類されます。

納骨壇の目の前(焼骨の前)で参拝できる「直接参拝方式」、屋外等に設置された共同の参拝所にて参拝する「間接参拝方式」の2つの形態です。

沖縄県内の公営墓地の事例では「間接参拝方式」が採用されています。



図 2.4 那覇市民共同墓



図 2.5 沖縄市霊園 沖縄市納骨堂



図 2.6 嘉手納町久得霊園 嘉手納町久遠堂

直接参拝方式及び間接参拝方式の比較表を以下に示します。

表 2.3 直接参拝方式と間接参拝方式の比較

納骨堂形態	参拝方法	長所	短所
直接参拝方式	納骨堂内に設置されている納骨壇の前で参拝する。	<ul style="list-style-type: none"> 納骨壇の前(焼骨の前)で参拝できるため、遺族が故人を近くに感じる事ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 納骨堂内に遺族等が立ち入りできるようにするため、参拝用の通路や空調設備等の整備が必要となるため、間接参拝方式に比べ建設費及び維持管理費が高くなる。 遺族等が納骨堂内に立ち入るため、係員等の配置が必要となる。
間接参拝方式	納骨堂内には立ち入れず、屋外等に設置された共同参拝所にて参拝する。	<ul style="list-style-type: none"> 納骨堂内に遺族等は立ち入らないため、参拝用の通路や空調設備の整備の必要性が無く、直接参拝方式に比べ建設費及び維持管理費が抑えられる。 納骨堂内に遺族等が立ち入らないため、係員等の配置が必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 納骨壇の前(焼骨の前)で参拝できないため、遺族が故人を近くに感じる事ができない。

公営墓地については、「永続的な管理が求められること」、多くの住民が安心して利用できるよう「安価に提供できること」が望ましいことから、建設費用や維持管理費を抑えられる形態とすることが必要です。

間接参拝方式では、納骨壇の前(焼骨の前)で参拝できないため、遺族が故人を近くに感じる事ができないという短所がありますが、納骨堂のデザインを沖縄の伝統的なお墓の形態である亀甲墓や破風墓等をイメージしやすいものすれば、納骨堂を大きなお墓として、故人を弔うのにふさわしいものになると考えられます。

沖縄県外の事例では、幅広い住民のニーズに対応できるように「直接参拝方式」と「間接参拝方式」の両方を採用している公営墓地もあります。(資料編2 公営墓地等の事例調査 66頁参照)

参拝方式については、公営墓地整備事業を推進していくうえで住民のニーズを考慮するとともに、建設費用等を考慮し、最適な参拝方式を検討していく必要があります。

b. 納骨壇の形態

納骨壇の形態は、「仏壇式」、「ロッカー式」、「移動棚式」の3つの形態に分類されます。

以下に、各納骨壇の概要を示します。

(a) 仏壇式納骨壇

仏壇を横に並べたような形式です。上段が仏壇になっており位牌を安置できます。焼骨は下段に納めます。

仏壇式納骨壇は、主に「直接参拝方式」の納骨堂に採用されています。

下記に示した事例では、1つの納骨壇で1家族が利用する1段式の仏壇式納骨壇です。



仏壇式納骨壇

仏壇式納骨壇 設置例

1 家族用 420,000 円(アルミ製)(施工費別)

※資料: KONGO「施設カタログ vol. 9」

図 2.7 仏壇式納骨壇の例

(b) ロッカー式納骨壇

ロッカー式納骨壇は、ロッカーの様に並んでいる棚に焼骨を納める形式です。

「直接参拝方式」及び「間接参拝方式」の納骨堂に採用されています。

「直接参拝方式」の納骨堂に設置されている場合は、上段、中段、下段で用料が異なる場合があります。



アルミ製納骨壇

スチール製納骨壇

4 段 1 列(4 体収納) 380,000 円(施工費別)

※1 体当たり約 95,000 円(施工費別)

7 段 3 列(21 体収納) 380,000 円(施工費別)

※1 体当たり約 18,000 円(施工費別)

5 段 1 列(5 体収納) 460,000 円(施工費別)

※1 体当たり約 92,000 円(施工費別)

※資料: KONGO「施設カタログ vol. 9」

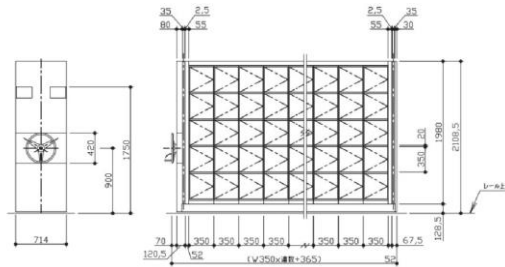
図 2.8 ロッカー式納骨壇の例

(c) 移動棚式納骨壇

図書館等に設置されている移動棚を基に造られた納骨壇です。
 小スペースでも多くの焼骨を納めることができる利点があります。
 移動棚式納骨壇は、主に「間接参拝方式」の納骨堂に採用されています。



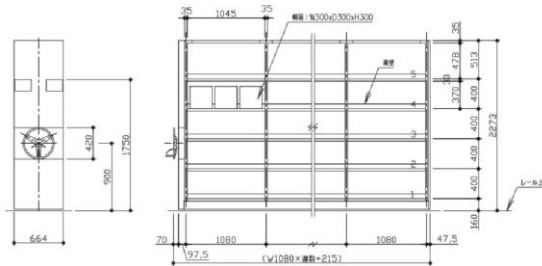
移動棚式納骨壇(ロッカータイプ)



5段13列(130体収納) 5,200,000円(施工費別) ※1体当たり約40,000円(施工費別)



移動棚式納骨壇(ラックタイプ)



5段5連(150体収納) 1,400,000円(施工費別) ※1体当たり約9,000円(施工費別)

図 2.9 移動棚式納骨壇の例

納骨壇の形態の比較表を以下に示します。

表 2.4 納骨壇の形態比較

納骨壇 形態	採用されている 納骨堂の形態	長所	短所
仏壇式	・直接参拝方式	<ul style="list-style-type: none"> ・仏壇に位牌等も安置できる。 ・家族単位で利用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の形式よりも設置面積が必要となる。 ・他の形式よりも高価。
ロッカー式	<ul style="list-style-type: none"> ・直接参拝方式 ・間接参拝方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・仏壇式よりも小さなスペースで、多くの焼骨を納めることができる。 ・直接参拝方式、間接参拝方式の両方に対応できる。 ・1区画の大きさを変えることにより、1体用、2体用等を設定することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接参拝方式の場合、上段、中段、下段で使用料金を変える必要がある。
移動棚式	・間接参拝方式	<ul style="list-style-type: none"> ・仏壇式、ロッカー式よりも小さなスペースで、多くの焼骨を納めることができる。 ・他の形式よりも安価に設置できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接参拝方式には不向き。

納骨壇の形態については、参拝方式(直接・間接参拝方式)により、最適な形態が異なります。

納骨壇の形態についても、参拝方式と同様に公営墓地整備事業を推進していくうえで住民のニーズを考慮するとともに、建設費用等を考慮し、最適な納骨壇の形態を検討していく必要があります。

③ 合葬墓

合葬墓とは、複数の焼骨を一緒に埋葬するお墓です。墓地の承継者がいない、又は、いなくなる可能性が高い方に需要が多く、少子化により墓地の承継が行われなくなることによる無縁墓地の増加等に対応するために必要な形態だと考えられます。

合葬墓には、以下の特徴があります

- ・小さな面積に多くの焼骨を埋蔵できるため、土地を有効に活用できる。
- ・使用料を安価に設定することができる。
- ・無縁化した墓地の改葬先として利用することで、無縁化した墓地の整理が可能。
- ・「未婚者の増加」や「墓地の事で子供達に迷惑をかけたくないという考え方」等のライフスタイルの多様化等に対応できる。

沖縄県内には、那覇市民共同墓（資料編2．公営墓地等の事例調査 37頁参照）や公益財団法人 沖縄県メモリアル整備協会（資料編2．公営墓地等の事例調査 41頁参照）、公益財団法人 沖縄県平和祈念墓苑管理協会（資料編2．公営墓地等の事例調査 44頁参照）に設置されています。

(3) 使用期限

那覇市民共同墓(資料編2 公営墓地等の事例調査 38頁参照)は、納骨壇の使用期限を設定しています。また、県外の公営墓地の多くが使用期限を設定しています。

使用期限の設定は、今後の少子高齢化の進行、未婚者や子供を持たない世帯の増加等のライフスタイルの多様化による無縁墓地の増加等に対応するため、また、公営墓地を多くの住民が利用できるようにするために必要と考えられます。

なお、使用期限を設定した場合は、合葬墓の設置が必要となります。

使用期限の設定については、利用者の選択肢が多い方が望ましいと考えられます。

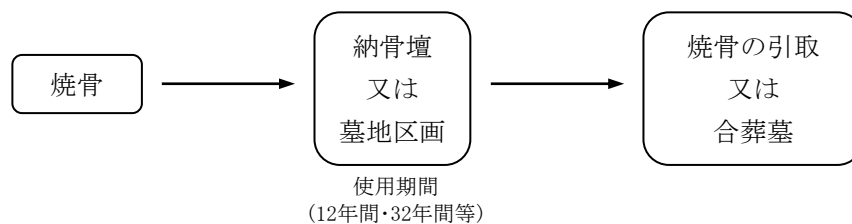
使用期限の設定方法としては、年忌法要に合わせる方法が考えられます。

一般には三十三回忌をもって「弔い上げ」とし、法事の締めくくりとされています。

○年忌法要

- 一周忌：命日から満1年目
- 三回忌：命日から満2年目
- 七回忌：命日から満6年目
- 十三回忌：命日から満12年目
- 十七回忌：命日から満16年目
- 二十三回忌：命日から満22年目
- 二十七回忌：命日から満26年目
- 三十三回忌：命日から満32年目

○使用期限設定の例



※空いた納骨壇又は墓地区画は、新たな利用者が利用。

(4) 使用条件

使用条件については、沖縄県内の公営墓地の殆どが「住所を有するもの」としており、沖縄県外の公営墓地には「住所を有して1年以上経過しているもの」と設定しているものもあります。

本市においても、住民が安心して利用できるお墓の確保という観点から、使用条件に「豊見城市に住所を有するもの」を設定する事が必要だと考えられます。

(5) 運営方法

公営墓地の運営方法については、「直轄運営方式」と「委託運営方式」の2種類が考えられます。

沖縄県内の公営墓地の殆どが「直轄運営方式」を採用しています。

【直轄運営方式】

豊見城市の所管課に専属の職員を配置し、管理運営についても専従の職員または嘱託職員を配置し、運営する方法。

【委託運営方式】

基本的には、公営墓地の事業主体は市とし、管理運営を民間に委託する方法。

公営墓地の運営方法としては、基本的には「直轄運営方式」が望ましいと考えられますが、指定管理を含め検討する必要があります。

2. 公営墓地建設用地候補地の比較及び評価

5つの候補地を比較するために、以下の条件にて計画配置図(案)を作成し、比較検討を行います。

設定条件 A案 【納骨壇 1,000 体・芝生墓 500 区画】

- 納骨堂：300 m²【合葬墓(地下室)、電気・衛生設備等含む】
納骨堂(1階)300 m²+合葬墓(地下)100 m²=延床面積 400 m²
- 納骨壇：1,000 体【移動式納骨壇(ラックタイプ)】
- 墓地エリア：芝生型 500 区画 (1 m²：1m×1m)
- 駐車場：50 台
- トイレ：50 m²(倉庫含む)

設定条件 B案 【納骨壇 1,000 体・従来墓 500 区画】

- 納骨堂：300 m²【合葬墓(地下室)、電気・衛生設備等含む】
納骨堂(1階)300 m²+合葬墓(地下)100 m²=延床面積 400 m²
- 納骨壇：1,000 体【移動式納骨壇(ラックタイプ)】
- 墓地エリア：従来型 500 区画 (12 m²：3m×4m)
- 駐車場：50 台
- トイレ：50 m²(倉庫含む)

設定条件 C案 【納骨壇 1,500 体】

- 納骨堂：450 m²【合葬墓(地下室)、電気・衛生設備等含む】
納骨堂(1階)450 m²+合葬墓(地下)100 m²=延床面積 550 m²
- 納骨壇：1,500 体【移動式納骨壇(ラックタイプ)】
- 駐車場：50 台
- トイレ：50 m²(倉庫含む)

計画配置図(案)等を行って行った候補地の評価では、候補地 7 (饒波・平良)及び候補地 10 (嘉数)が高評価となっています。(資料編 6. 候補地の評価 95 頁参照)

豊見城市公営墓地整備計画策定委員会及び策定検討部会での審議により、公営墓地建設用地の候補地は、第 1 候補地を『候補地 10 (嘉数)』、第 2 候補地を『候補地 7 (饒波・平良)』とします。

3. 公営墓地整備スケジュール(案)

公営墓地の整備スケジュール(案)を以下に示します。

平成 29 年度	公営墓地整備 実施計画
	公営墓地整備 基本設計 (地質調査・測量調査・建設用地の確定)

平成 30 年度	公営墓地整備 実施設計
----------	-------------

平成 31～32 年度	建設用地の確保
-------------	---------

平成 32～33 年度	土木工事・建築工事
-------------	-----------

平成 34 年度	供用開始予定
----------	--------

※ 整備スケジュールについては、関係機関との調整等により、変動する可能性があります。

第3章 総括

1. 公営墓地整備の基本理念

公営墓地整備の基本理念は、以下のとおりとします。

利用者が故人を偲びながら憩える場、近隣住民等にとっては居心地のよい場の創出

2. 公営墓地建設用地 候補地

第1候補地は、本市の公園整備計画との連携が図れる『候補地10(嘉数)』とし、第2候補地は『候補地7(饒波・平良)』とします。

3. 墓地形態

墓地形態については、これまでの墓地のイメージを一新できるように景観に配慮し、かつ多くの住民に安価に提供できるよう、『納骨堂』、『合葬墓』、墓地エリアには芝生墓等の『新しい墳墓形態』を採用することとします。

4. 納骨堂について

納骨堂の「参拝方式」及び「納骨壇の形態」については、幅広い住民のニーズに対応できるよう今後も検討が必要です。

5. 使用期限について

使用期限の設定については、利用者の選択肢が多い方が望ましいと考えられ、使用期限の設定方法としては、年忌法要に合わせる方法が考えられます。

6. 使用条件について

使用条件については、「豊見城市に住所を有するもの」等、市民優先になる条件とします。また、公営墓地建設用地の地権者については、本市に住所を有していなくても利用できるように配慮することとします。

7. 運営方法について

運営方法としては、基本的には「直轄運営方式」が望ましいと考えられますが、指定管理を含め検討する必要があります。

(2) 地理的・地形的特性など

本市は、県都那覇市と国道 331 号で結ばれており、那覇空港からは車で 15 分ほどとなっています。

また、市内には「豊見城インターチェンジ」と「名嘉地インターチェンジ」があり、沖縄県を縦断する「那覇空港自動車道」へのアクセスが容易となっています。

本市は、東側に緩やかな起伏をもつ丘陵に囲まれおり、その間を饒波川が流れており、国場川へと合流しています。

「図 資料編 1.2」に豊見城市の概要図、「図 資料編 1.3」、「図 資料編 1.4」及び「図 資料編 1.5」に豊見城市の地質及び土壌の概要を示します。

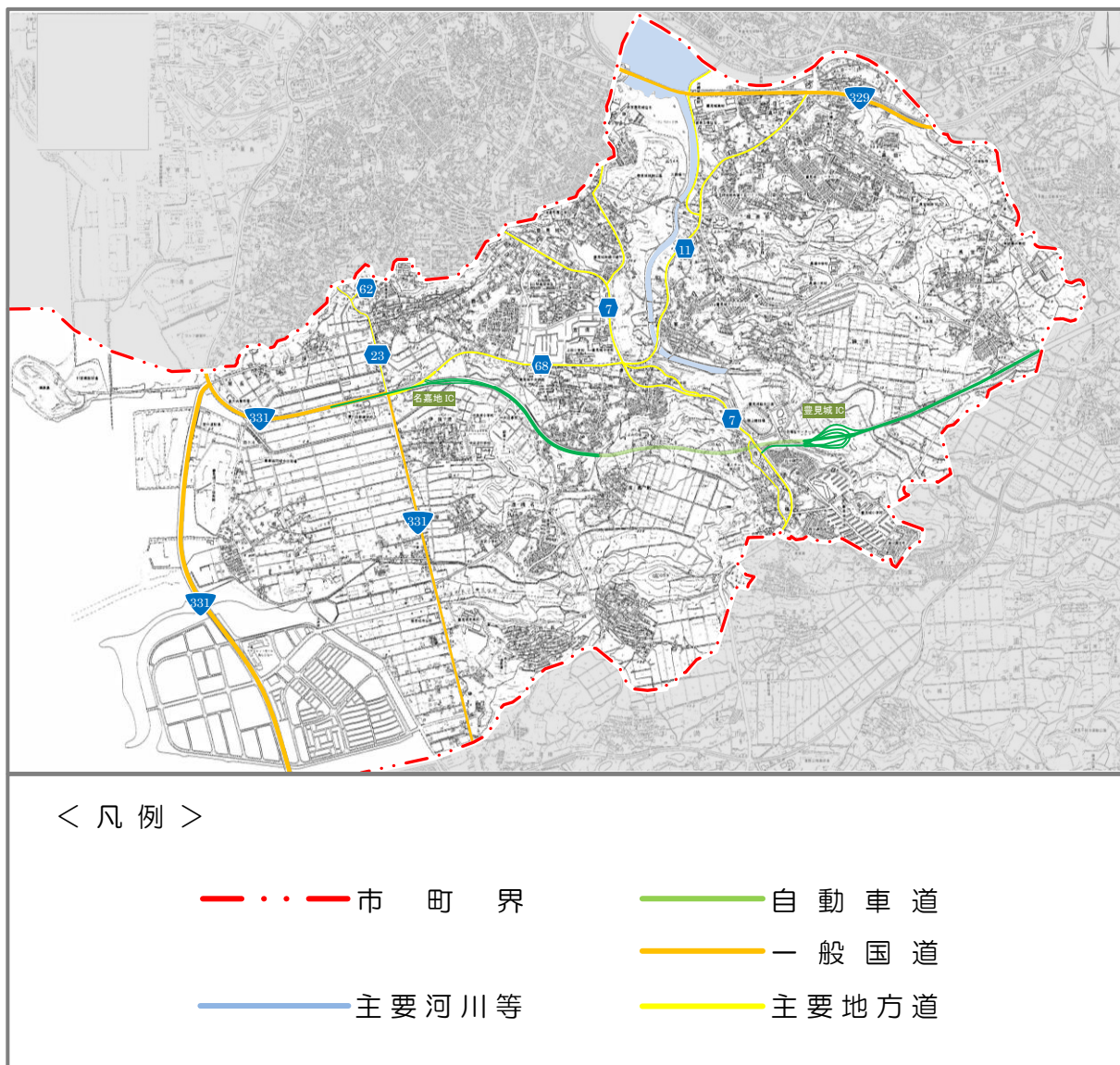
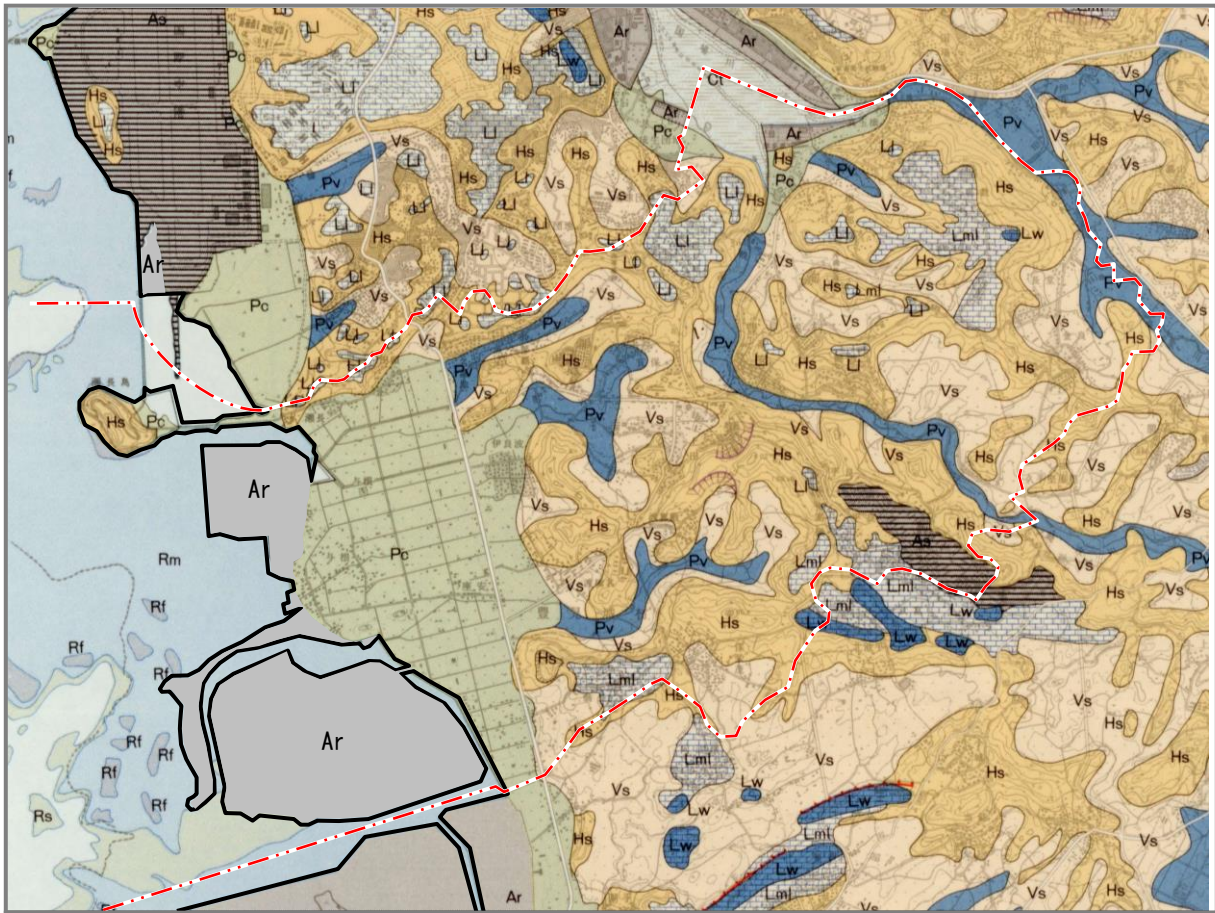


図 資料編 1.2 豊見城市 概要図



〈凡 例〉

丘陵地

- Hs 小起伏丘陵
- Vs 丘陵上を刻む浅谷（盆状谷）

台地・段丘

- Lmi 中位面（下位）
- L 下位面
- Lw 石灰岩堤

低地

- Pv 谷底低地
- Pc 海岸低地

海岸

- Cb 海浜
- Cs 砂浜
- Rf サンゴ礁原（干瀬）
- Rm サンゴ礁原（イノー礁池）
- Rs 礁斜面
- 縞模様

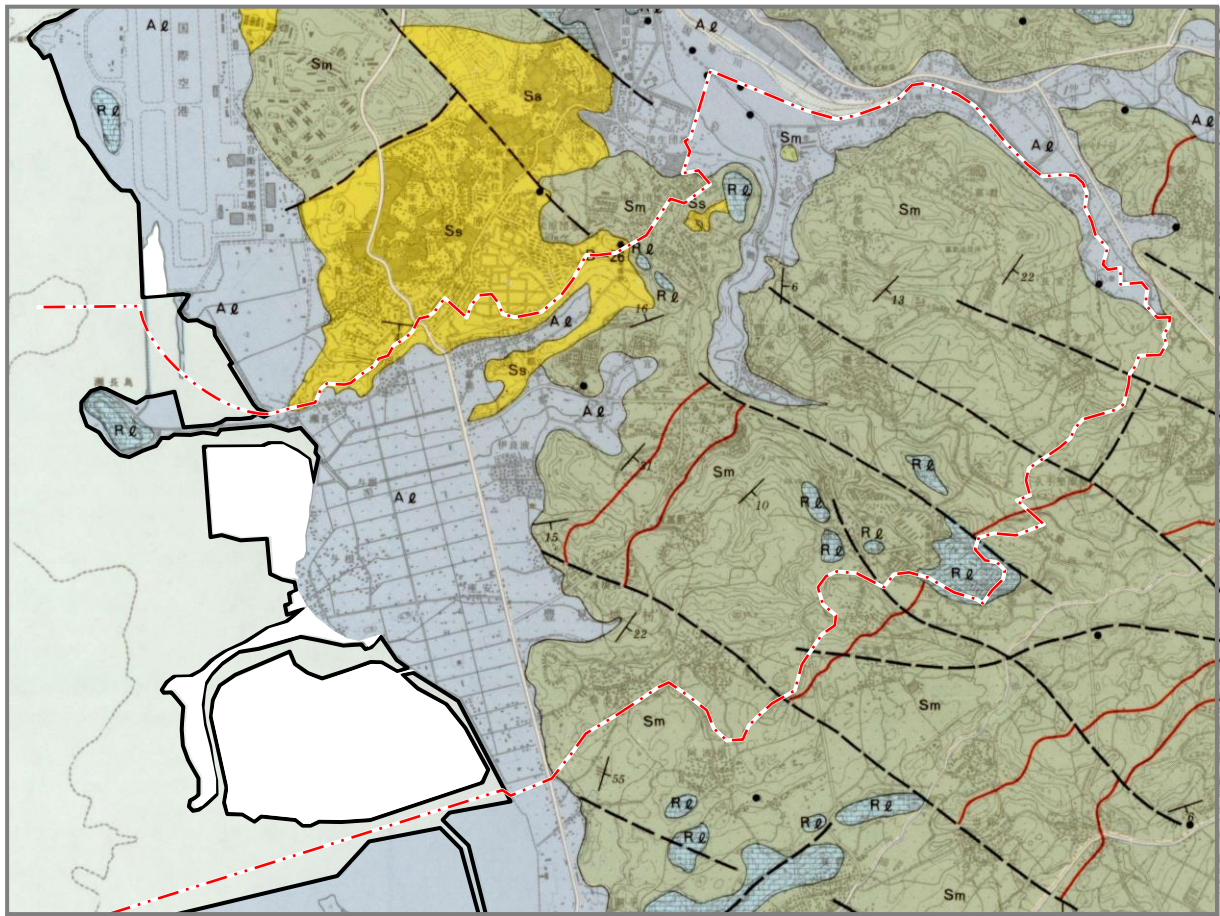
その他

- As 人工平坦地
- Ar 埋立地
- Ct 干潟（潮間泥地）
- 地すべり地形

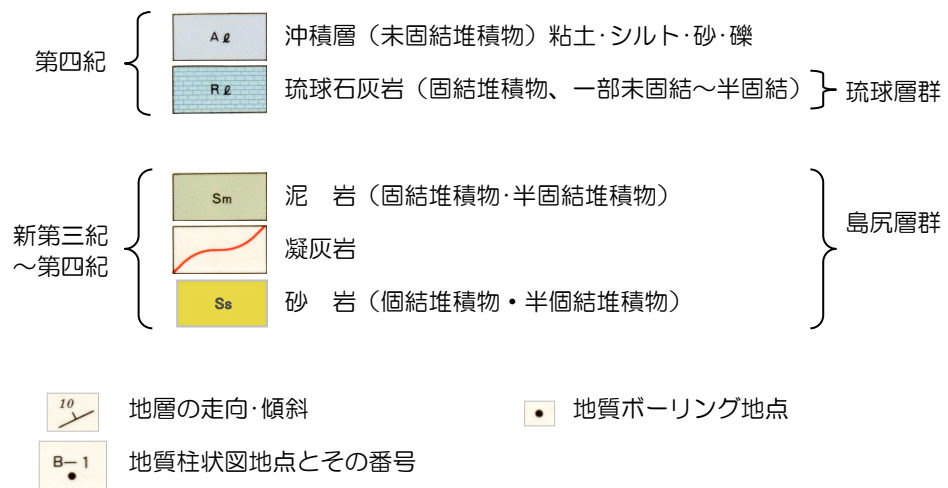
※ 豊崎地区、与根地区については加筆しています。

図 資料編 1.3 地形分類図

資料：「土地分類基本調査図（都道府県土地分類基本調査）地形分類図」昭和 56 年調査 国土庁



〈凡 例〉



※ 豊崎地区、与根地区については加筆しています。

図 資料編 1.4 表層地質図

資料：「土地分類基本調査図（都道府県土地分類基本調査）表層地質図」昭和 56 年調査 国土庁

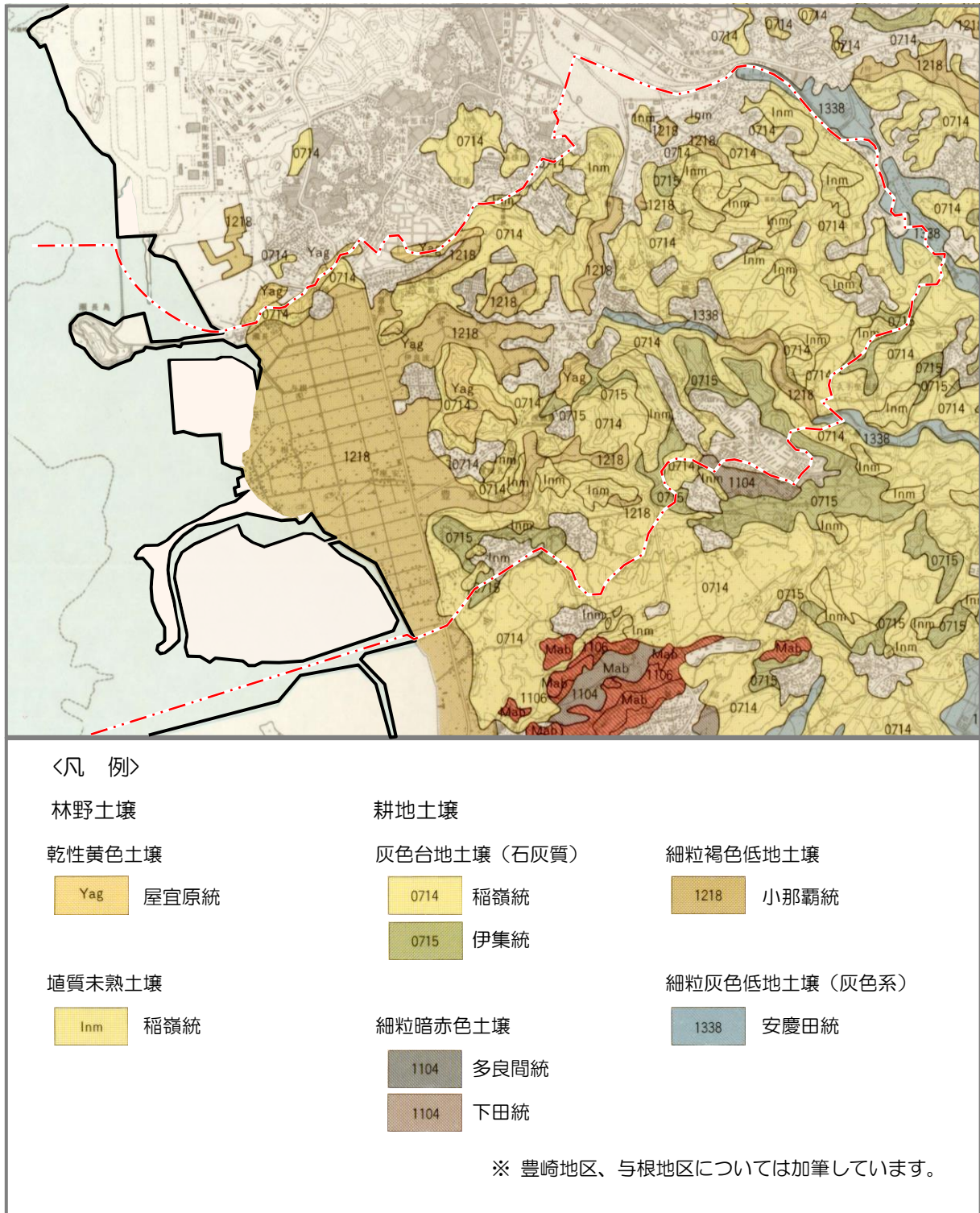


図 資料編 1.5 豊見城市の土壤図

資料：「土地分類基本調査図（都道府県土地分類基本調査）土壤図」昭和 56 年調査 国土庁

(3) 人口、世帯数の推移

平成 28 年 12 月末における豊見城市の人口は、62,896 人となっており、世帯数は 24,522 世帯となっています。

平成 15 年から平成 28 年までの推移をみると、「人口」及び「世帯数」は増加していますが、「1 世帯当たりの人員」は減少傾向にあり、世帯分離による核家族化が進行しています。

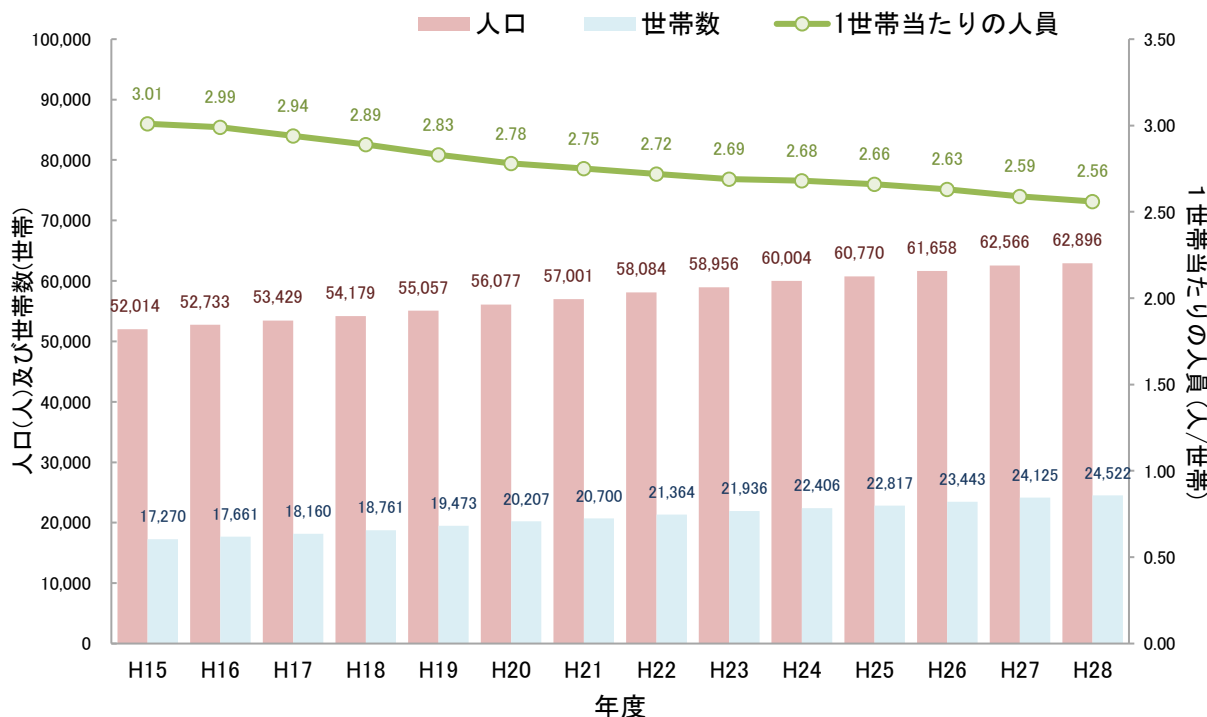


図 資料編 1.6 豊見城市の「人口」及び「世帯数」の推移

表 資料編 1.1 豊見城市の「人口」及び「世帯数」の推移

年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
総人口(人)	52,014	52,733	53,429	54,179	55,057	56,077	57,001
男	25,726	26,010	26,340	26,636	27,094	27,640	28,106
女	26,288	26,723	27,089	27,543	27,963	28,437	28,895
世帯数(世帯)	17,270	17,661	18,160	18,761	19,473	20,207	20,700
世帯人員(人/世帯)	3.01	2.99	2.94	2.89	2.83	2.78	2.75

年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
総人口(人)	58,084	58,956	60,004	60,770	61,658	62,566	62,896
男	28,641	29,078	29,568	5,243	5,227	5,252	5,291
女	29,443	29,878	30,436	5,080	5,090	5,127	5,137
世帯数(世帯)	21,364	21,936	22,406	22,817	23,443	24,125	24,522
世帯人員(人/世帯)	2.72	2.69	2.68	2.48	2.48	2.43	2.39

※資料：豊見城市ホームページ
 ※各年の値は、12 月末の値です。

年齢三区分別人口の推移では、年少人口(15歳未満)の構成比は平成17年度まで減少し、以降は横這いで推移しており、生産年齢人口(15～64歳)の構成比は平成17年度から減少傾向に転じています。しかし、老年人口(65歳以上)の構成比は増加傾向にあり、少子高齢化が進行していることが推測されます。

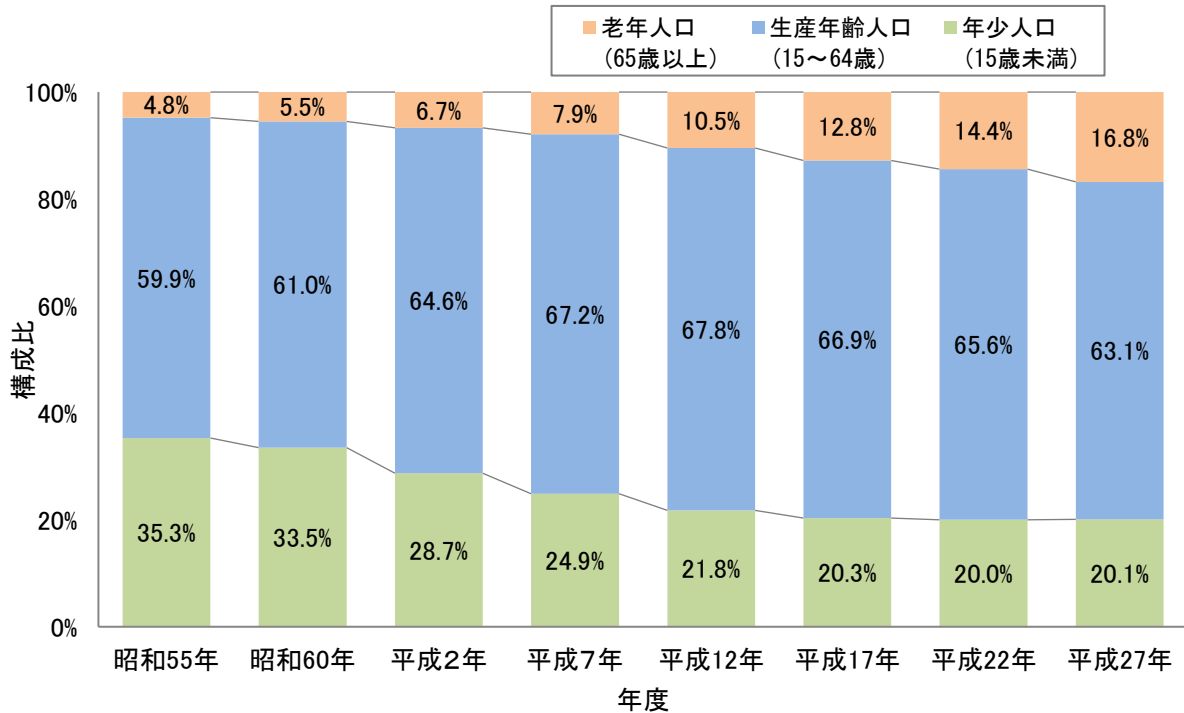


図 資料編 1.7 豊見城市の「年齢三区分別人口」の推移

表 資料編 1.2 豊見城市の「年齢三区分別人口」の推移

年	年少人口 【15歳未満】	生産年齢人口 【15～64歳】	老年人口 【65歳以上】	計	年齢 不詳	総数
昭和55年	11,682 (35.3%)	19,801 (59.9%)	1,584 (4.8%)	33,067 (100%)	8	33,075
昭和60年	12,707 (33.5%)	23,170 (61.0%)	2,088 (5.5%)	37,965 (100%)	0	37,965
平成2年	11,712 (28.7%)	26,334 (64.6%)	2,729 (6.7%)	40,775 (100%)	2	40,777
平成7年	11,261 (24.9%)	30,419 (67.2%)	3,573 (7.9%)	45,253 (100%)	0	45,253
平成12年	10,910 (21.8%)	33,985 (67.8%)	5,262 (10.5%)	50,157 (100%)	41	50,198
平成17年	10,679 (20.3%)	35,133 (66.9%)	6,704 (12.8%)	52,516 (100%)	0	52,516
平成22年	11,475 (20.0%)	37,545 (65.6%)	8,241 (14.4%)	57,261 (100%)	0	57,261
平成27年	12,206 (20.1%)	38,232 (63.1%)	10,189 (16.8%)	60,627 (100%)	492	61,119

※資料：国勢調査(総務省統計局)

※()内の割合は、四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

平成 27 年国勢調査における年齢別人口では、「40～44 歳」が 4,817 人と最も多く、次いで「35～39 歳」が 4,631 人、「30～34 歳」が 4,333 人となっています。

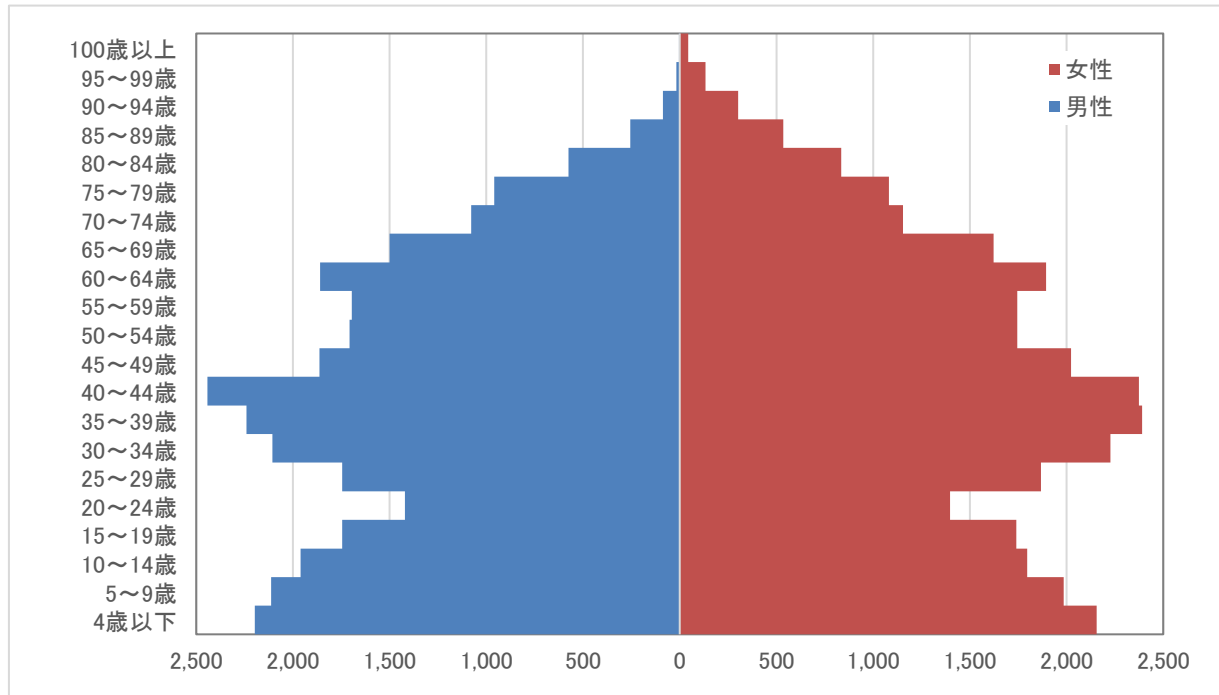


図 資料編 1.8 豊見城市の「年齢別人口」(平成 27 年国勢調査)

表 資料編 1.3 豊見城市の「年齢別人口」(平成 27 年国勢調査)

年齢	男性	女性	計
4 歳以下	2,198	2,155	4,353
5～9 歳	2,112	1,985	4,097
10～14 歳	1,960	1,796	3,756
15～19 歳	1,745	1,740	3,485
20～24 歳	1,421	1,397	2,818
25～29 歳	1,746	1,867	3,613
30～34 歳	2,106	2,227	4,333
35～39 歳	2,240	2,391	4,631
40～44 歳	2,443	2,374	4,817
45～49 歳	1,863	2,024	3,887
50～54 歳	1,708	1,745	3,453
55～59 歳	1,696	1,745	3,441
60～64 歳	1,859	1,895	3,754
65～69 歳	1,501	1,623	3,124
70～74 歳	1,079	1,154	2,233
75～79 歳	959	1,082	2,041
80～84 歳	576	835	1,411
85～89 歳	256	536	792
90～94 歳	87	302	389
95～99 歳	17	134	151
100 歳以上	5	43	48
計	29,577	31,050	60,627
不詳	184	308	492
合計	29,761	31,358	61,119

※資料：国勢調査(総務省統計局)

(4) 産業

平成 26 年における豊見城市の事業所数は、2,137 事業所で、最も多い産業は「卸売業, 小売業」となっており、次いで「建設業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「医療, 福祉」となっています。

表 資料編 1.4 豊見城市の事業所数

(単位：事業所)

産業分類	平成 21 年	平成 26 年
全産業	1,990	2,137
A 農業, 林業	8	9
B 漁業	-	-
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-
D 建設業	225	223
E 製造業	113	120
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	1
G 情報通信業	23	16
H 運輸業, 郵便業	58	69
I 卸売業, 小売業	558	561
J 金融業, 保険業	21	21
K 不動産業, 物品賃貸業	109	115
L 学術研究, 専門・技術サービス業	85	77
M 宿泊業, 飲食サービス業	184	216
N 生活関連サービス業, 娯楽業	174	193
O 教育, 学習支援業	140	154
P 医療, 福祉	157	216
Q 複合サービス事業	7	7
R サービス業(他に分類されないもの)	114	126
S 公務(他に分類されるものを除く)	13	13

※資料：平成 21 年、平成 26 年経済センサス 基礎調査（総務省統計局）

資料編 2. 公営墓地等の事例調査

(1) 沖縄県内の公営墓地等

① 公営墓地等の整備状況

沖縄県内には、7市3町7村に35カ所の公営墓地が整備されています。また、公益財団法人が運営する墓地が8カ所整備されています。

以下に沖縄県内の公営墓地および公益財団法人が運営する墓地を示します。

表 資料編 2.1 沖縄県内の公営墓地

市町村名	公営墓地の名称
1 那覇市	①那覇市識名霊園
2 宜野湾市	①宜野湾市野嵩霊園 ②集約墓地
3 浦添市	①浦添墓地公園
4 名護市	①名座喜原墓園 ②宇茂佐霊園
5 沖縄市	①沖縄市霊園墓地1 ②沖縄市霊園墓地2
6 うるま市	①石川市墓地霊園 ②安城原墓地 ③勝連町無縁墓
7 宮古島市	①久貝墓園地 松原墓園地 ②袖山墓地公園 ③ざばおき霊園 ④伊良部町白鳥霊園
8 恩納村	①富着墓地団地 ②真栄田墓地団地 ③宇加地墓地団地 ④喜瀬武原墓地団地 第1 ⑤喜瀬武原墓地団地 第2 ⑥安富祖墓地団地 ⑦太田墓地団地
9 金武町	①金武町宮城原霊園
10 伊江村	①伊江村墓地団地1 ②伊江村墓地団地2
11 嘉手納町	①嘉手納町水釜霊園 ②嘉手納町久得霊園1 ③嘉手納町久得霊園2
12 北谷町	①新川墓地公園
13 中城村	①中城村無縁仏集合墓
14 渡嘉敷村	①渡嘉敷村前山霊園
15 座間味村	①阿真地区墓地公園 ②阿嘉地区墓地公園
16 伊是名村	①伊是名山墓地公園
17 北大東村	①北大東村霊園
計 7市3町7村	35カ所

表 資料編 2.2 沖縄県内の公益財団法人が運営する墓地

事業主体の名称	墓地の名称
1 公益財団法人 沖縄県メモリアル整備協会	①やんばるメモリアルパーク(名護市) ②具志川メモリアルパーク(うるま市) ③泡瀬メモリアルパーク(沖縄市) ④中城メモリアルパーク(中城村) ⑤大里メモリアルパーク(南城市) ⑥宮古島メモリアルパーク(宮古島市) ⑦石垣メモリアルパーク(石垣市)
2 公益財団法人 沖縄県平和祈念墓苑管理協会	①沖縄清明の丘公園(糸満市)
計 2事業主体	8カ所

② 沖縄県内の公営墓地の概要

沖縄県内の公営墓地について、区画面積、墓地形態、主な使用条件などについて各市町村の条例などより調査を行いました。

調査を行った公営墓地では、区画面積は約 6～35m²、形態は従来の墓地形態が多く、墓地の使用料については、約 1,200～55,000 円/m²となっており、管理料が設定されている墓地では 50～100 円/m²となっています。また、従来の墓地形態では、使用期限を設定している公営墓地はありません。

調査結果を以下に示します。

表 資料編 2.3 公営墓地の概要①

名称 (敷地面積)	区画	形態	使用 期限	主な使用条件など	運営 方法	使用料 管理料	付帯 施設
那覇市営 那覇市 識名霊園 (約39,000㎡)	墳墓地 724区画 短期収蔵 納骨室 1,812壇 合葬用 納骨室 2,612壇 合葬室 約20,000体 を収蔵可能	従来型 納骨堂 合葬式	短期収蔵 納骨室 5年 合葬用 納骨室 12年 または 32年	使用者の資格 ・那覇市に住所を有する者 使用許可の取消し ・許可を受けた目的以外に使用したとき ・使用許可日より5年経過しても使用しないとき 使用許可の消滅 ・使用者が死亡し、5年又は使用者の住所が不明となって7年を経過したとき 墳墓などの設備 ・高さ2.8m以内、囲障の高さ0.8m以内	委託	墳墓地(永代) 49,600円/m ² 合葬用納骨室 25,000～ 556,000円 合葬室(永年) 30,000円	駐車場 管理棟 トイレ
宜野湾市営 宜野湾市 野嵩霊園	区画面積 55㎡以内	従来型	設定 無し	使用者の資格 ・宜野湾市に住所を有する者 使用許可の取消し ・許可を受けた目的以外に使用したとき ・使用権を譲渡し、又は使用地を転貸したとき ・使用許可日より2年経過しても使用しないとき 使用権の消滅 ・使用者が死亡し、相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる者から2年以内に継続使用の申請がないとき ・使用権消滅後2年を経過したときは墳墓などを改葬、移転することができる 墳墓などの設備 ・高さ2.8m以内、囲障の高さ0.8m以内	直轄	使用料(永代) 9,000円/m ² 管理料(年間) 100円/m ²	駐車場
浦添市営 浦添墓地公園	区画面積 約13㎡ (平均)	従来型	設定 無し	使用者の資格 ・浦添市に住所を有する者 使用許可の取消し ・許可を受けた目的以外に使用したとき ・使用権を譲渡し、又は使用地を転貸したとき ・使用許可日より5年経過しても使用しないとき 使用権の消滅 ・使用者が死亡し、相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる者から2年以内に継続使用の申請がないとき ・使用権消滅後3年を経過したときは墳墓などを改葬、移転することができる 墳墓などの設備 ・高さ2.8m以内、囲障の高さ0.8m以内	直轄	使用料(永代) 55,300円/m ²	駐車場

表 資料編 2.4 公営墓地の概要②

名称 (敷地面積)	区画	形態	使用 期限	主な使用条件など	運営 方法	使用料 管理料	付帯 施設
沖縄市営 沖縄市霊園 (約43,000㎡)	区画面積 約6~20㎡ 区画数 1,116区画	従来型	設定 無し	使用者の資格 ・沖縄市に住所を有する世帯主 使用許可の取消し ・許可を受けた目的以外に使用したとき ・使用権を譲渡し、又は使用地を転貸したとき ・使用許可日より5年経過しても使用しないとき 使用権の消滅 ・使用者が死亡し、相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる者から5年以内に継続使用の申請がないとき ・使用権消滅後5年を経過したとき又は使用者が所在不明となり10年間確認できなかったときは、墳墓などを改葬、移転することができる ・改葬、移転後10年を経過したときは、無縁として処置することができる 墳墓などの設備 ・高さ2.8m以内、囲障の高さ0.8m以内	直轄	使用料(永代) 17,500円/㎡	駐車場 トイレ
うるま市営 うるま市霊園 (約2,800㎡)	区画数 72区画	従来型	設定 無し	使用者の資格 ・うるま市に住所を有する世帯主 使用許可の取消し ・許可を受けた目的以外に使用したとき ・使用権を譲渡し、又は使用地を転貸したとき ・使用許可日より5年経過しても使用しないとき 使用権の消滅 ・使用者が死亡し、相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる者から10年以内に継続使用の申請がないとき ・使用権の消滅後10年を経過したときは、墳墓などを改葬し、移転することができる ・改葬、移転後10年を経過したときは、無縁として処置することができる 墳墓などの設備 ・高さ3m以内、囲障の高さ1m以内	直轄	使用料(永代) 15,000円/㎡	駐車場 トイレ
宮古島市営 袖山墓地公園 (約50,000㎡)	区画面積 約20㎡ 区画数 478区画	従来型	設定 無し	使用者の資格 ・宮古島市に住所を有する者 使用許可の取消し ・許可を受けた目的以外に使用したとき ・使用権を譲渡し、又は使用地を転貸したとき ・使用許可日より5年経過しても使用しないとき 使用権の消滅 ・使用者が死亡し、相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる者から5年以内に継続使用の申請がないとき ・使用権消滅後3年を経過したときは墳墓などを移転することができる 墳墓などの設備 ・高さ2.8m以内、囲障の高さ0.8m以内	直轄	使用料(永代) 6,500円/㎡	駐車場 トイレ

表 資料編 2.5 公営墓地の概要③

名称 (敷地面積)	区画	形態	使用 期限	主な使用条件など	運営 方法	使用料 管理料	付帯 施設
宮古島市営 ・ ざばおき霊園 (約2,500㎡) ・ 白鳥霊園 (約20,000㎡)		従来型	設定 無し	使用者の資格 ・ 宮古島市に住所を有する者 使用許可の取消し ・ 許可を受けた目的以外に使用したとき ・ 使用権を譲渡し、又は使用地を転貸したとき 使用権の消滅 ・ 使用者が死亡し、その死亡日より相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる者から5年以内に継続使用の申請がないとき ・ 使用権消滅後5年を経過したとき又は使用者が所在不明となり10年間確認できなかったときは、墳墓などを改葬し、移転することができる 墳墓などの設備 ・ 高さ2.8m以内、囲障の高さ0.8m以内	直轄	使用料(永代) 3,000円/㎡	駐車場 トイレ
金武町営 ・ 宮城原霊園 (約41,000㎡) ・ シッチ霊園 ・ 屋嘉霊園	区画面積 約18㎡ 区画数 490区画	従来型	設定 無し	使用者の資格 ・ 金武町に居住し引続き10年以上住所を有する者 使用許可の取消し ・ 許可を受けた目的以外に使用したとき ・ 使用権を譲渡し、又は使用地を転貸したとき ・ 使用許可日より5年経過しても使用しないとき 使用権の消滅 ・ 使用者又は継続者が死亡し、相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる者から5年以内に継続使用の申請がないとき ・ 使用権消滅後5年を経過したときは墳墓などを納骨堂に改装、移転することができる 墳墓などの設備 ・ 高さ2.8m以内、囲障の高さ0.8m以内	直轄	使用料(永代) ・ 宮城原霊園 6,334円/㎡ または 14,892円/㎡ ・ シッチ霊園 3,597円/㎡ ・ 屋嘉霊園 1,246円/㎡	駐車場 納骨堂
伊江村営 伊江村霊園 (約7,600㎡)	区画面積 約35㎡ 区画数 230区画	従来型	設定 無し	使用者の資格 ・ 伊江村に住所を有する者または本籍を有する者 使用許可の取消し ・ 許可を受けた目的以外に使用したとき ・ 使用権を譲渡し、又は使用地を転貸したとき ・ 使用許可日より8年経過しても使用しないとき 使用権の消滅 ・ 使用者が死亡し、相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる者から5年以内に継続使用の申請がないとき ・ 使用権消滅後10年を経過したときは墳墓などを改葬、移転することができる 墳墓などの設備 ・ 高さ2.8m以内、囲障の高さ0.8m以内	直轄	使用料(永代) 230,000円/区画 (約6,571円/㎡)	駐車場 トイレ

表 資料編 2.6 公営墓地の概要④

名称 (敷地面積)	区画	形態	使用期限	主な使用条件など	運営方法	使用料 管理料	付帯施設
嘉手納町営 ・久得霊園 ・水釜霊園 ・嘉手納霊園	-	従来型	設定無し	使用者の資格 ・嘉手納町に住所を有する者 使用許可の取消し ・許可を受けた目的以外に使用したとき ・使用権を譲渡し、又は使用地を転貸したとき ・使用許可日より3年経過しても使用しないとき 使用権の消滅 ・使用者が死亡日から起算して、5年を経過してもなお相続人等祭祀を主宰する者から継続使用の申請がないとき ・使用権消滅後2年を経過したとき又は使用者が住所不明となり、10年を経過しても承継者が確認できないときは墳墓などを移転することができる	直轄	使用料(永代) 久得 31,000円/m ² 水釜 45,000円/m ² 嘉手納 34,000円/m ² 管理料(年間) 50円/m ²	駐車場 トイレ 納骨堂
北谷町営 新川墓地公園 (約13,000m ²)	区画面積 約12m ² 区画数 161区画	従来型	設定無し	使用者の資格 ・北谷町に住所を有する者 使用許可の取消し ・許可を受けた目的以外に使用したとき ・使用権を譲渡し、又は使用地を転貸したとき ・使用許可日より5年経過しても使用しないとき 使用権の消滅 ・使用者が死亡し、相続人又は親族のうち祭祀を主宰するものから5年以内に承継申請がないとき ・使用権消滅後2年を経過したとき又は使用者が住所不明となり、7年を経過しても承継者が確認できないときは、収蔵された遺骨を改葬し、墳墓などを撤去できる 墳墓などの設備 ・高さ2.8m以内、囲障の高さ0.8m以内	直轄	使用料(永代) 41,600円/m ² 管理料(年間) 100円/m ²	駐車場 トイレ
渡嘉敷村営 渡嘉敷村 前山墓園	区画面積 19.8m ²	従来型	設定無し	使用者の資格 ・渡嘉敷村に住所を有する者 使用許可の取消し ・使用許可日より5年経過しても使用しないとき 使用権の消滅 ・使用者が死亡し、相続人又は親族等で祭祀をつかさどる者がいないとき ・使用者の住所が10年以上明らかでないとき ・使用権消滅後、墳墓などを移転することができる	直轄	使用料(永代) 25,758円/m ² 管理料(年間) 197円/m ²	-
座間味村営 ・阿真地区 墓地公園 ・阿嘉地区 墓地公園	区画面積 18m ²	従来型	設定無し	使用者の資格 ・座間味村に住所を有する者 使用許可の取消し ・使用許可日より5年経過しても使用しないとき 使用権の消滅 ・使用者が死亡し、相続人又は親族等で祭祀をつかさどる者がいないとき ・使用者の住所が10年以上明らかでないとき ・使用権消滅後、墳墓などを移転することができる	直轄	使用料(永代) 阿真地区 33,111円/m ² 阿嘉地区 20,000円/m ² 管理料(年間) 144円/m ²	-

a. 那覇市営 識名霊園

識名霊園には、一般区画の他に那覇市民共同墓や芝生広場があり、グランドゴルフ場も整備されています。



図 資料編 2.1 那覇市営 識名霊園

那覇市民共同墓は、合葬式墓地(1階)と短期収蔵納骨室(地下)を備えた施設で、合葬式墓地には複数の焼骨を埋蔵し、市が永年管理を行います。



図 資料編 2.2 那覇市民共同墓

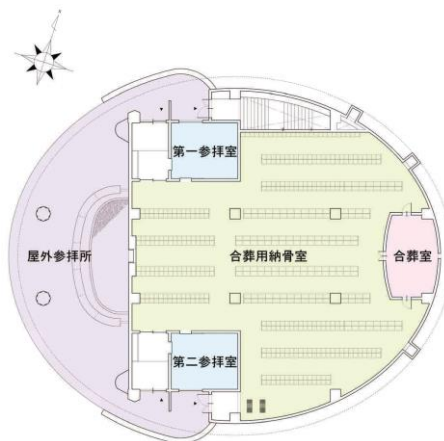


図 資料編 2.3 1階平面図
(那覇市民共同墓パンフレットより)

合葬室は、複数の焼骨を埋蔵する施設で、焼骨は骨壺から布袋等に移し埋蔵されます。合葬室に埋蔵された焼骨は、取り出すことはできません。

合葬用納骨室は、焼骨を合葬室に共同埋蔵する前に 12 年間(13 回忌)または 32 年間(33 回忌)納骨壇に埋蔵する施設で、納骨壇は大きさにより 1 体用、2 体用、特殊壇の 3 種類があります。使用期間が過ぎると合葬室へ共同埋蔵されます。

短期収蔵納骨室(地下)は、使用期間 5 年間で焼骨を預かる施設で、1 回に限り使用期間を更新することができます。

那覇市民共同墓は、一つの大きなお墓となっているため、納骨壇の前での参拝等はできません。参拝は、屋外参拝所または参拝室(有料、要予約)にて行います。



図 資料編 2.4 屋外参拝所
(那覇市民共同墓パンフレットより)



図 資料編 2.5 納骨壇
(那覇市民共同墓パンフレットより)

表 資料編 2.7 那覇市民共同墓 使用料金

区分		使用期間	使用料金	
合葬式墓地	合葬室	永年	30,000 円	
	合葬用納骨室	1 体用納骨壇	12 年	82,000 円
			32 年	169,000 円
		2 体用納骨壇	12 年	164,000 円
			32 年	338,000 円
	特殊壇	12 年	238,000 円	
32 年		586,000 円		
短期収蔵納骨室	1 体用納骨壇	5 年	25,000 円	
	2 体用納骨壇	5 年	50,000 円	
	特殊壇	5 年	100,000 円	
参拝室		1 時間	500 円	

b. 浦添市営 浦添墓地公園

浦添墓地公園は、浦添大公園と国指定史跡 浦添城趾に隣接しています。

現在は、公共事業により移転する必要がある墓地を受け入れるのみとなっています。



図 資料編 2.6 浦添市営 浦添墓地公園

c. 沖縄市営 沖縄市霊園

沖縄市霊園は、沖縄市倉敷に位置しており、沖縄葬祭場に隣接しています。



図 資料編 2.7 沖縄市営 沖縄市霊園

d. 北谷町営 新川墓地公園

新川墓地公園は、北谷町を流れる新川の上流、北中城村と沖縄市の境界近くに位置しています。

沖縄県内では、比較的新しい公営墓地となります。



図 資料編 2.8 北谷町営 新川墓地公園

e. 嘉手納町営 久得霊園

久得霊園は、嘉手納町久得に位置しており、嘉手納町葬祭場に隣接しています。



図 資料編 2.9 嘉手納町営 久得霊園

③ 沖縄県内の公益財団法人が運営する墓地の概要

沖縄県内において、墓地を運営している公益財団法人は、2法人で、8カ所の墓地があります。

a. 公益財団法人 沖縄県メモリアル整備協会

公益財団法人 沖縄県メモリアル整備協会は、沖縄県内7カ所に管理型公園墓地を運営しています。

利用者の様々な要望に対応するために、承継が続く限り使用できる区画面積が1～8m²の一般墓所、使用期限が設定されている家族墓、合祀永代供養墓、納骨堂などが整備されています。

以下に公益財団法人 沖縄県メモリアルパークが運営している管理型墓地の概要を示します。

表 資料編 2.8 公益財団法人 沖縄県メモリアル整備協会 管理型公園墓地の概要

名 称	区画数	墓地形態	付帯施設
やんばるメモリアルパーク	505区画	<ul style="list-style-type: none"> ・一般墓所 ・家族墓 ・合葬墓 ・納骨堂 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所 ・駐車場 ・トイレ
中城メモリアルパーク	1,475区画	<ul style="list-style-type: none"> ・一般墓所 ・家族墓 ・合葬墓 ・納骨堂 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所 ・駐車場 ・トイレ ・休憩所 ・セレモニーホール
泡瀬メモリアルパーク	340区画	<ul style="list-style-type: none"> ・一般墓所 ・家族墓 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所 ・駐車場 ・トイレ ・休憩所
具志川メモリアルパーク	605区画	<ul style="list-style-type: none"> ・一般墓所 ・家族墓 ・合葬墓 ・納骨堂 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所 ・駐車場 ・トイレ ・休憩所
大里メモリアルパーク	340区画	<ul style="list-style-type: none"> ・一般墓所 ・家族墓 ・合葬墓 ・納骨堂 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所 ・駐車場 ・トイレ
宮古島メモリアルパーク	550区画	<ul style="list-style-type: none"> ・一般墓所 ・家族墓 ・合葬墓 ・納骨堂 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所 ・駐車場 ・トイレ
石垣メモリアルパーク	738区画	<ul style="list-style-type: none"> ・一般墓所 ・家族墓 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所 ・駐車場 ・トイレ ・休憩所

中城メモリアルパークと大里メモリアルパークは、高台に位置しており、階段状に墓地区画が整備されています。



図 資料編 2.10 中城メモリアルパーク



図 資料編 2.11 大里メモリアルパーク

合祀永代供養墓 おきなわ霊廟は、遺骨をひとつの墓地に合祀する合葬墓です。

おきなわ霊廟では、遺骨を1年間納骨堂で安置し、合祀を行っています。

また、納骨された方の名前は、石碑に刻まれます。

おきなわ霊廟の使用料は、93,200円/体となっており、管理料などはありません。

「少子化により墓地の後継者がいなくなる可能性が高い」や「子供達に墓地の維持管理について負担をかけたくない」などの考えから利用されています。

その他の形態には、一定期間後におきなわ霊廟に合祀永代供養を行える「花想」などもあります。



図 資料編 2.12 合祀永代供養墓・納骨堂 「おきなわ霊廟」



図 資料編 2.13 中城メモリアルパーク 「花想」

b. 公益財団法人 沖縄県平和祈念墓苑管理協会

公益財団法人 沖縄県平和祈念墓苑管理協会は、管理型公園墓地「沖縄清明の丘公園」を運営しています。

利用者の様々な要望に対応するために、承継が続く限り使用できる区画面積が 2～15m²の一般墓所、使用期限が設定されている 13 回忌合祀墓、永代合祀墓、納骨堂などが整備されています。

以下に公益財団法人 沖縄県平和祈念墓苑管理協会が運営している管理型墓地「沖縄清明の丘公園」の概要を示します。

表 資料編 2.9 沖縄清明の丘公園 の概要

区画数	墓地形態	付帯施設
1,740区画	<ul style="list-style-type: none"> ・一般墓所 ・13回忌合祀墓 ・永代合祀墓 ・納骨堂 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所 ・駐車場 ・トイレ ・休憩所 ・セレモニーホール

沖縄清明の丘公園は、国立公園内の自然公園法第三種特別地域に位置しており、緑豊かな環境となっています。



図 資料編 2.14 沖縄清明の丘公園

永代合祀墓は、遺骨をひとつの墓地に合祀する合葬墓です。

13 回忌合祀墓は、13 回忌の法要が終わったあとに合祀墓に移され、永代供養が行われます。

永代合祀墓の使用料は、50,000 円/体、13 回忌合祀墓は 280,000 円/体となっており、ともに管理料などはありません。

合祀墓は、「少子化により墓地の後継者がいなくなる可能性が高い」や「子供達に墓地の維持管理について負担をかけたくない」などの考えから利用されています。



図 資料編 2.15 沖縄清明の丘公園 「永代合祀墓」・「13 回忌合祀墓」

(2) 沖縄県外の公営墓地

沖縄県外では、従来の墓地形態の他に「芝生型墓地」や「合葬式墓地」等の新しい墓地形態が採用されています。

① 神奈川県 横浜市 メモリアルグリーン

横浜市では、平成 14 年 2 月に閉園した「横浜ドリームランド」の跡地に横浜市営墓地メモリアルグリーンを整備しています。

「メモリアルグリーン」は、既存の緑を活用し「野球場(横浜薬大スタジアム)を備えた総合公園(俣野公園)」と一体的に整備されています。

○メモリアルグリーンの概要

面積

- ・約 6.1ha (内公園との供用区域 約 3.0ha)

施設内容

- ・芝生型墓地(7,500 区画)
- ・合葬式樹木型墓地(3 ヲ所 3,000 体収容)
- ・合葬式慰霊碑型墓地(1 ヲ所 12,000 体収容)
- ・レストハウス
- ・駐車場約 400 台



図 資料編 2.16 メモリアルグリーン および 俣野公園(横浜市ホームページより)

a. 芝生墓地

メモリアルグリーンの芝生型墓地は、芝生を敷き詰めた広場に四角いプレートを墓標とした墓地です。

墓標とするプレートは、縦 35 センチ×横 45 センチの A 3 サイズの用紙程の大きさで、名前などが入れられる銘板を設置できます。

メモリアルグリーン 芝生型墓地の概要

区画数：7,500 区画(1 区画(1m×1m) 約 6 体程度 埋蔵可能)

使用料：永代使用 900,000 円/区画

30 年使用 450,000 円/区画(更新可能)

管理料：年間 8,000 円/区画

使用条件：横浜市民であること

その他：使用料には、プレートとカロート(納骨施設)の費用が含まれていますが、銘板の費用は別途必要です。また、プレートは墓地全体の景観に配慮し、整然とした空間にするために市が用意することになっており、個人で設置することはできません。承継者がいなくなった場合は、遺骨は合同埋蔵され、芝生型納骨施設は市に返還されます。

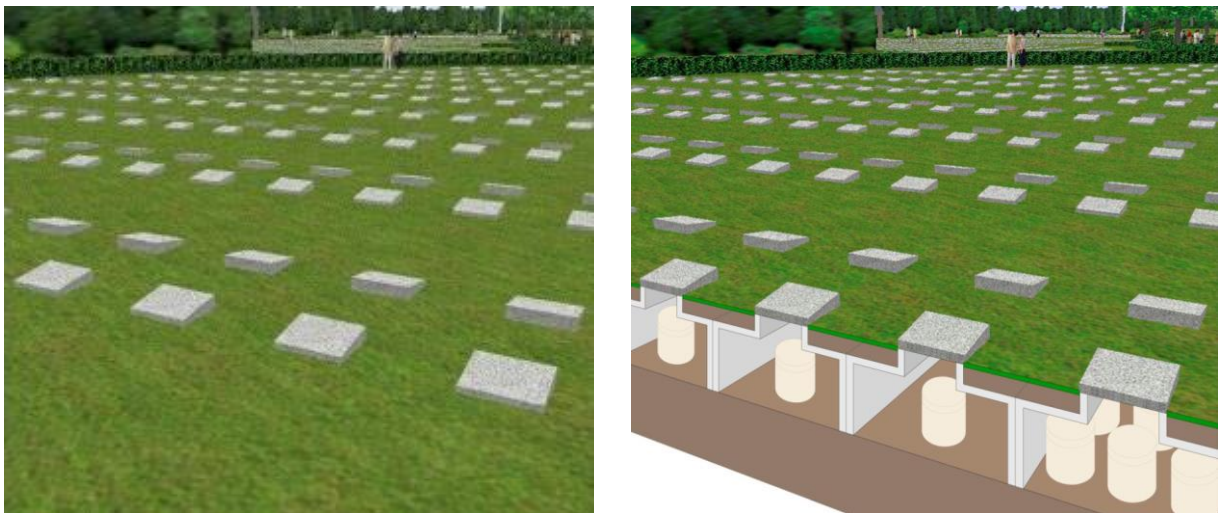


図 資料編 2.17 芝生型墓地のイメージ(横浜市ホームページより)



図 資料編 2.18 芝生型墓地

b. 合葬式樹木型墓地

メモリアルグリーンの合葬式樹木型墓地は、大きな樹木を墓標とし、低木、芝、花などで覆われたマウンド上の区画に骨壺をまとめて埋蔵する墓地です。

埋蔵は、骨壺に遺骨を納めたまま、土の中に直接埋蔵されます。

参拝は、手前にある献花台で行う間接参拝方式が採用されています。

メモリアルグリーン 合葬式樹木型墓地の概要

区画数：3箇所(1箇所 1,000体 埋蔵可能)

使用料：永代使用 140,000円/体

管理料：永代使用 60,000円/体

使用条件：横浜市民であること

その他：納骨作業は、管理者によって行われ、納骨後、他の墓地への改葬はできません。また、どの位置に納骨されているかは、台帳で確認できるようになっていますが、防犯面から現地では明示されていません。

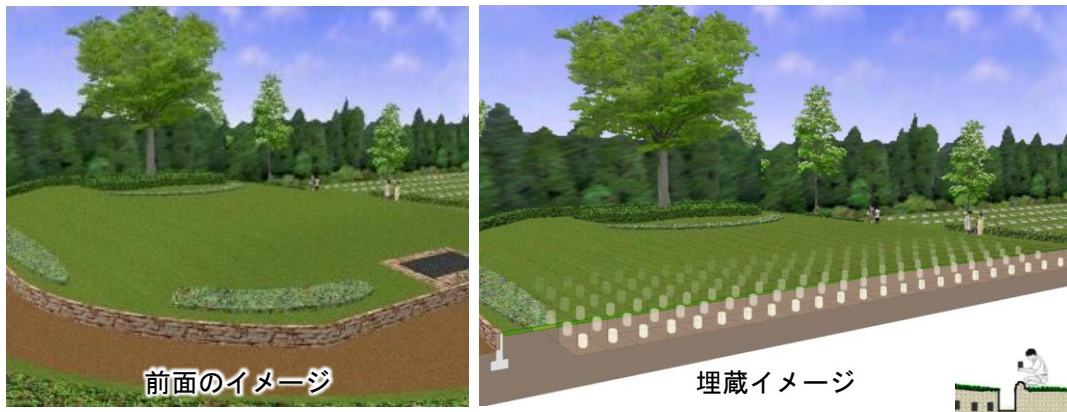


図 資料編 2.19 合葬式樹木型墓地のイメージ(横浜市ホームページより)



図 資料編 2.20 合葬式樹木型墓地

c. 合葬式慰霊碑型墓地

メモリアルグリーンの合葬式慰霊碑型墓地は、地上部に慰霊碑が設置されており、地下の納骨施設の棚に骨壺が収蔵されます。

参拝は、慰霊碑の手前にある献花台で行う間接参拝方式が採用されています。

メモリアルグリーン 合葬式慰霊碑型墓地の概要

区画数：1箇所(12,000体埋蔵可能)

使用料：30年使用 60,000円/体(更新可能)

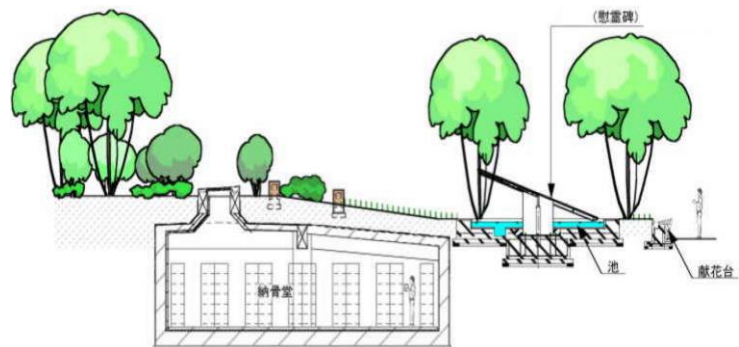
管理料：30年使用 30,000円/体

使用条件：横浜市民であること

その他：更新しない場合は、使用者が遺骨を引き取るか、合同埋蔵するか選択できます。



前面のイメージ



納骨形態のイメージ

図 資料編 2.21 合葬式慰霊碑型墓地のイメージ(横浜市ホームページより)



慰霊碑・献花台



納骨堂入口

図 資料編 2.22 合葬式慰霊碑型墓地

※納骨施設内での参拝はできません。

② 神奈川県 川崎市 緑ヶ丘霊園・星野聖地公園

川崎市では、公営墓地を埋葬場所だけとしてではなく、「緑の保全」や「レクリエーション機能」をあわせもつ都市計画法に基づく墓園として『緑ヶ丘霊園』と『早野聖地公園』の2つの公営墓地が整備されています。

緑ヶ丘霊園は、昭和 15 年に都市計画決定され、昭和 18 年に開設されました。

早野聖地公園は、昭和 44 年に都市計画決定され、昭和 46 年から用地取得や墓地の造成工事が進められています。

星野聖地公園には、従来の墓地形態である一般墓所のほか、新形式である壁面型墓所や芝生型墓所、集合個別型墓所が整備されています。

○緑ヶ丘霊園の概要

面積

- ・約 57.8ha

施設内容

- ・一般墓所(区画面積 4~16m²、25,007 区画)
- ・無縁合葬簿(1 ヲ所 平成 25 年整備予定)
- ・納骨堂(R C 平屋建、26,500 体収蔵可能)

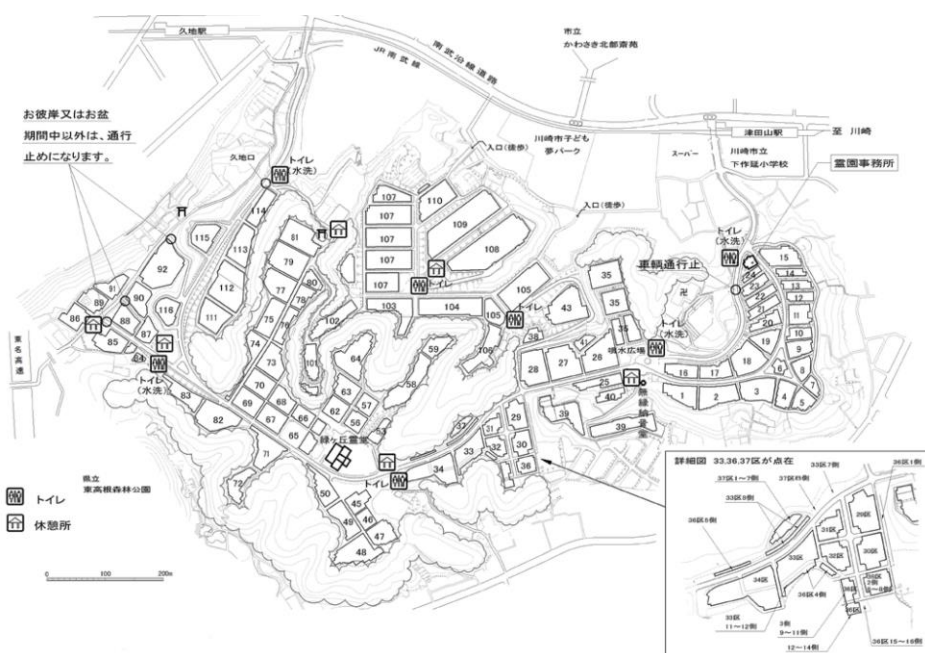


図 資料編 2.23 緑ヶ丘霊園 概略図(川崎市ホームページより)

○早野聖地公園の概要

面積

- ・約 36.2ha

施設内容

- ・一般墓所(区画面積 4m²、4,858 区画)
- ・芝生型墓所(2,000 区画)
- ・壁面型墓所(3,002 区画)
- ・集合個別型墓所(2,052 区画)

※平成 30 年度までに壁面墓所を 1,400 区画増設する予定となっています。

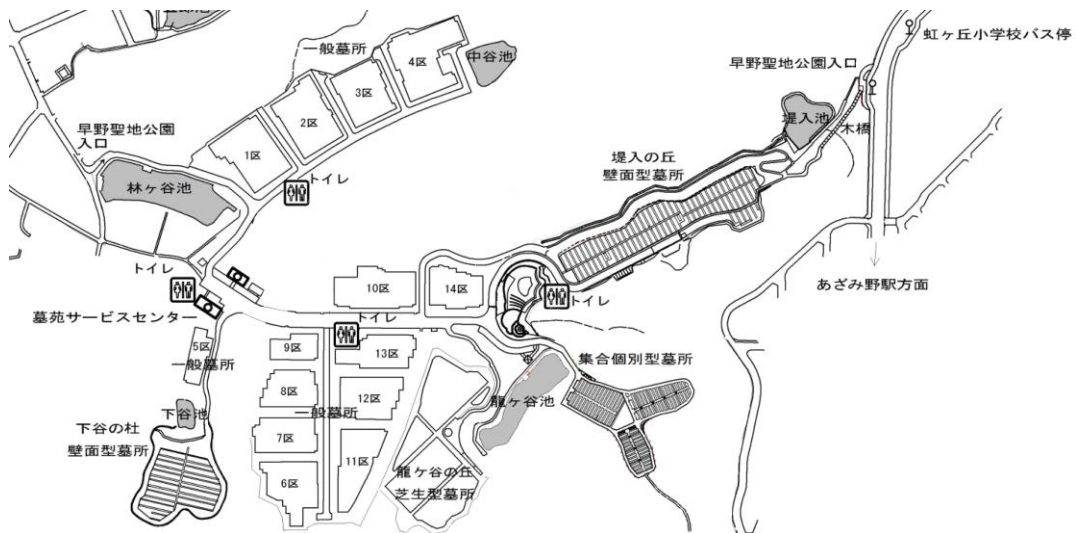


図 資料編 2.24 早野聖地公園 概略図(川崎市ホームページより)

a. 一般墓所

一般墓所は、従来の墓地形態の墓所となっています。

緑ヶ丘霊園には、区画面積が 4m^2 、 6m^2 、 8m^2 、 12m^2 、 16m^2 のものがあり、早野聖地公園には、 4m^2 のみが整備されています。

緑ヶ丘霊園・早野聖地公園 一般墓所の概要

区画数：緑ヶ丘霊園 25,007 区画

(4m^2 11,991区画、 6m^2 11,427区画、 8m^2 306区画、 12m^2 921区画、 16m^2 104区画、その他 258区画)

早野聖地公園 4,858区画(4m^2 のみ)

使用料：緑ヶ丘霊園 永代使用 $250,000\text{円}/\text{m}^2$

早野聖地公園 永代使用 $165,000\text{円}/\text{m}^2$

管理料：緑ヶ丘霊園 年間 $700\text{円}/\text{m}^2$

早野聖地公園 年間 $700\text{円}/\text{m}^2$

使用条件：遺骨がある場合は、川崎市に1年以上在住している者

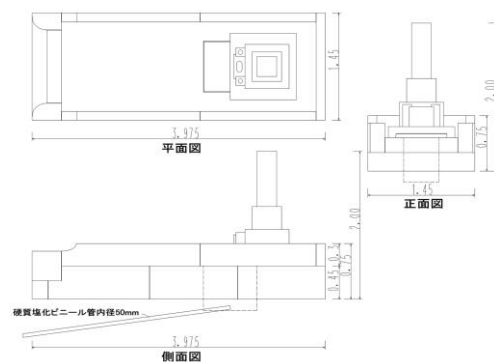
遺骨がない場合は、川崎市に5年以上在住している者

その他：墓碑、囲い、納骨設備などの墓所設備はすべて使用者の負担で設置することになっています。

納骨設備などの設置には、墓碑の高さ(2m以内)、盛土設備の高さ(0.45m以内)、各境界から2.5cm以上離すこと、カロート(納骨設備)の面積は使用区画面積の2割以内などの制限があります。



緑ヶ丘霊園 一般墓所(6㎡)



一般墓所(6㎡) 墓碑・納骨設備等の設置例

図 資料編 2.25 緑ヶ丘公園 一般墓所(川崎市ホームページより)

b. 芝生型墓所(早野聖地公園)

早野聖地公園の芝生型墓所は、横浜市メモリアルグリーンの芝生型墓地と同様に芝生を敷き詰めた広場に四角いプレートが墓標とした墓地です。

早野聖地公園 芝生型墓所の概要

区画数：2,000 区画

使用料：永代使用 1,304,000円/区画

管理料：年間 7,200 円/区画

使用条件：遺骨がある場合は、川崎市に1年以上在住している者
遺骨がない場合は、川崎市に5年以上在住している者



図 資料編 2.26 早野聖地公園 芝生型墓所(川崎市ホームページより)

c. 壁面型墓所(早野聖地公園)

早野聖地公園の壁面型墓所は、板状の墓石を背中合わせに設置されています。
骨壺は、地下のカロート(納骨設備)に埋蔵されます。

早野聖地公園 壁面型墓所の概要

区画数：3,002 区画

使用料：永代使用 1,403,000円/区画

管理料：年間 7,200 円/区画

使用条件：遺骨がある場合は、川崎市に1年以上在住している者
遺骨がない場合は、川崎市に5年以上在住している者

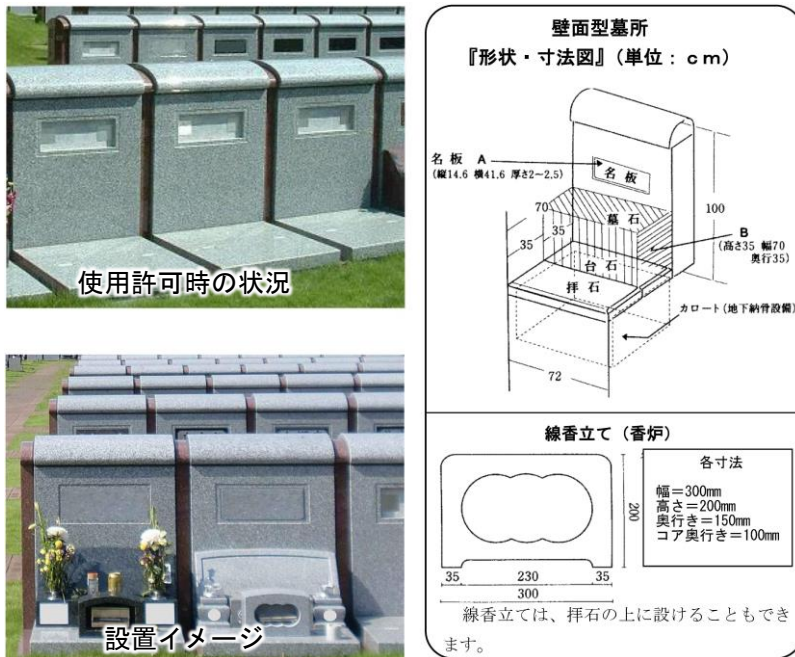


図 資料編 2.27 早野聖地公園 壁面型墓所の規格など(川崎市営墓地募集要項より)



図 資料編 2.28 早野聖地公園 壁面型墓所(川崎市ホームページより)

d. 集合個別型墓所(早野聖地公園)

早野聖地公園の集合個別型墓所は、箱型の形状をしており、壁面型墓所と同様に背中合わせに配置されています。

早野聖地公園 集合個別型墓所の概要

区画数：2,052 区画

使用料：永代使用 717,000円/区画

管理料：年間 4,100 円/区画

使用条件：遺骨がある場合は、川崎市に1年以上在住している者
遺骨がない場合は、川崎市に5年以上在住している者



図 資料編 2.29 早野聖地公園 集合個別型墓所(川崎市ホームページより)

③ 神奈川県 相模原市 峰山霊園

峰山霊園には、普通墓所、芝生墓所、墓石付芝生墓所、合葬式墓所の4種類の墓所が整備されています。

○峰山霊園の概要

面積

- ・約 15ha（公園面積 4.6ha、墓域面積 10.4ha）

施設内容

- ・普通墓所 2,032 区画（2.5㎡・956 区画、4㎡・1,776 区画）
- ・芝生墓所 4,424 区画（2.5㎡・1,401 区画、4㎡・3,023 区画）
- ・墓石付芝生墓所 392 区画（2.5㎡）
- ・合葬式墓所 1 箇所（収容体数 5,000 体）

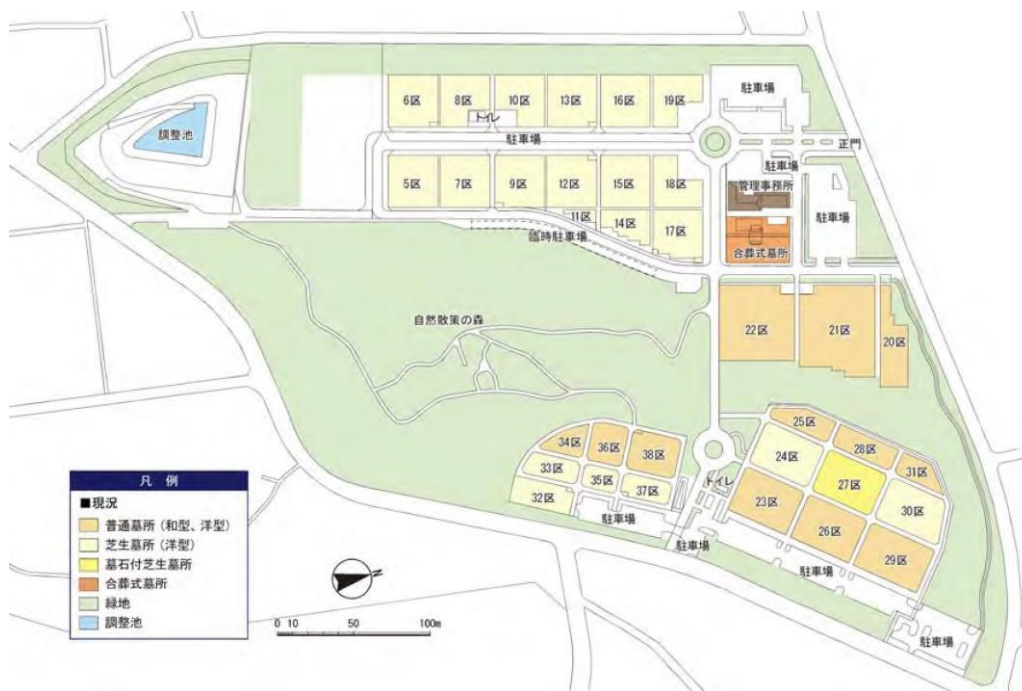


図 資料編 2.30 峰山霊園 概略図
(相模原市営墓地基本計画(相模原市)より)

a. 普通墓所・芝生墓所

普通墓所・芝生墓所には、区画面積が 2.5 m² と 4 m² のものが整備されています。

峰山霊園 普通墓所・芝生墓所の概要

区画数：	普通墓所	2,032 区画	(2.5 m ² 956 区画、4 m ² 1,776 区画)
	芝生墓所	4,424 区画	(2.5 m ² 1,401 区画、4 m ² 3,023 区画)
使用料：	普通墓所 永代使用	2.5m ² 445,000円/区画	(178,000円/m ²)
		4m ² 606,000円/区画	(151,500円/m ²)
	芝生墓所 永代使用	2.5m ² 445,000円/区画	(178,000円/m ²)
		4m ² 606,000円/区画	(151,500円/m ²)
管理料：	普通墓所 2.5m ²	4,500円/区画・年	(1,800円/m ² ・年)
		4m ² 6,500円/区画・年	(1,625円/m ² ・年)
	芝生墓所 2.5m ²	4,500円/区画・年	(1,800円/m ² ・年)
		4m ² 6,500円/区画・年	(1,625円/m ² ・年)

使用条件：公募告示の日の前日から起算して1年前から引続き相模原市に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者。

その他：普通墓所は、墓碑・囲い・納骨設備(カロート)等の墓所設備はすべて使用者の負担で設置、芝生墓所は、納骨設備(カロート)以外の墓所設備を使用者の負担で設置することになっています。各墓所への墓碑などの設置は、設置基準に従い設置する必要があります。

年間管理料は4月1日時点で市外に住民登録がある場合は、5割増しとなる。

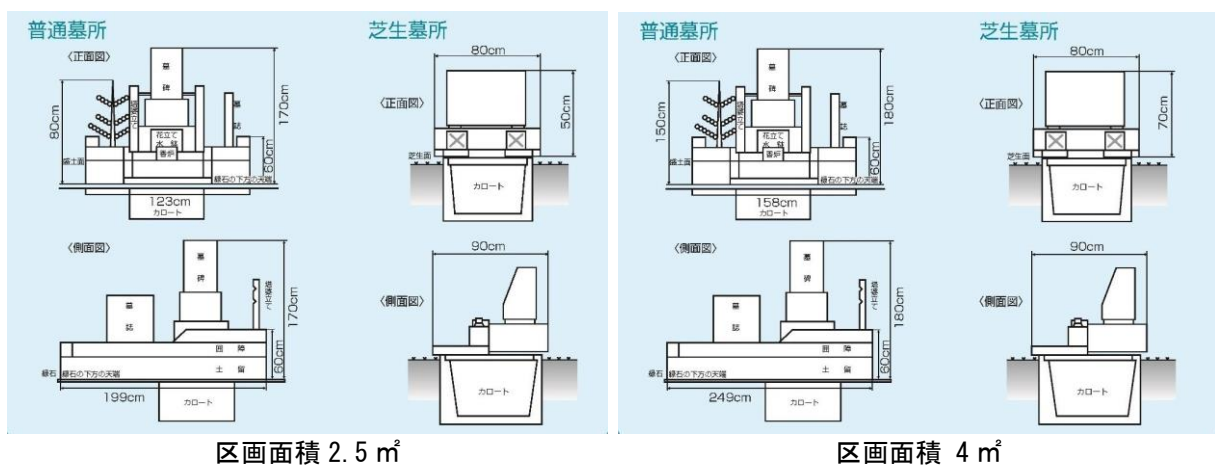


図 資料編 2.31 峰山霊園 普通墓所・芝生墓所 基準寸法図
(「峰山霊園 一般墓所利用のしおり」より)

b. 墓石付芝生墓所

墓石付芝生墓所は、納骨施設(カロート)と墓石があらかじめ設置されています。

現段階では永続的な埋蔵が未定、当面の経済的負担を軽くしたい、将来的には合葬式墓所を検討したいが現時点では抵抗がある方等向けの墓所で、10年間の使用期間が設定されています。10年毎に使用期間を更新することができますが、更新する度に改めて使用料がかかります。

峰山霊園 墓石付芝生墓所の概要

区画数：392区画(2.5㎡)

使用料：189,000円/区画・10年(75,600円/㎡・10年)

管理料：4,500円/区画・年

その他：更新時に市外に住民登録がある場合は、使用料が5割増しとなる。
年間管理料は4月1日時点で市外に住民登録がある場合は、5割増しとなる。

設置されている墓石には彫刻等はできないが、墓石の前に別途「家名石」等を使用者負担で設置する事が可能。



図 資料編 2.32 峰山霊園 墓石付芝生墓所(相模原市ホームページより)

c. 合葬式墓所

合葬式墓所は、遺骨を許可日から 20 年間骨壺で埋蔵し、その後は合葬(共同埋蔵)します。

参拝は、モニュメントが設置された参拝所で参拝を行います。(間接参拝方式)

また、埋蔵者・埋蔵予定者氏名を刻字する記名板が設置されており、刻字費用を負担することにより利用することができます。

峰山霊園 合葬式墓所の概要

区画数：1 箇所 (収容体数 5,000 体)

使用料：永代使用 90,000円/体

管理料：なし

使用条件：公募告示の日の前日から起算して 1 年前から引続き相模原市に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者。

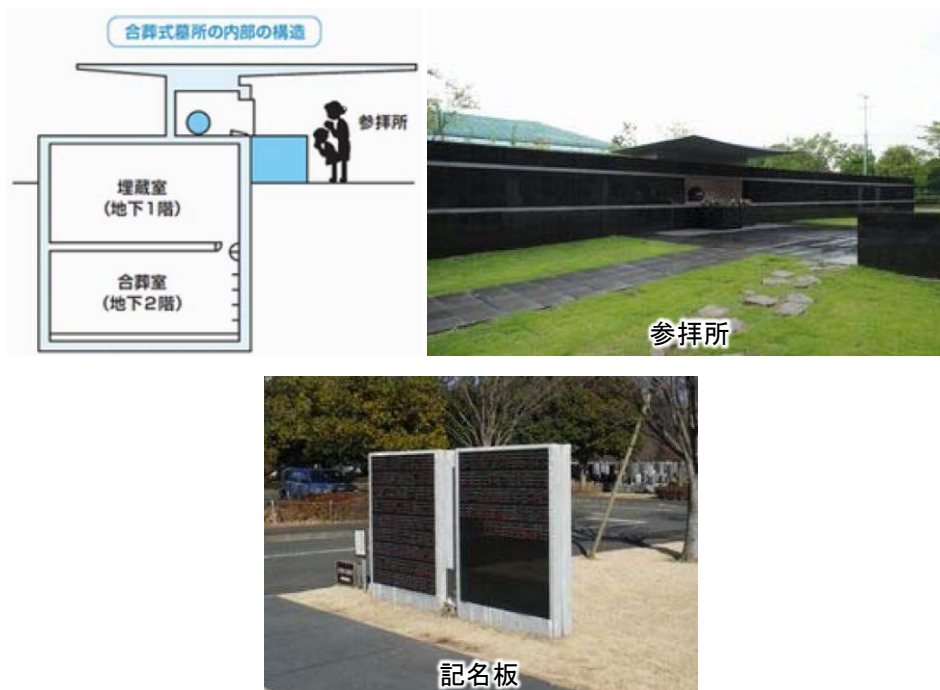


図 資料編 2.33 峰山霊園 合葬式墓所 (相模原市ホームページより)

④ 埼玉県 さいたま市 思い出の里市営霊園

思い出の里市営霊園は、公園墓地として昭和 51 年 4 月に開設されています。

霊園敷地内には、サクラやケヤキなどの木々が多く植栽されています。

思い出の里市営霊園には、普通墓地、芝生墓地、屋内墓地、屋外墓地(3 段型壁墓地)、合葬式墓地が整備されています。

また、園内には、遺骨を一時的に預けることができる納骨堂、通夜・告別式、法要などを行うための葬祭場も整備されています。

○思い出の里市営霊園の概要

面積

- ・約 27ha

施設内容

- ・普通墓地 5.0 m²(1,846 区画)
- ・芝生墓地 3.3 m²(13,741 区画)、4.5 m²(1,292 区画)、5.0 m²(1,846 区画)
- ・屋内墓地 6 体用(1,064 区画)、8 体用(1,176 区画)
- ・屋外墓地 4 体用(527 区画)、8 体用(267 区画)
- ・合葬式墓地 1,200 区画
- ・納骨堂 (400 体収蔵可能)
- ・葬祭場(思い出の里会館)
- ・駐車場



図 資料編 2.34 思い出の里市営霊園 屋内墓地と合葬式墓地

(「建築設計資料 109 葬祭場・納骨堂 2 (樹建築資料研究社)より)

a. 屋内墓地

思い出の里市営霊園の屋内墓地は、3階建ての立体墓地となっており、季節の変化が感じられるよう、外壁はなく、開放的な空間となっています。

利用者は、カロート(納骨設備)の上に墓碑などを設置できます。

思い出の里市営霊園 屋内墓地の概要

区画数：6体用(1,064区画)、8体用(1,176区画)

使用料：6体用 永代使用 691,000円/区画

8体用 永代使用 773,000円/区画

管理料：6体用・8体用共に年間 6,780円/区画

使用条件：さいたま市に1年以上在住しているもの

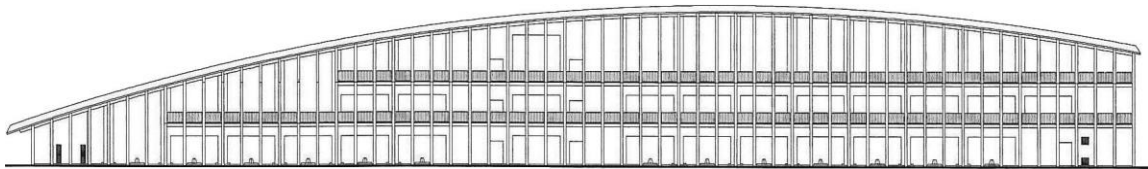


図 資料編 2.35 思い出の里市営霊園 屋内墓地 南立面図

(「建築設計資料 109 葬祭場・納骨堂 2 (㈱建築資料研究社)より)



カロート(納骨設備)

図 資料編 2.36 思い出の里市営霊園 屋内墓地 1階

(「建築設計資料 109 葬祭場・納骨堂 2 (㈱建築資料研究社)より)



外観

内観

図 資料編 2.37 思い出の里市営霊園 屋内墓地

(「さいたま市墓地行政の基本方針(平成27年9月)さいたま市)より)

b. 屋外墓地

思い出の里市営霊園の屋外墓地は、3段型の石造りの立体墓地となっており、上段および中段が4体用、下段が8体用になっています。

思い出の里市営霊園 屋外墓地の概要

区画数：4体用・上段(267区画)、4体用・中段(260区画)
8体用・下段(267区画)

使用料：4体用(上中段) 永代使用 214,000円/区画
8体用(下段) 永代使用 317,000円/区画

管理料：4体用(上中段)・8体用(下段)共に年間 2,930円/区画

使用条件：さいたま市に1年以上在住しているもの

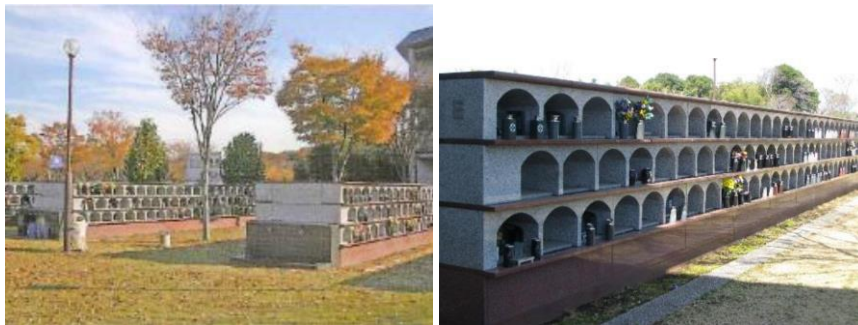


図 資料編 2.38 思い出の里市営霊園 屋外墓地

(「さいたま市墓地行政の基本方針(平成27年9月)さいたま市」より)

c. 合葬式墓地

合葬式墓地は、多くの遺骨を一緒に埋蔵する施設で、参拝は、正面にある祭壇にて行います。

思い出の里市営霊園 合葬式墓地の概要

区画数：単身・夫婦用(1,200区画)

使用料：140,000円/区画

管理料：なし

使用条件：さいたま市に1年以上在住しているもの



図 資料編 2.39 思い出の里市営霊園 屋外墓地

(「さいたま市墓地行政の基本方針(平成27年9月)さいたま市」より)

⑤ 宮崎県 宮崎市 宮崎南部墓地公園

宮崎南部墓地公園は、従来の一般墓地(和洋式墓地)に併せて、芝墓地、納骨堂及び合葬墓が整備されています。また、自然林や散策道、多目的広場等の公園機能を持たせることにより、住民が自然に触れ合いながら、快適で安心して暮らせる生活環境づくりとなるよう「墓地公園」として整備されています。

○宮崎南部墓地公園の概要

面積

- ・約 16.5ha (公園 約 11.5ha、墓地 約 5ha)

施設内容

- ・一般墓地 和洋式墓地 2,113 区画
芝墓地 914 区画
- ・納骨堂 世帯式納骨壇 563 壇
個人式納骨壇 405 壇
自動搬送式納骨壇 289 壇
- ・合葬墓 1 箇所 (600 体 収蔵可能)
- ・休憩所
- ・多目的広場
- ・駐車場



図 資料編 2.40 宮崎南部墓地公園 概要図

(「宮崎南部墓地公園 墓地公園の利用案内」より)

a. 一般墓地 和洋式墓地

和洋式墓地は、従来からの墓地形態となり、和式、洋式のどちらでも墓碑が建立できます。

宮崎南部墓地公園 一般墓地 和洋式墓地の概要

区画数：2,113 区画(5 m²/区画)

使用料：永代使用 570,000 円/区画(114,000 円/m²)

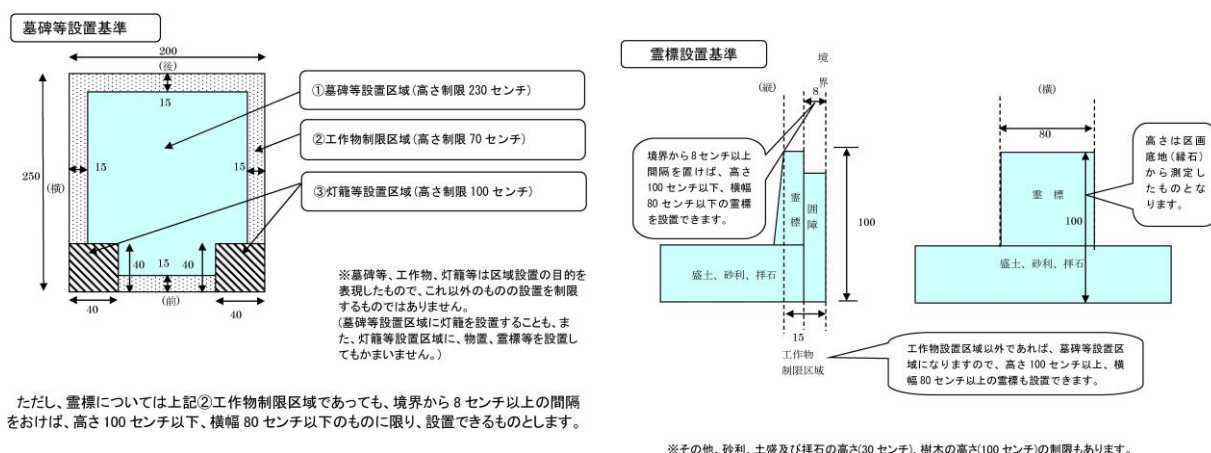
管理料：4,830 円/区画・年

使用条件：宮崎市に住所を有し、祭祀を主催する者。

その他：墓碑・囲い・納骨設備(カロート)等の墓所設備はすべて使用者の負担で設置することになっています。墓碑などの設置は、設置基準に従い設置する必要があります。



図 資料編 2.41 宮崎南部墓地公園 一般墓地 和洋式墓地
(「宮崎南部墓地公園 墓地公園の利用案内」より)



ただし、壺標については上記②工作物制限区域であっても、境界から8センチ以上の間隔をおけば、高さ100センチ以下、横幅80センチ以下のものにより、設置できるものとします。

図 資料編 2.42 宮崎南部墓地公園 一般墓地 和洋式墓地 設置基準
(「宮崎南部墓地公園 墓地公園の利用案内」より)

b. 一般墓地 芝墓地

芝墓地は、納骨設備(カロート)が設置されており、その上に使用者は墓碑等を設置することができます。

宮崎南部墓地公園 一般墓地 芝墓地の概要

区画数：914 区画

使用料：永代使用 570,000 円/区画

管理料：5,560 円/区画・年

使用条件：宮崎市に住所を有し、祭祀を主催する者。

その他：墓碑等は、使用者の負担で設置することになっています。墓碑等の設置は、設置基準に従い設置する必要があります。



図 資料編 2.43 宮崎南部墓地公園 一般墓地 芝墓地
(「宮崎南部墓地公園 墓地公園の利用案内」より)

【芝墓地墓碑等設置基準】 ※表示の数字以内とします。
(単位：cm)

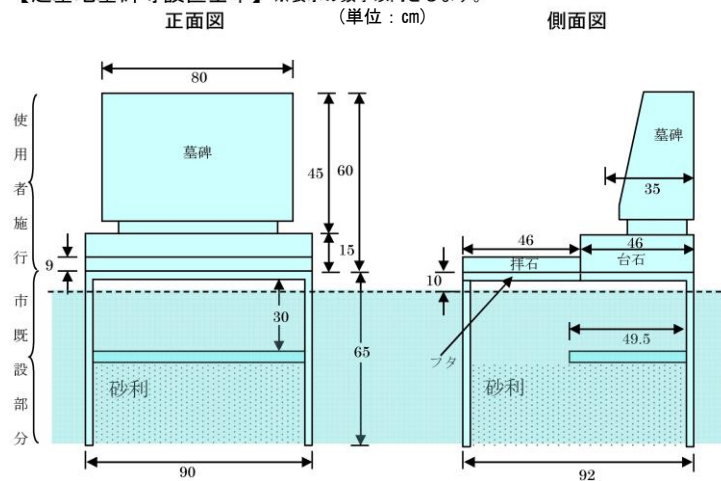


図 資料編 2.44 宮崎南部墓地公園 一般墓地 芝墓地 設置基準
(「宮崎南部墓地公園 墓地公園の利用案内」より)

c. 納骨堂 世帯式納骨壇

世帯式納骨壇は、上段が祭壇となっており、下段が納骨棚となっています。
参拝は、直接参拝方式となっており、納骨壇の前で行うことができます。

宮崎南部墓地公園 納骨堂 世帯式納骨壇の概要

区画数：563 壇

使用料：50年 570,000 円/壇

管理料：5,040 円/壇・年

使用条件：宮崎市に住所を有し、祭祀を主催する者。

その他：50年後に引続き使用する場合は、再度使用料が必要。



図 資料編 2.45 宮崎南部墓地公園 納骨堂 世帯式納骨壇
(「宮崎南部墓地公園 墓地公園の利用案内」より)

d. 納骨堂 個人式納骨壇

個人式納骨堂は、納骨棚のみで、祭壇はありません。

参拝は、納骨堂の中央祭壇で行います。(間接参拝方式)

宮崎南部墓地公園 納骨堂 個人式納骨壇の概要

区画数：405 壇

使用料：50年 320,000 円/壇

管理料：4,010 円/壇・年

使用条件：宮崎市に住所を有し、祭祀を主催する者。

その他：50年後に引続き使用する場合は、再度使用料が必要。

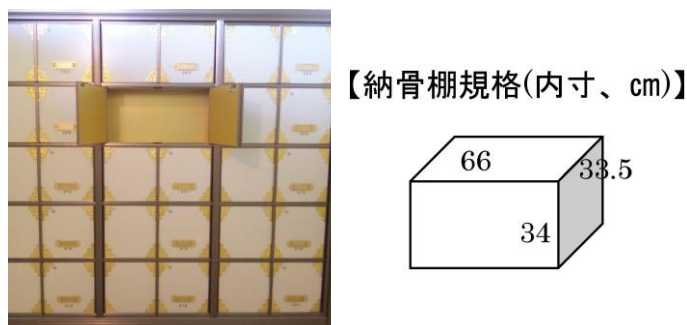


図 資料編 2.46 宮崎南部墓地公園 納骨堂 個人式納骨壇
(「宮崎南部墓地公園 墓地公園の利用案内」より)

e. 納骨堂 自動搬送式納骨壇

自動搬送式納骨壇は、参拝カードをかざすと、後の格納庫から自動で骨箱(骨壺を収納)が参拝スペースにある参拝窓にセットされ、骨箱の前で直接参拝できます。

宮崎南部墓地公園 納骨堂 自動搬送式納骨壇の概要

区画数：289 壇

使用料：50年 520,000 円/壇

管理料：5,150 円/壇・年

使用条件：宮崎市に住所を有し、祭祀を主催する者。

その他：50年後に引続き使用する場合は、再度使用料が必要。



図 資料編 2.47 宮崎南部墓地公園 納骨堂 自動搬送式納骨壇 参拝スペース
(「宮崎南部墓地公園 墓地公園の利用案内」より)

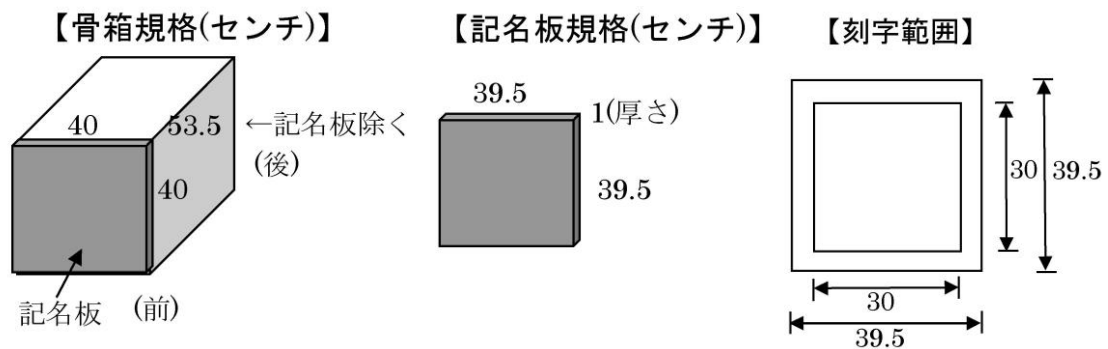


図 資料編 2.48 宮崎南部墓地公園 納骨堂 自動搬送式納骨壇 骨箱・記名板規格
(「宮崎南部墓地公園 墓地公園の利用案内」より)

f. 合葬墓

合葬墓は、遺骨を許可日から 20 年間骨壺で埋蔵し、その後は合葬(共同埋蔵)します。

参拝は、合同祭壇で参拝を行います。(間接参拝方式)

宮崎南部墓地公園 合葬墓の概要

区画数：1 箇所 (600 体 収蔵可能)

使用料：永代 130,000 円/体

管理料：なし

使用条件：宮崎市に住所を有する者。



図 資料編 2.49 宮崎南部墓地公園 合葬墓
(「宮崎南部墓地公園 墓地公園の利用案内」より)

(3) 公営墓地等の事例調査 まとめ

沖縄県内の公営墓地等は、今までのお墓の形態(従来型)が多く、区画面積は約 1～35 m²となっています。

沖縄県外の公営墓地では、従来の墓地形態の他に「芝生型墓地」や「合葬式墓地」等の新しい墓地形態が採用されており、区画面積は約 1～16 m²となっています。

沖縄県外の公営墓地の事例で見られる芝生型等の新しい形態の墓地では、管理者が墳墓を設置し、利用者は銘碑を設置するだけとなっており、利用者の負担が少なくなる配慮がなされています。

また、墓地の使用期限を設定することで、無縁化対策及び墓地の循環を図っています。

多くの公営墓地では、「墓地エリア(従来型、芝生型等)」、「納骨堂」及び「合葬墓」(合葬墓は、納骨堂内に設置されている場合もある)を設置しており、ライフスタイルの多様化による住民の多様なニーズに対応できるようになっています。

表 資料編 2.10 公営墓地等の事例調査 まとめ

事例	区画面積	形態	使用期限の設定
沖縄県内	約 1～35 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・従来型 ・納骨堂 ・合葬墓 	<ul style="list-style-type: none"> ・公営墓地では、那覇市民共同墓に使用期限の設定有り。その他の公営墓地では、設定無し。 ・公益財団法人では、設定有り。
沖縄県外	約 1～16 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・従来型 ・芝生型等の新しい形態 ・納骨堂 ・合葬墓 	<ul style="list-style-type: none"> ・設定有り

資料編 3. 候補地の概要

(1) 候補地の位置

「豊見城市公営墓地建設用地立地可能性調査」において、選定された候補地の内、公営墓地建設用地の候補地として可能性が高いと評価された「候補地 3 (渡橋名・座安)」、「候補地 4 (保栄茂)」、「候補地 5 (平良)」、「候補地 7 (饒波・平良)」及び「候補地 10 (嘉数)」の 5 箇所の候補地の位置図を図 3.1 に示します。

(2) 候補地の現況

「候補地 3 (渡橋名・座安)」は、丘陵地となっており、北側には伊良波中学校等があります。候補地内は、一部農地利用されていますが、殆どが森林となっています。候補地が隣接している道路は、舗装整備されています。

「候補地 4 (保栄茂)」は、丘陵地となっており、農用地区域に隣接し、北東側は住宅地に隣接しています。候補地内は、森林となっています。候補地が隣接している道路(農道)は、舗装整備されています。

「候補地 5 (平良)」は、北側は丘陵地、南側は平坦地となっており、西側には「おもととよみの杜(大浜第二病院)」、南東側には「老人保健施設 桜山荘」があります。北側の丘陵地は一部農地利用されていますが、殆どが森林となっており、森林内には墓地が点在しています。候補地周辺の道路は、舗装整備されていますが、候補地へは平良集落内を通過しないと行けない状況となっています。

「候補地 7 (饒波・平良)」は、丘陵地となっており、南側は那覇空港自動車道に隣接しています。丘陵地山頂付近には牛舎があり、東側の一部が農地利用されている以外は、森林となっています。候補地周辺の道路は、舗装整備されていますが、北側及び東側の農道は幅員が狭く、離合しづらい状況となっています。

「候補地 10 (嘉数)」は、傾斜地となっており、北側には国道 329 号、西側には嘉数集落があり、南側には長堂集落があります。候補地内は、一部商業利用(貸しコンテナ)や農地として利用されている以外は、殆どが森林となっています。候補地周辺の道路は、舗装整備されています。

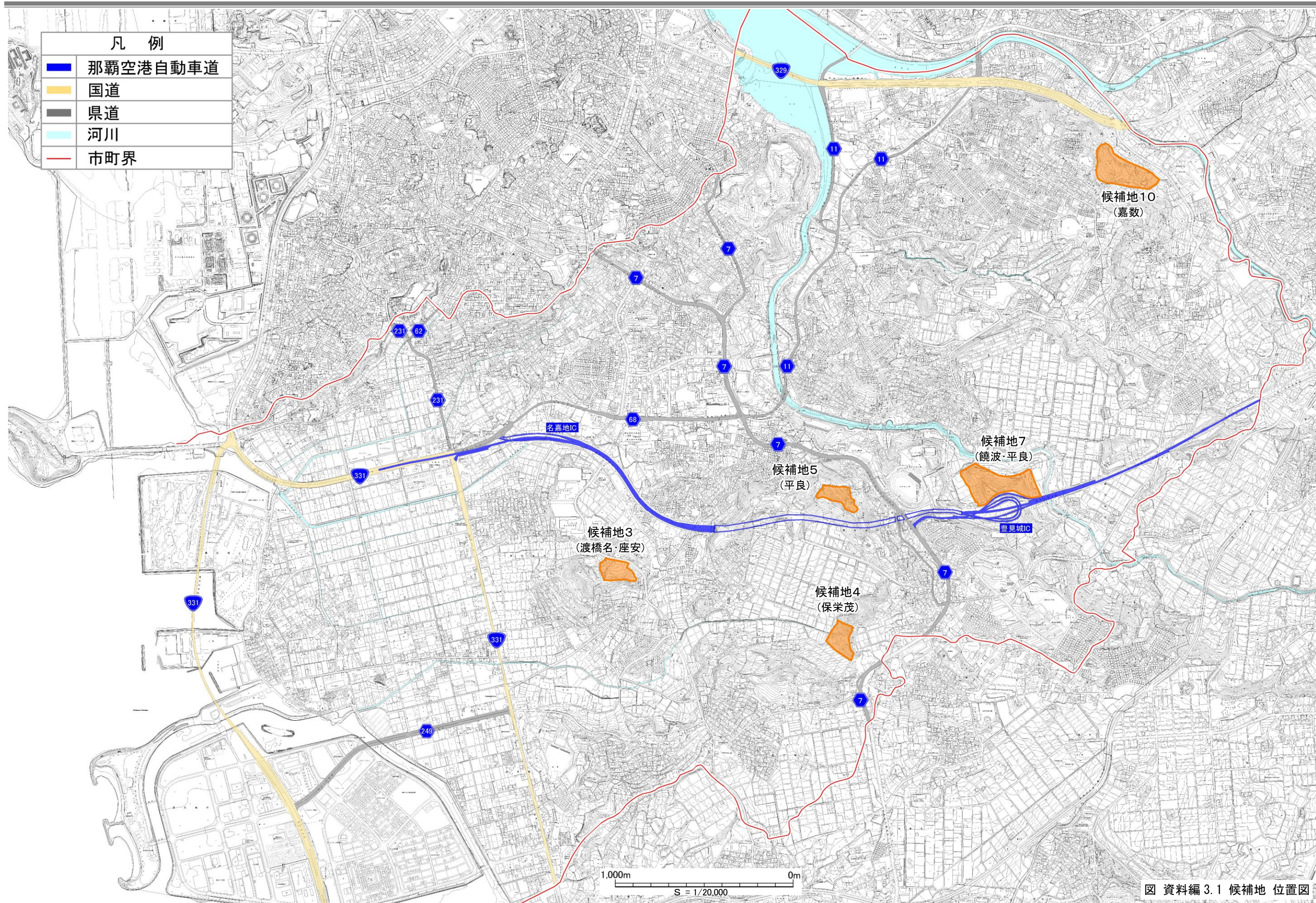


図 資料編 3.1 候補地 位置図

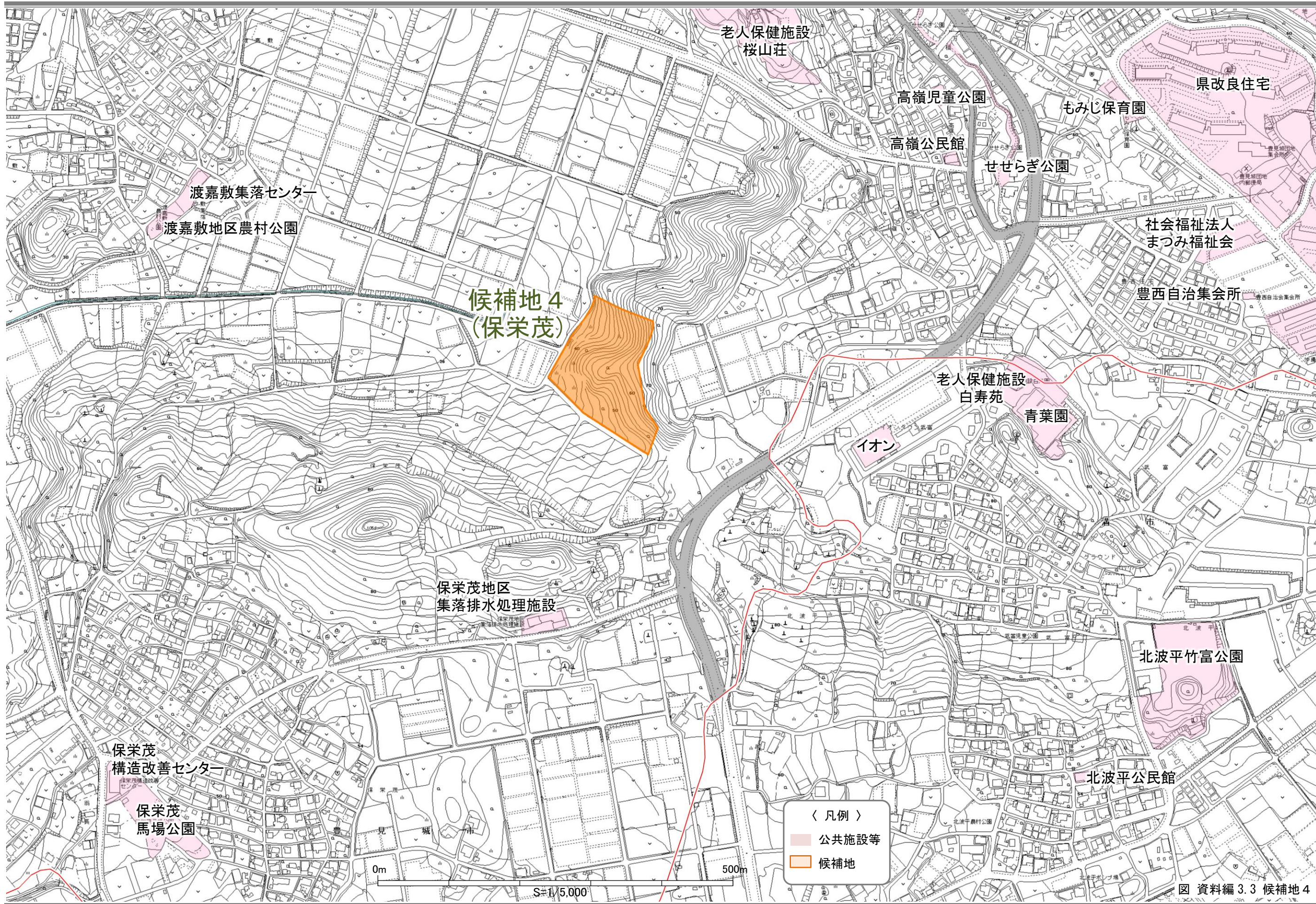
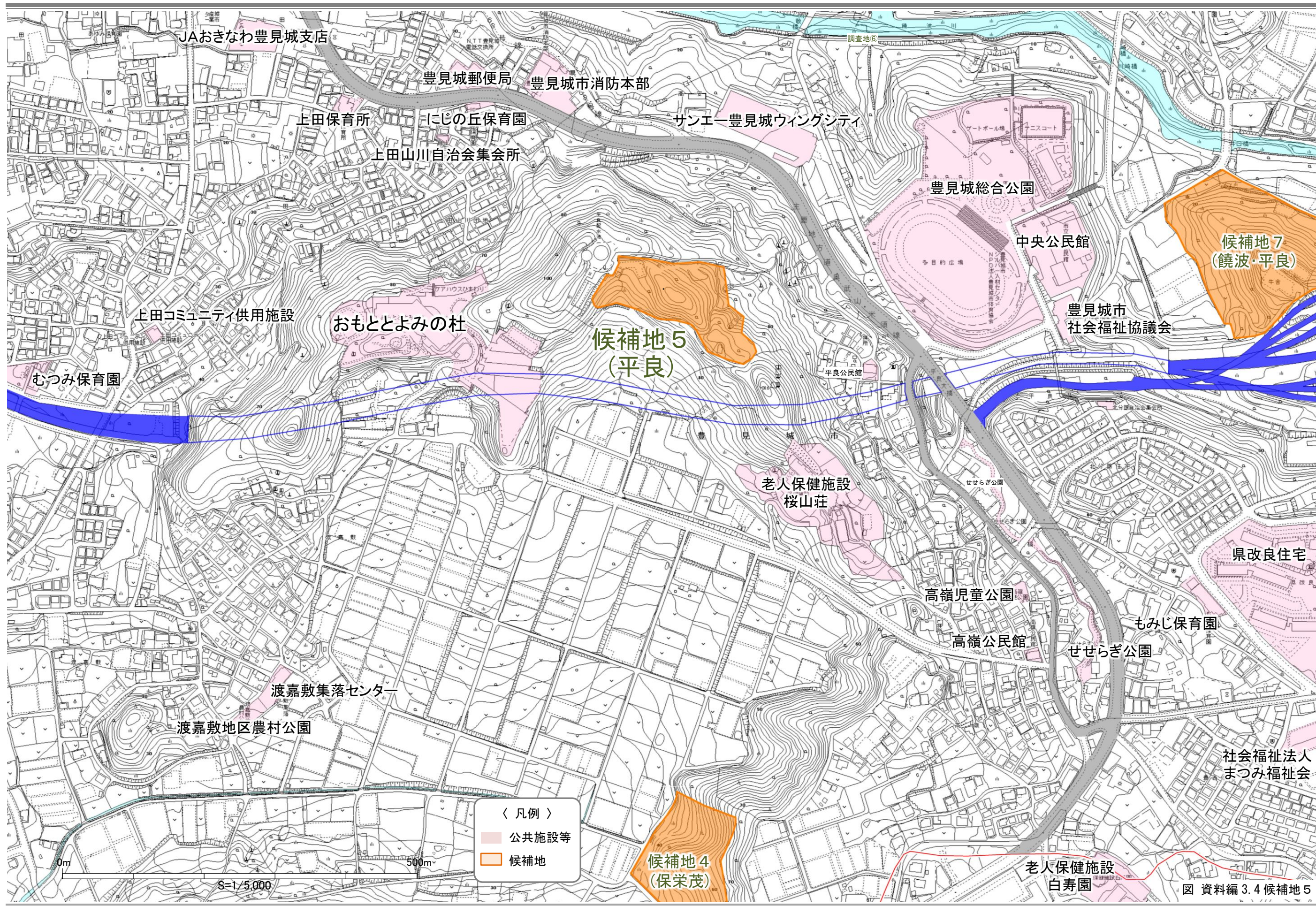


図 資料編 3.3 候補地 4



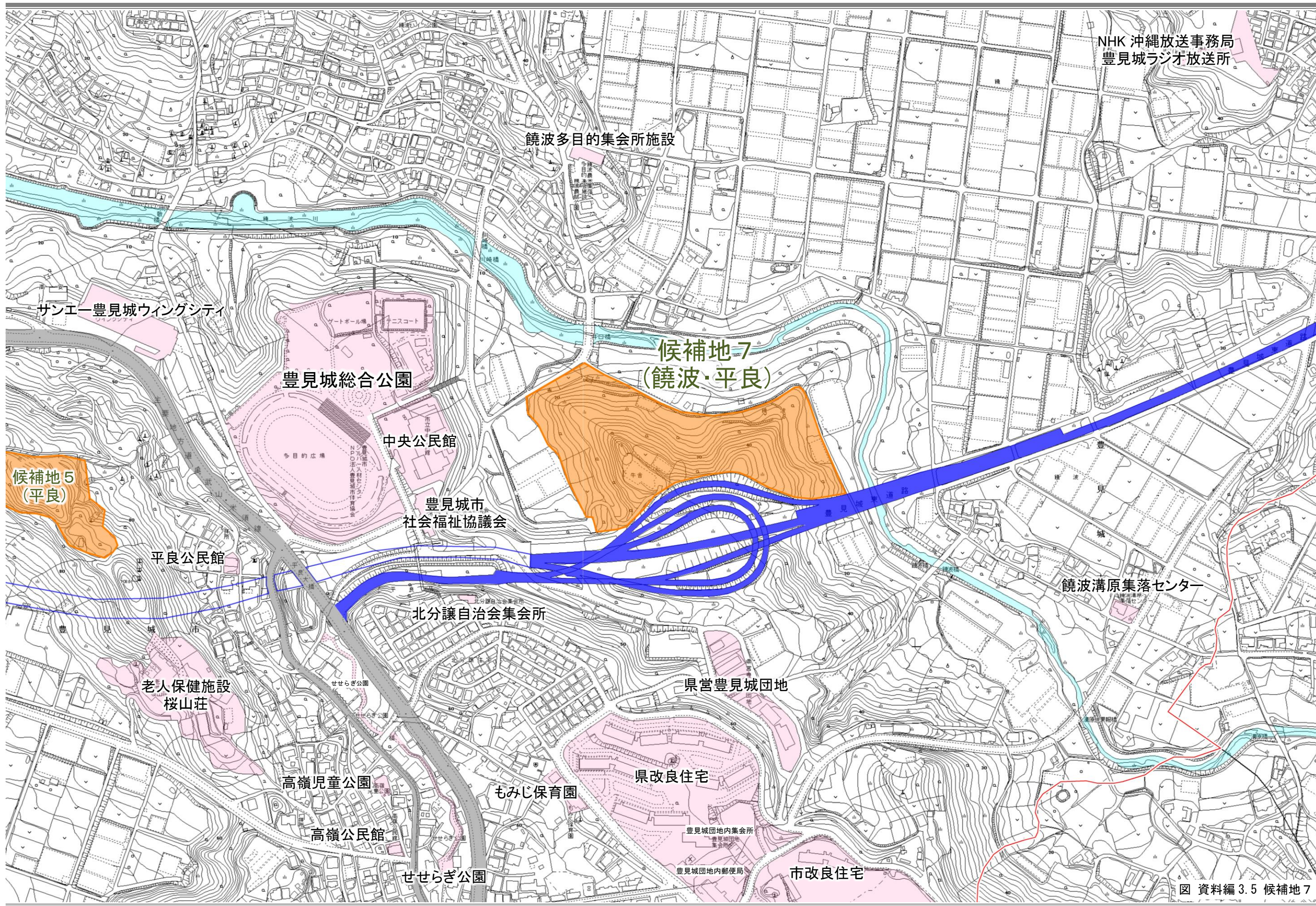


図 資料編 3.5 候補地 7

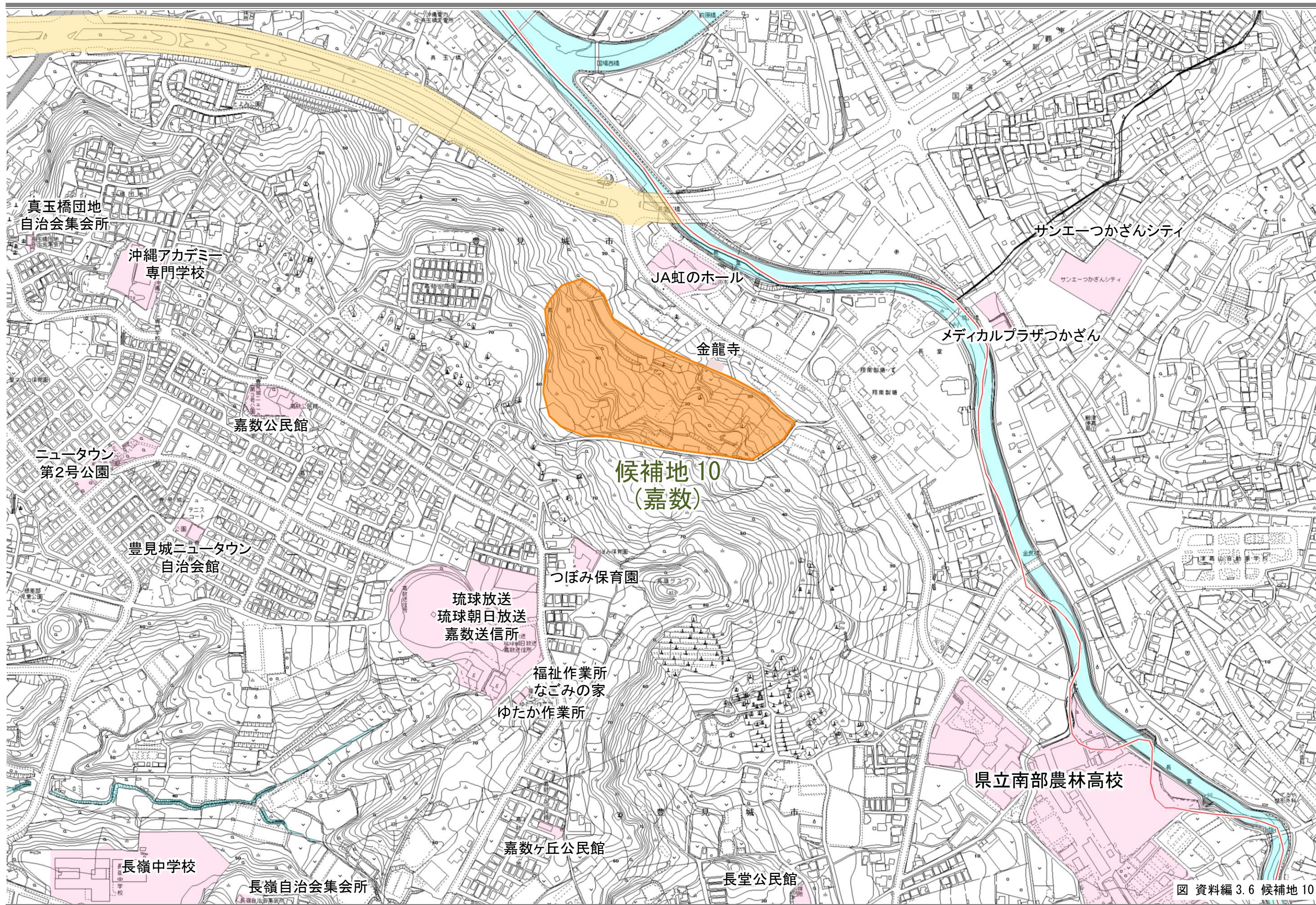
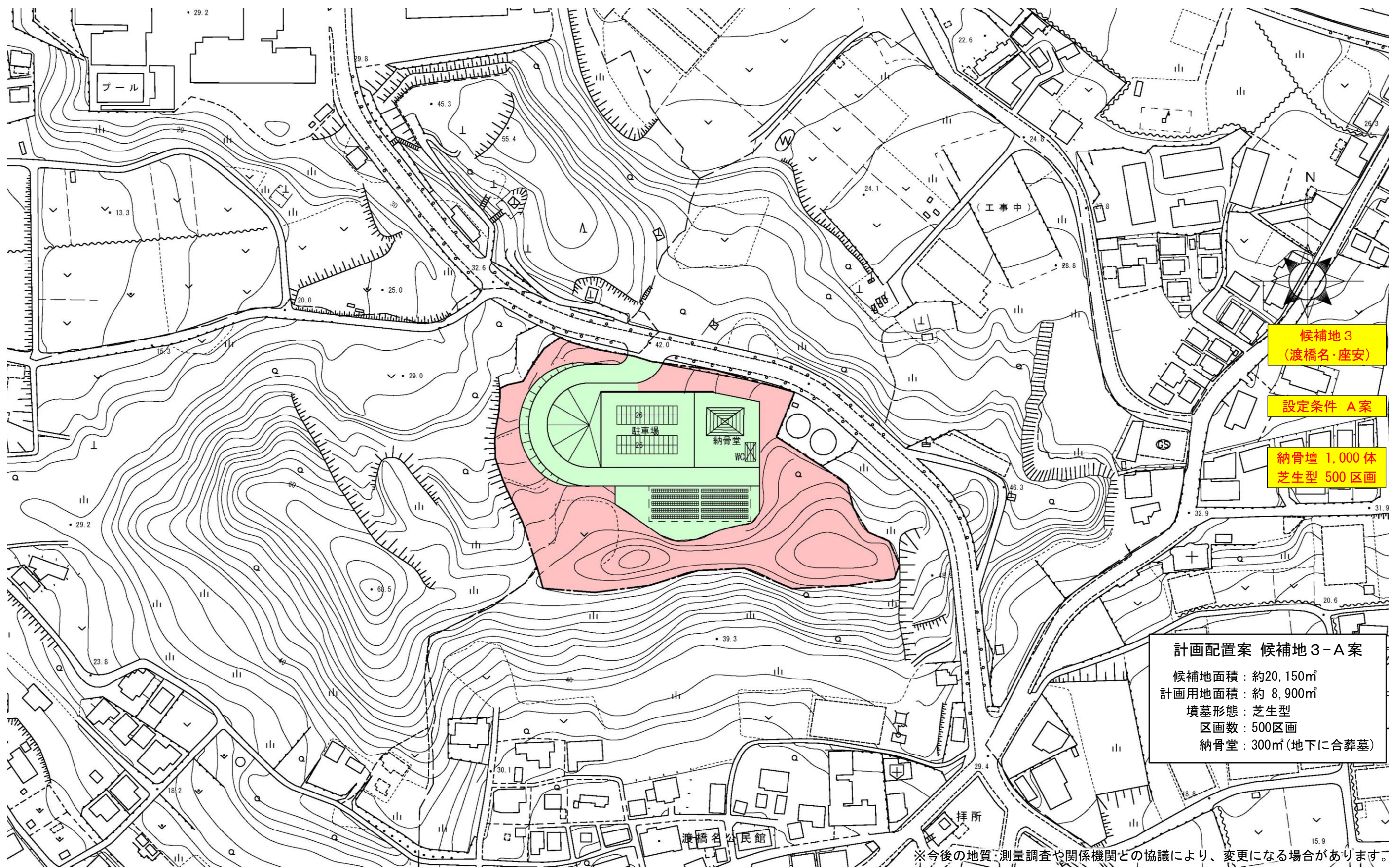
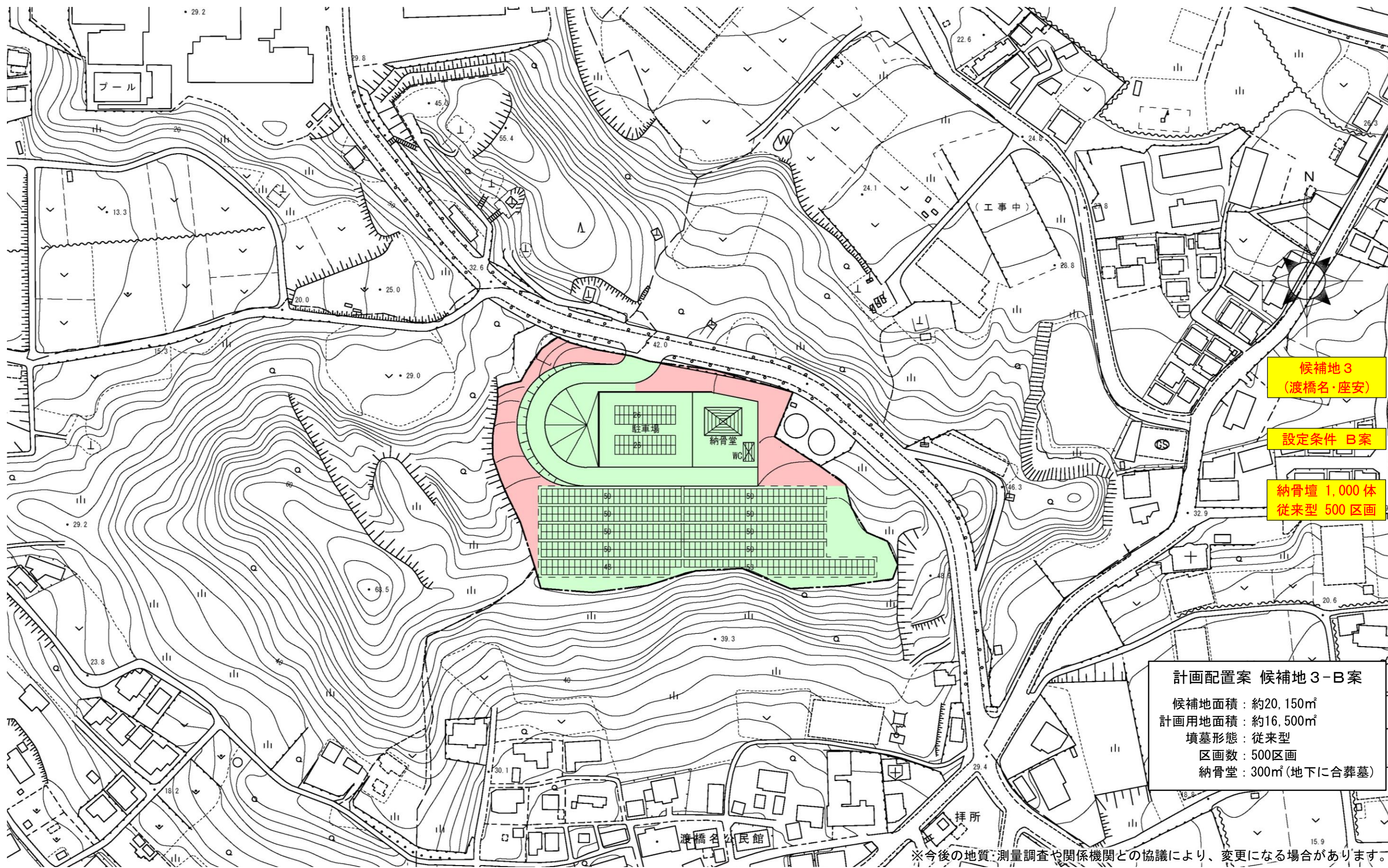


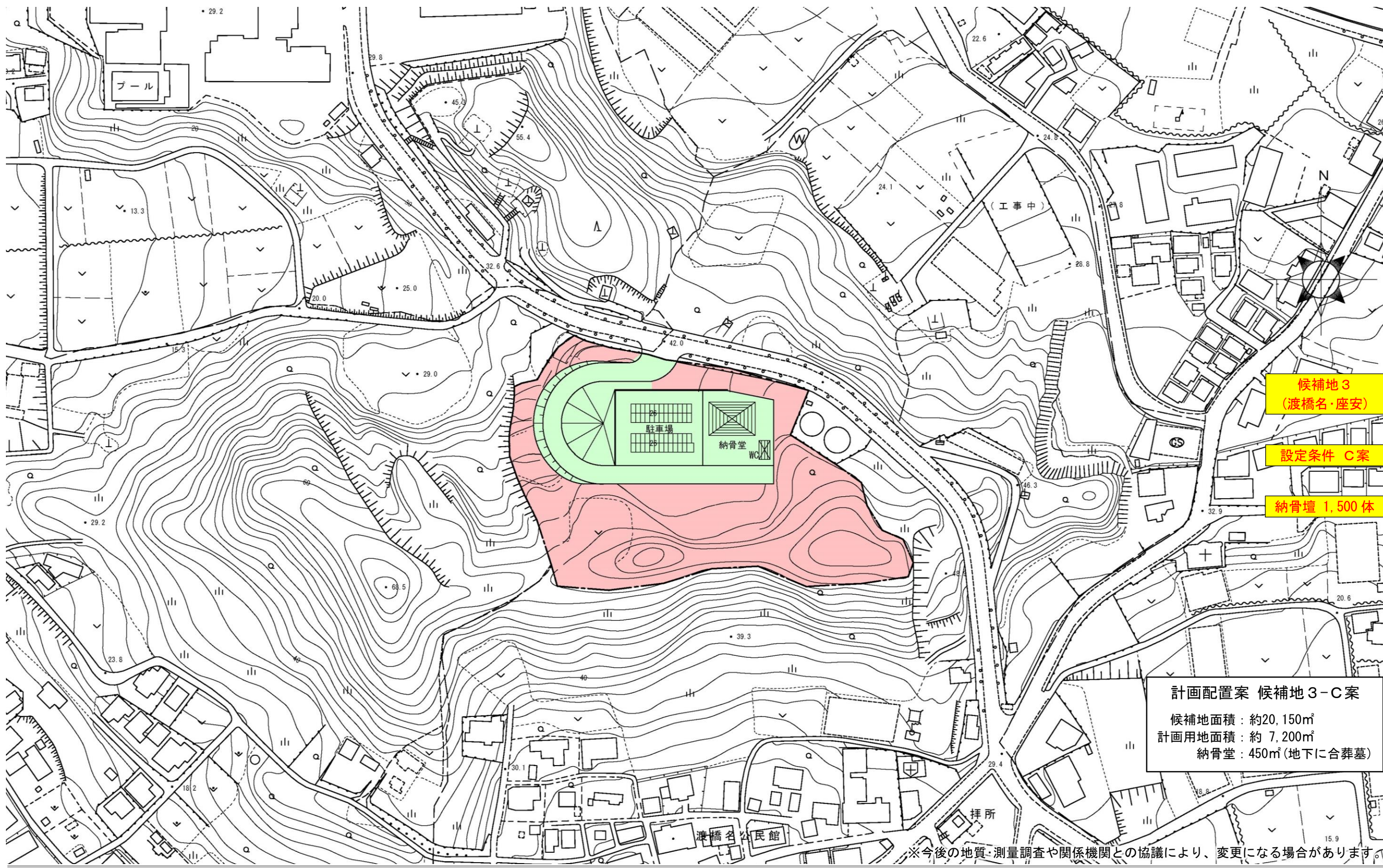
図 資料編 3.6 候補地 10

資料編4. 計画配置図(案)

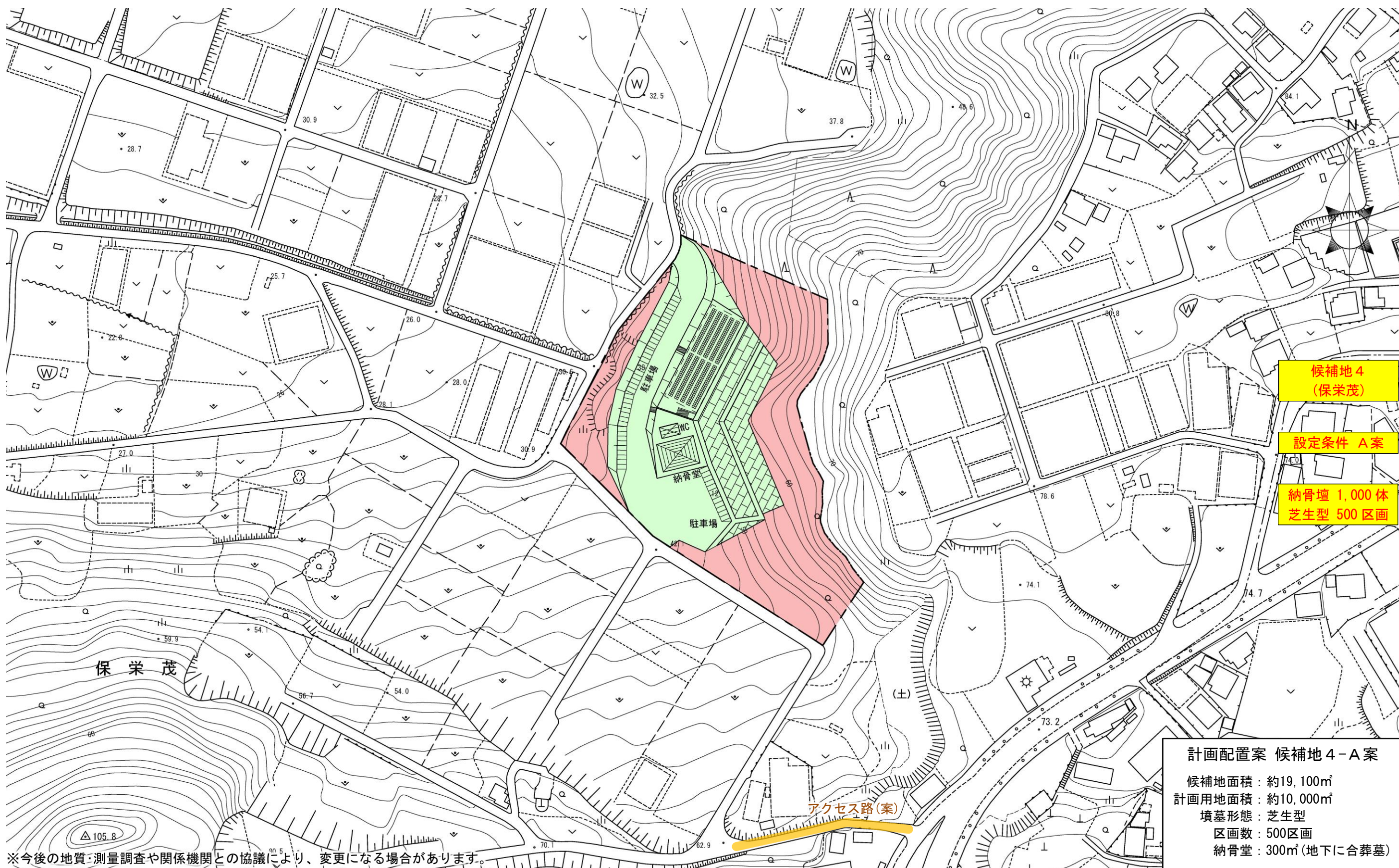
(1) 候補地3(渡橋名・座安)



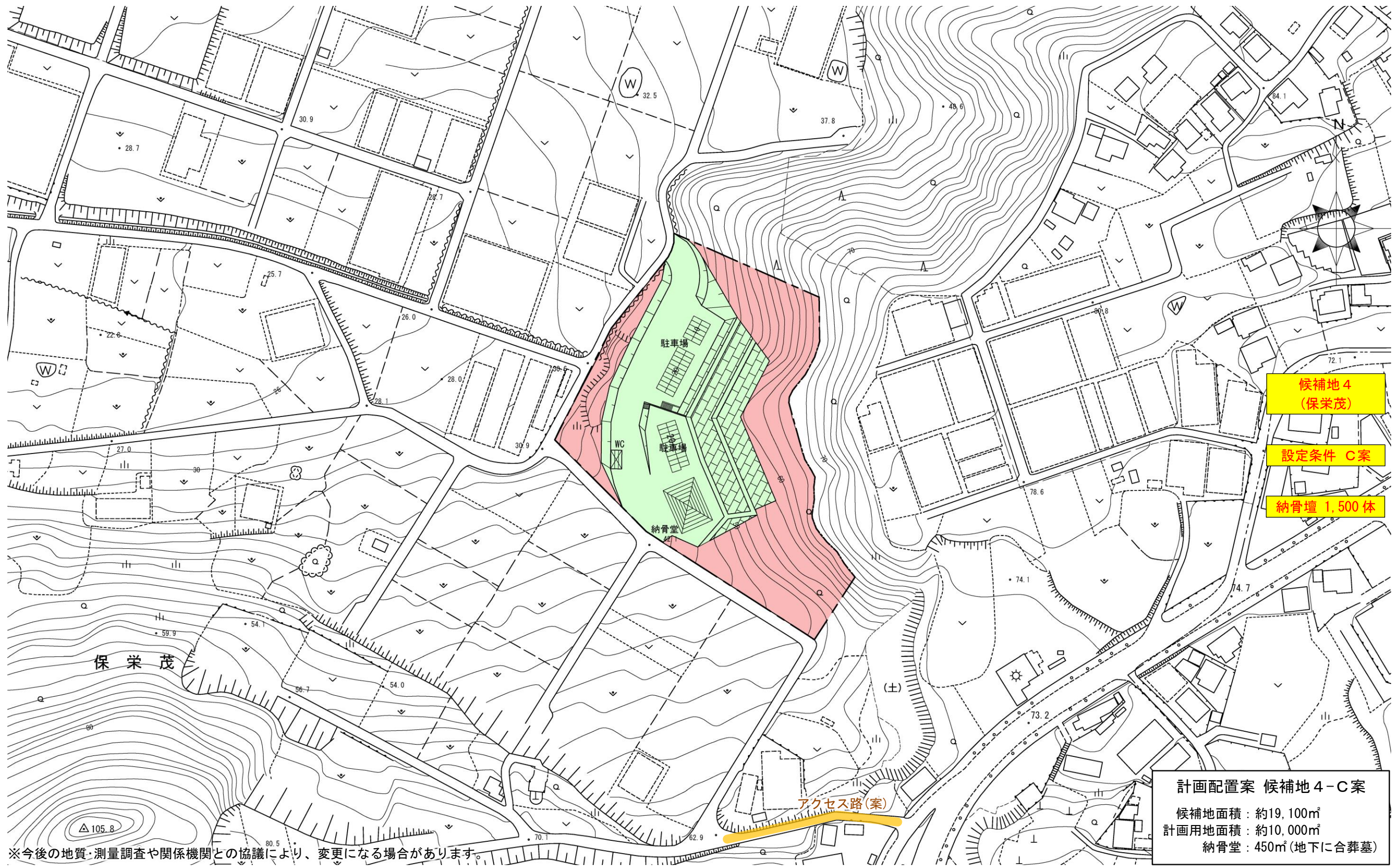




(2) 候補地4(保栄茂)



※今後の地質・測量調査や関係機関との協議により、変更になる場合があります。



候補地4
(保栄茂)

設定条件 C案

納骨壇 1,500体

計画配置案 候補地4-C案

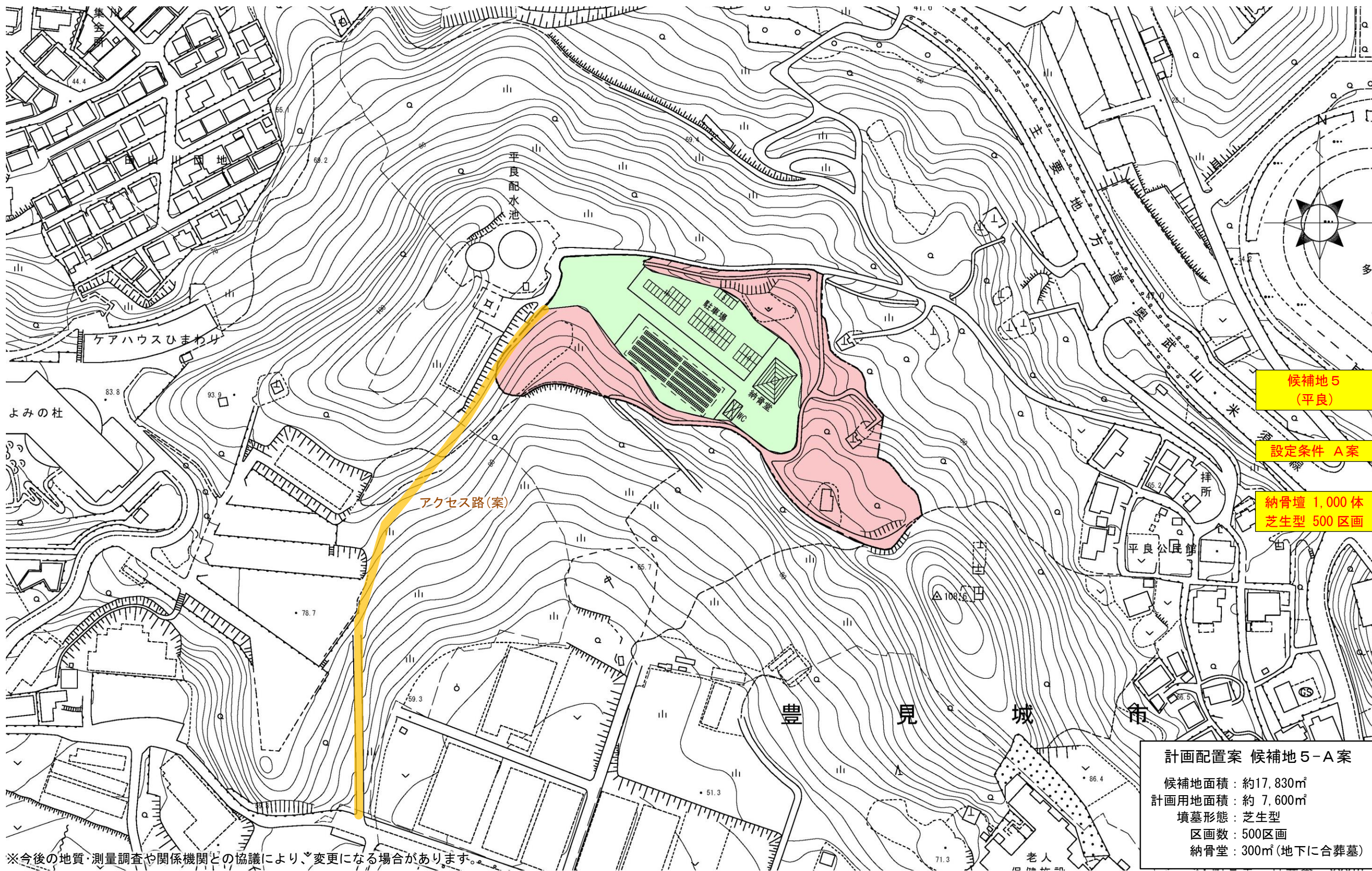
候補地面積: 約19,100㎡

計画用地面積: 約10,000㎡

納骨堂: 450㎡(地下に合葬墓)

※今後の地質・測量調査や関係機関との協議により、変更になる場合があります。

(3) 候補地5(平良)



候補地5
(平良)

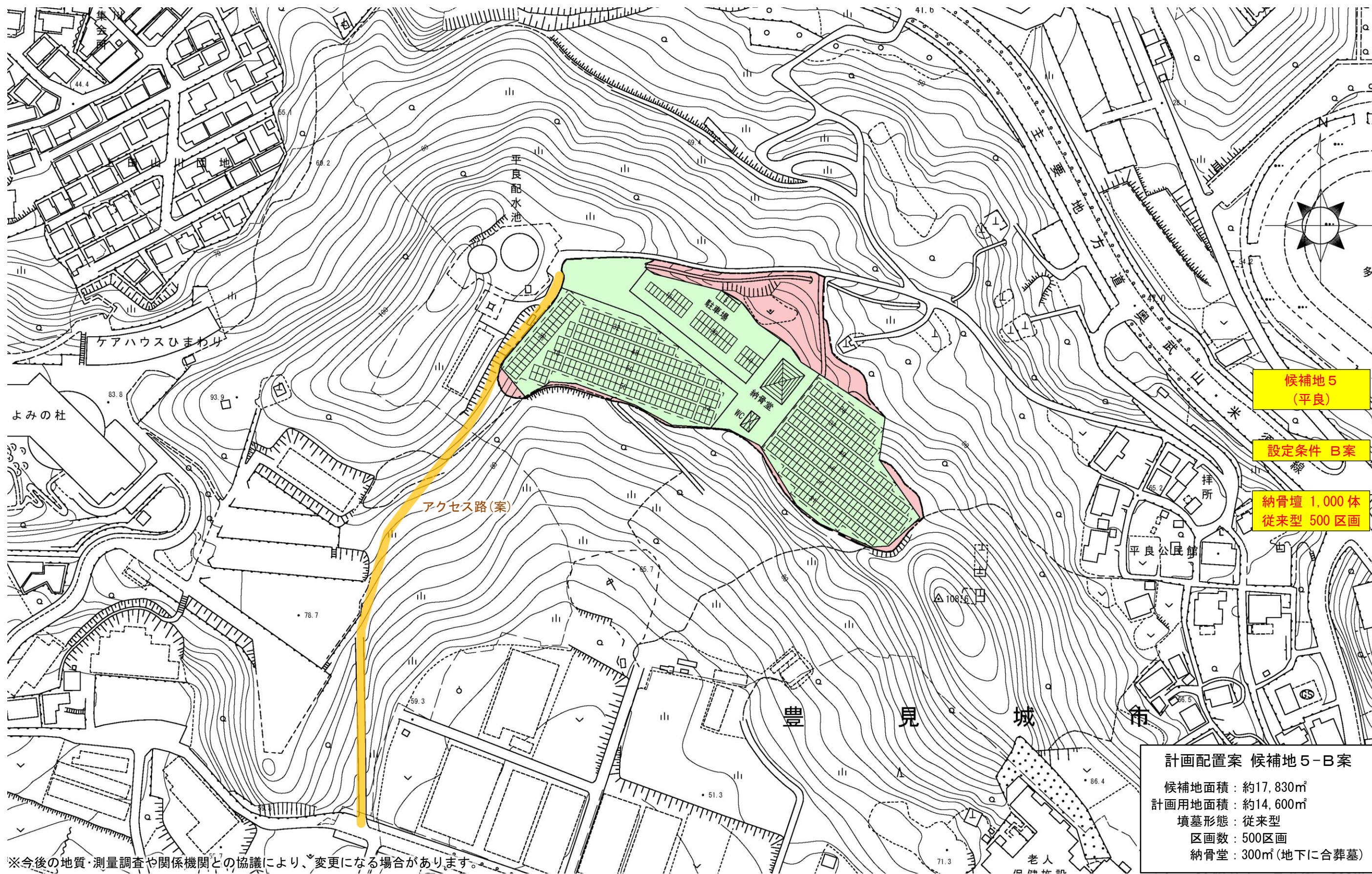
設定条件 A案

納骨壇 1,000体
芝生型 500区画

計画配置案 候補地5-A案

候補地面積: 約17,830㎡
計画用地面積: 約7,600㎡
墳墓形態: 芝生型
区画数: 500区画
納骨堂: 300㎡(地下に合葬墓)

※今後の地質・測量調査や関係機関との協議により、変更になる場合があります。



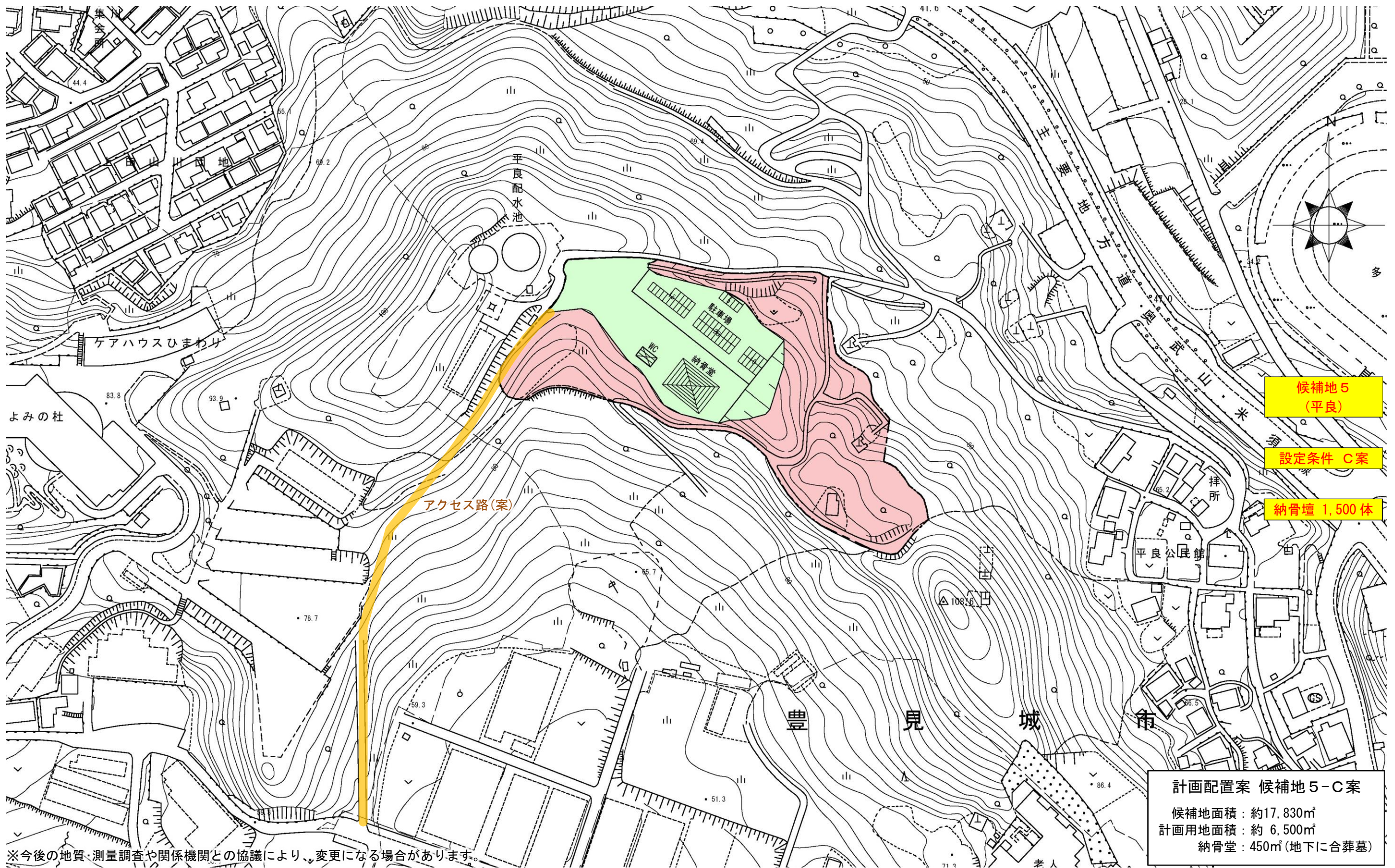
候補地5
(平良)

設定条件 B案

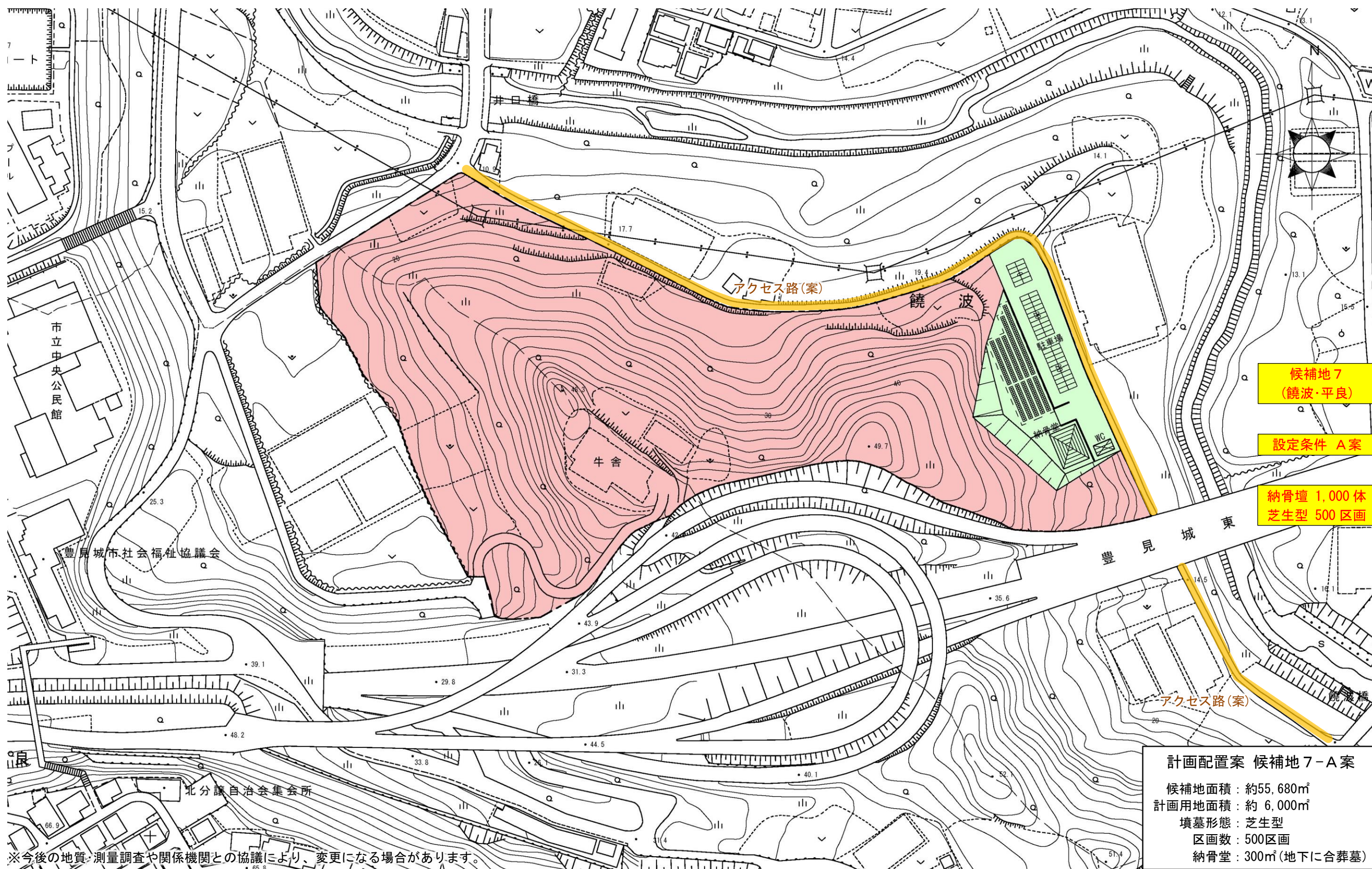
納骨壇 1,000 体
従来型 500 区画

計画配置案 候補地5-B案
 候補地面積：約17,830㎡
 計画用地面積：約14,600㎡
 墳墓形態：従来型
 区画数：500区画
 納骨堂：300㎡(地下に合葬墓)

※今後の地質・測量調査や関係機関との協議により、変更になる場合があります。



(4) 候補地7(饒波・平良)



候補地7
(饒波・平良)

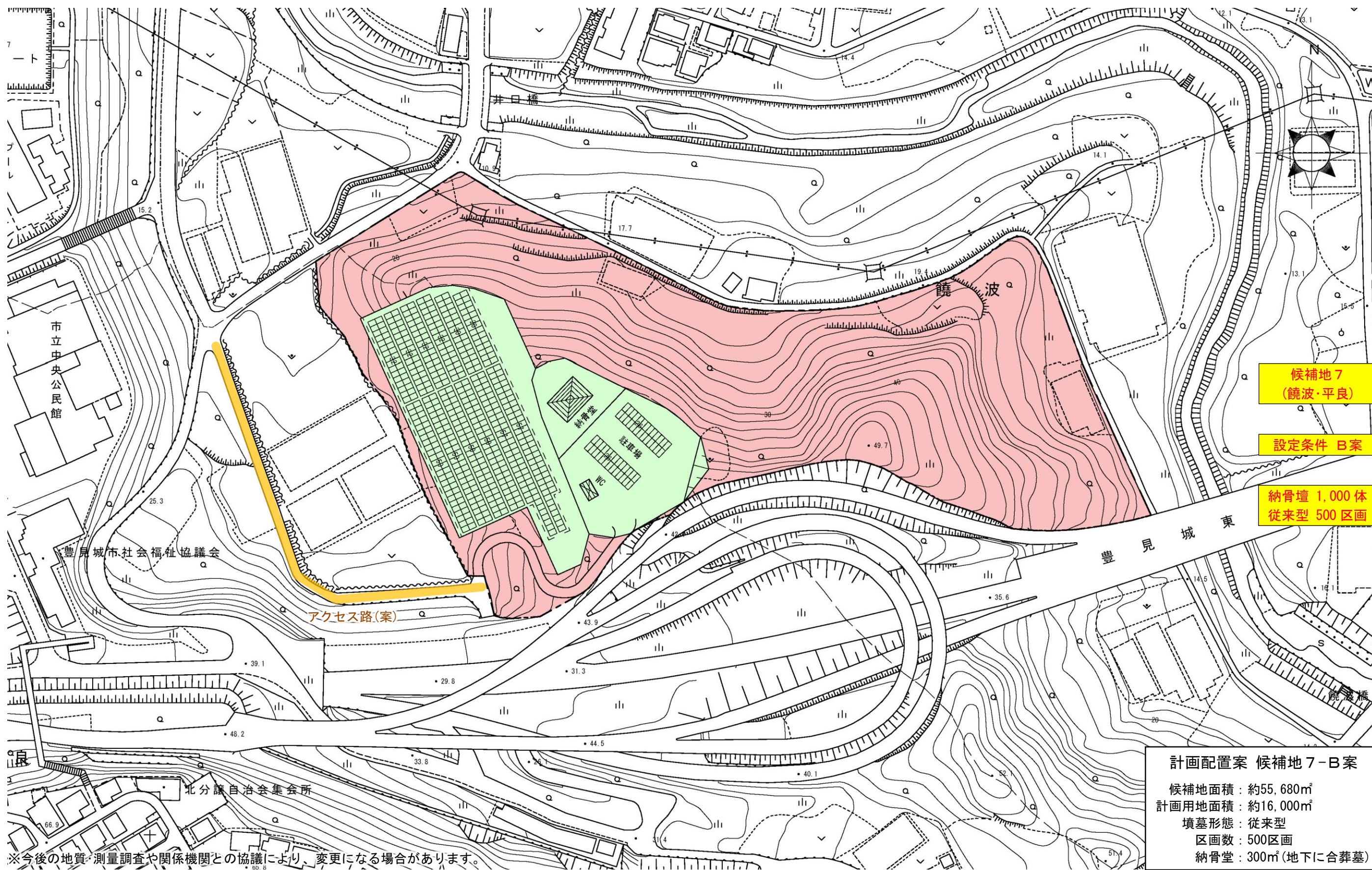
設定条件 A案

納骨壇 1,000 体
芝生型 500 区画

計画配置案 候補地7-A案

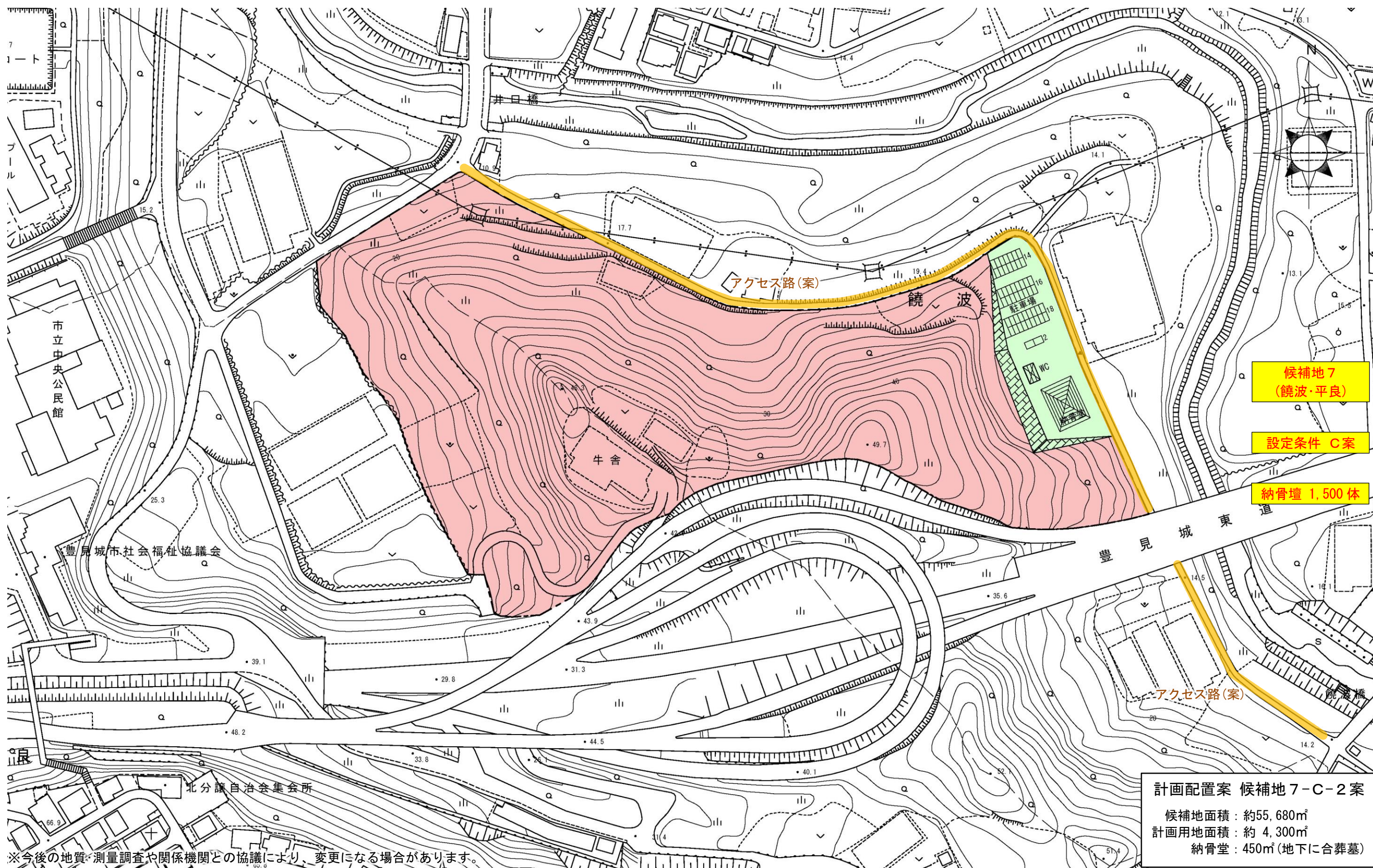
候補地面積：約55,680㎡
 計画用地面積：約 6,000㎡
 墳墓形態：芝生型
 区画数：500区画
 納骨堂：300㎡(地下に合葬墓)

※今後の地質・測量調査や関係機関との協議により、変更になる場合があります。

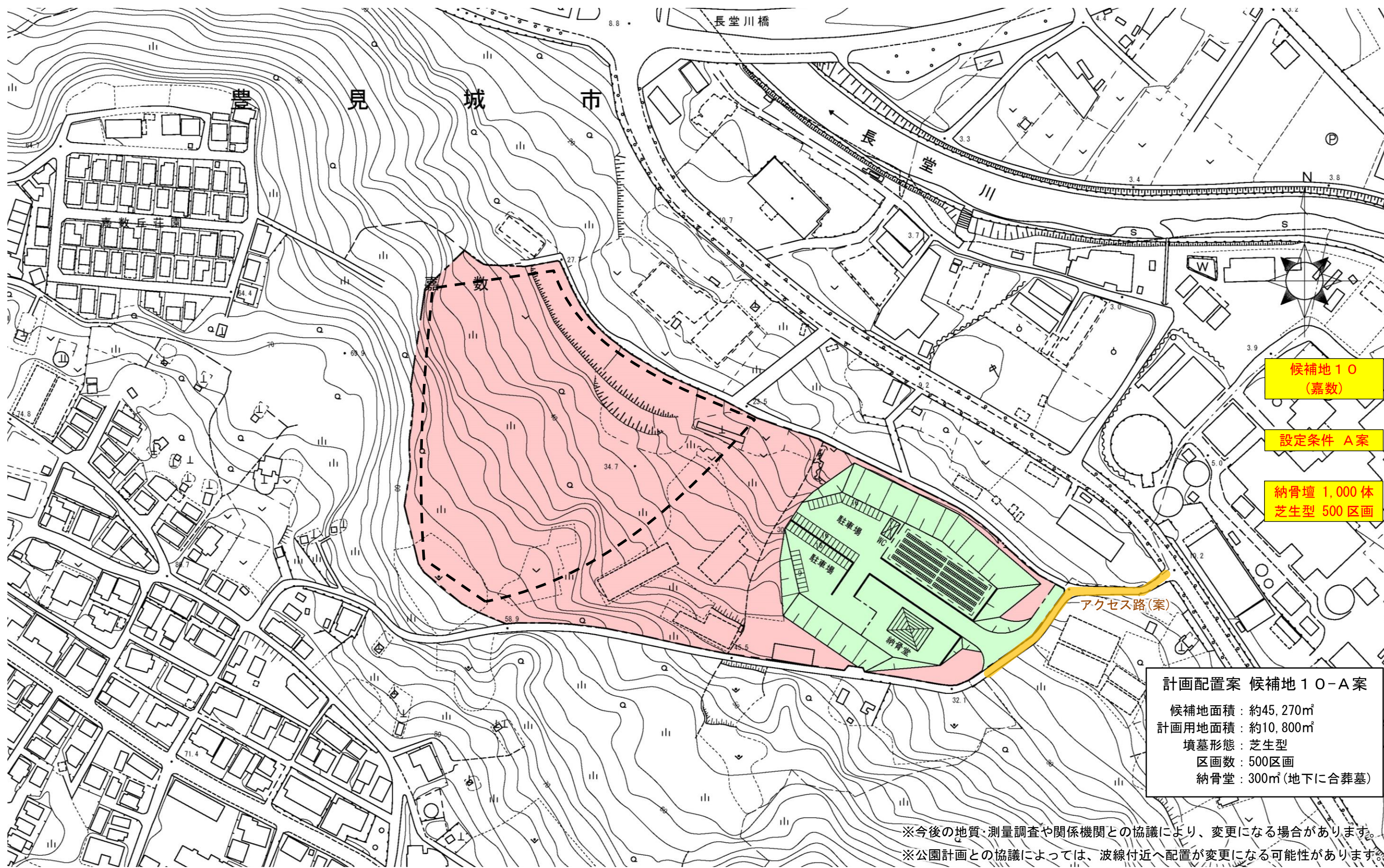


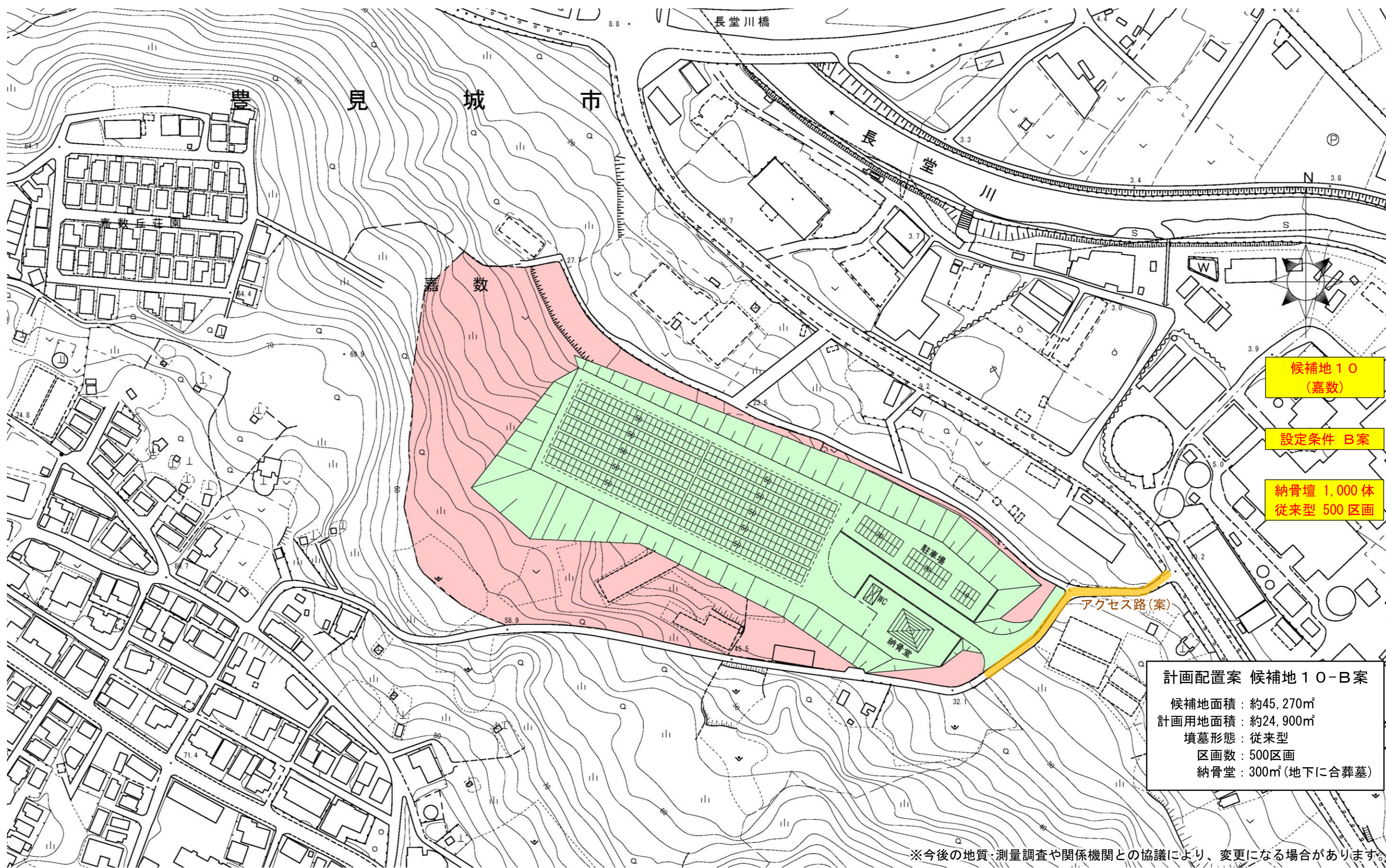
計画配置案 候補地7-B案
 候補地面積：約55,680㎡
 計画用地面積：約16,000㎡
 墳墓形態：従来型
 区画数：500区画
 納骨堂：300㎡(地下に合葬墓)

※今後の地質・測量調査や関係機関との協議により、変更になる場合があります。



(5) 候補地10(嘉数)





候補地10
(嘉数)

設定条件 B案

納骨壇 1,000体
従来型 500区画

計画配置案 候補地10-B案

候補地面積：約45,270㎡

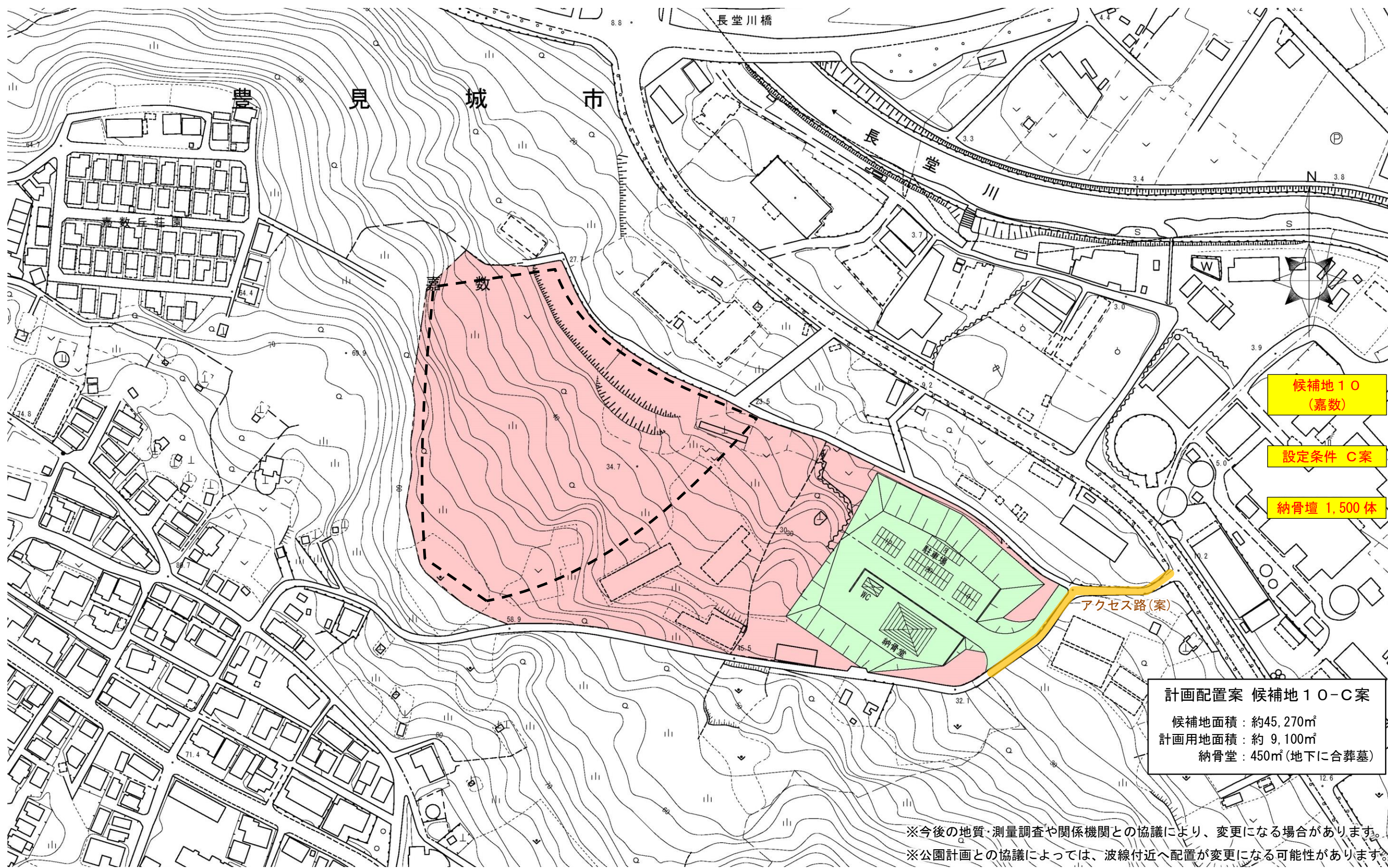
計画用地面積：約24,900㎡

墳墓形態：従来型

区画数：500区画

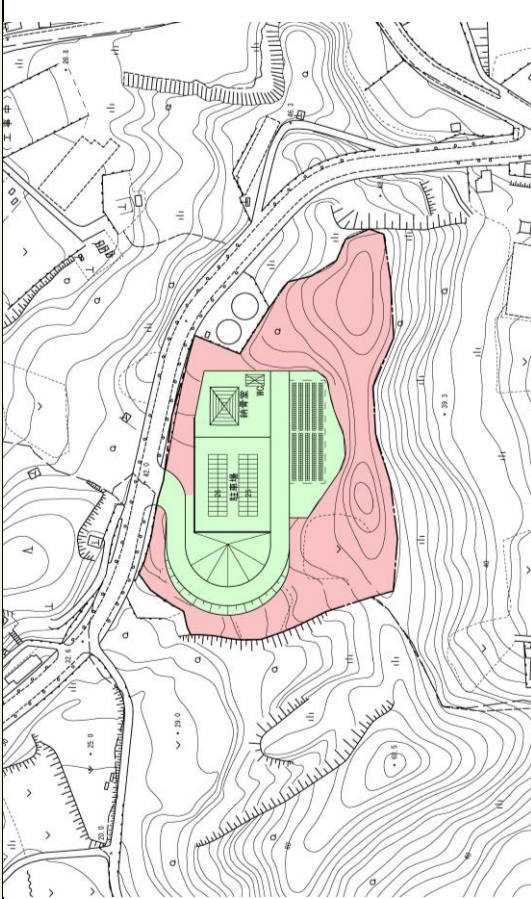
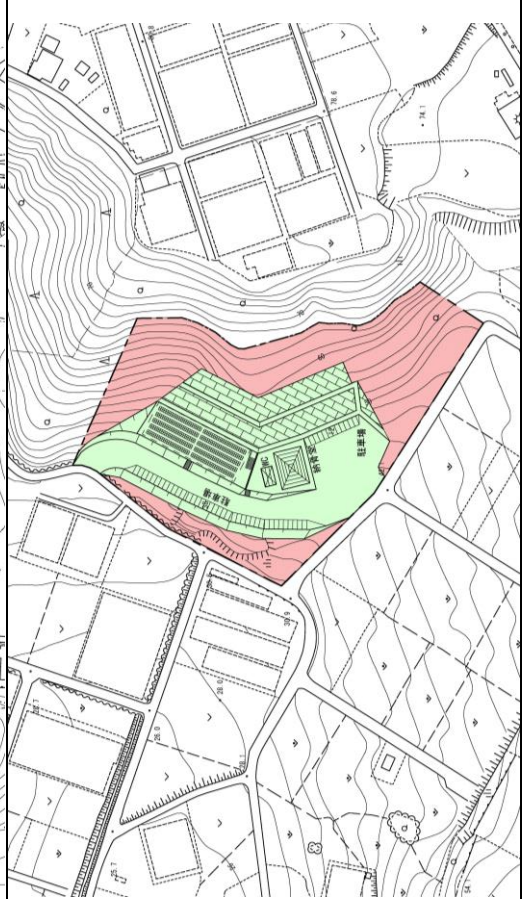
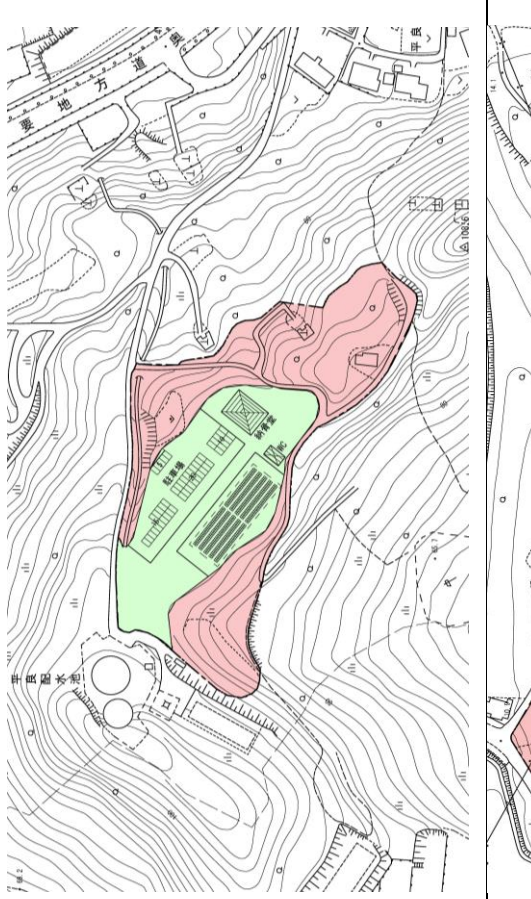
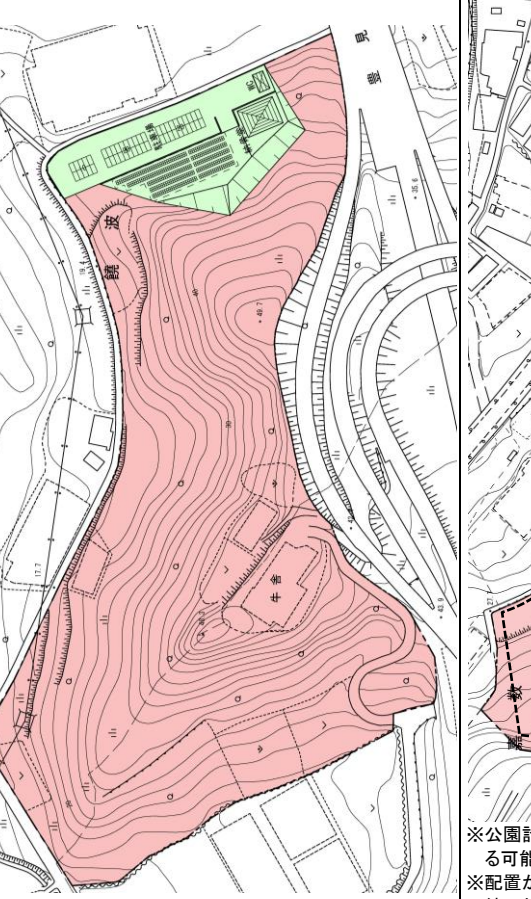
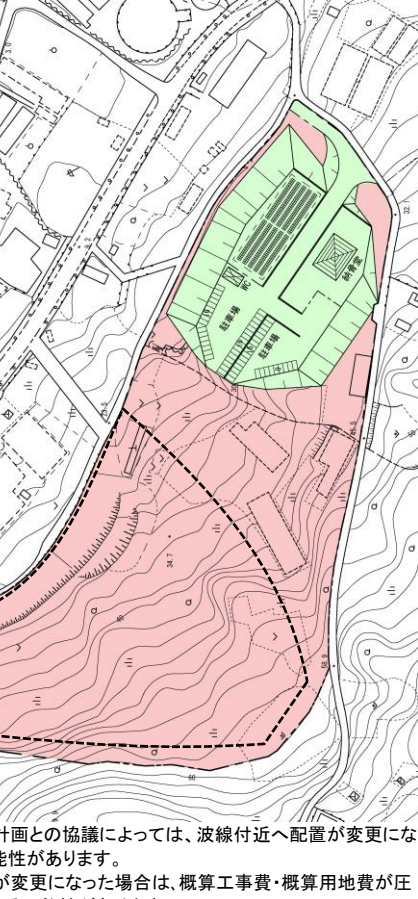
納骨堂：300㎡(地下に合葬墓)

※今後の地質・測量調査や関係機関との協議により、変更になる場合があります。



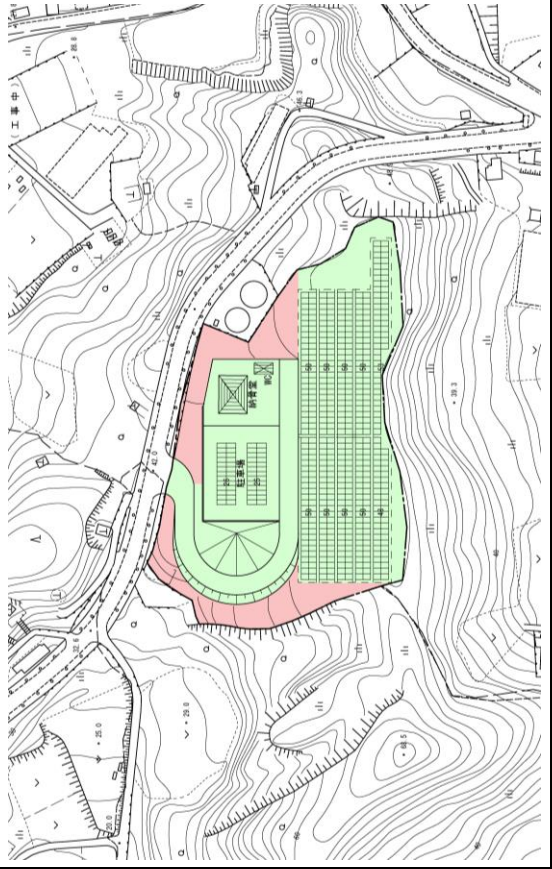
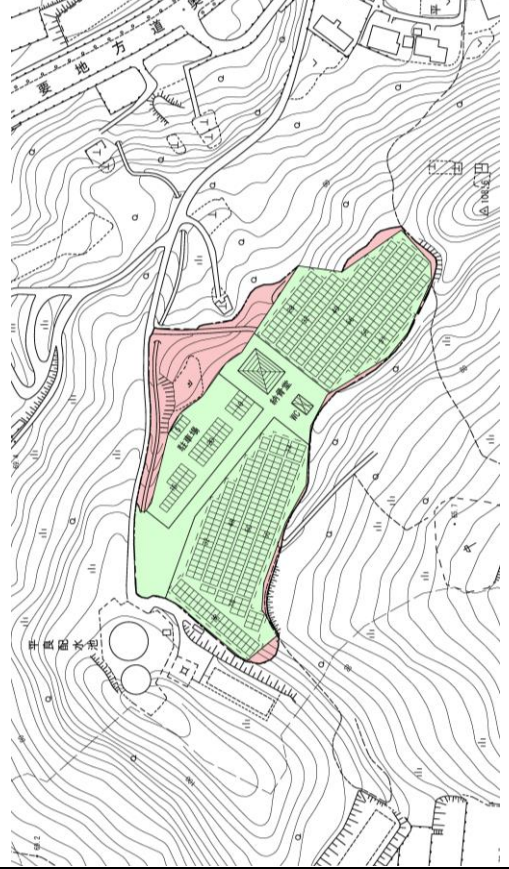
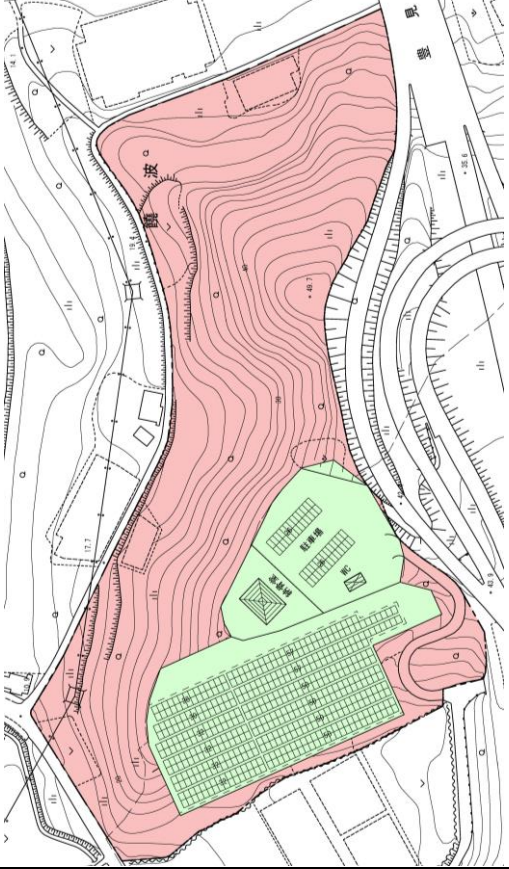
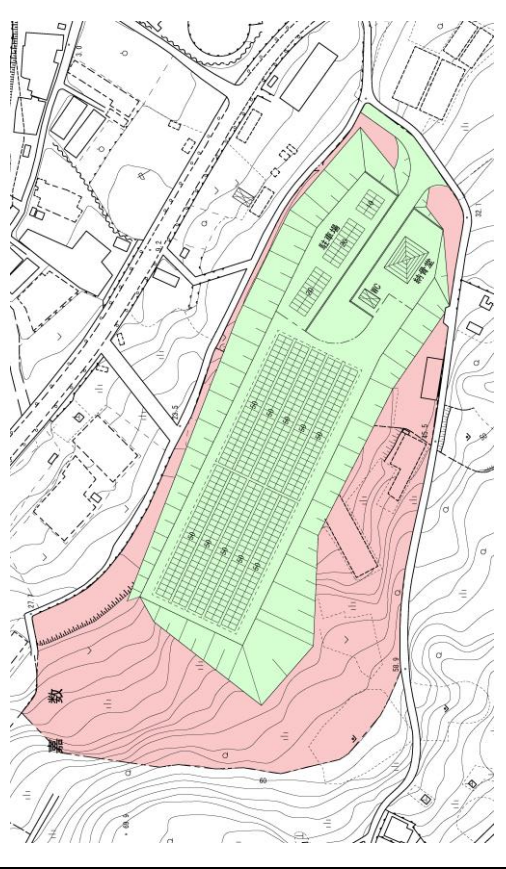
資料編 5. 候補地の比較

設定条件 A案 【納骨壇 1,000 体・芝生墓 500 区画】

項目	候補地 3(渡橋名・座安)	候補地 4(保栄茂)	候補地 5(平良)	候補地 7(饒波・平良)	候補地 10(嘉数)
計画配置(案)					
1 候補地面積	約 20,150 m ²	約 19,100 m ²	約 17,830 m ²	約 55,680 m ²	約 45,270 m ²
2 計画用地面積	約 8,900 m ²	約 10,000 m ²	約 7,600 m ²	約 6,000 m ²	約 10,800 m ²
3 道路 (交通の利便性)	接続道路は舗装整備されており、交通の利便性は高い。	接続道路は、農道であるため、清明祭等の混雑時に農家への影響が懸念される。	接続道路は舗装整備されているが幅員が狭く、交通の利便性は悪い。	接続道路は舗装整備されているが幅員が狭く、離合しづらいため、清明祭等の混雑時に周辺環境への影響が懸念される。	接続道路は舗装整備されており、交通の利便性は高い。
4 景観への配慮	景観への配慮は容易である。	景観への配慮は容易である。	景観への配慮は容易である。	景観への配慮は容易である。	景観への配慮は容易である。
5 地権者調査	筆数: 31筆 地権者数: 28人	筆数: 16筆 地権者数: 3人	筆数: 19筆 地権者数: 7人	筆数: 13筆 地権者数: 9人	筆数: 26筆 地権者数: 20人
6 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○計画地内に拝所がある。 ○地域自治会より反対がでる可能性が高い。 ○100m以内に集合住宅がある。 ○座安古島遺跡・渡橋名グスク・渡橋名後原遺物散布地・伊良波先祖原古墳群・座安若知花原古墳群 	<ul style="list-style-type: none"> ○傾斜地での工事となるため、斜面の保護工事が必要であり、工事の難易度が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画地内に拝所がある。 ○接続道路は、平良集落内を通過しないとけないため、新たな接続道路を整備する必要がある。 ○ユダマグスク・平良グスク・平良赤幸原遺物散布地(A地点)・平良赤幸原遺物散布地(B地点)・高嶺古島遺跡・平良赤幸原古墳群 	<ul style="list-style-type: none"> ○最も概算事業費が安い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○長嶺グスク周辺に公園整備の計画があり、公園との連携が図れ、事業費の圧縮が期待できる。 ○地域自治会は、公営墓地の必要性を理解しており、誘致には協力的である。 ○長堂山垣原遺物散布地・長嶺グスク・長堂古島遺跡・嘉数後原古墳群・長堂山垣原第1古墳群

※公園計画との協議によっては、波線付近へ配置が変更になる可能性があります。
 ※配置が変更になった場合は、概算工事費・概算用地費が圧縮できる可能性があります。

設定条件 B案 【納骨壇 1,000 体・従来墓 500 区画】

項目	候補地 3(渡橋名・座安)	候補地 4(保栄茂)	候補地 5(平良)	候補地 7(饒波・平良)	候補地 10(嘉数)
計画配置(案)		用地不足			
1 候補地面積	約 20,150 m ²	約 19,100 m ²	約 17,830 m ²	約 55,680 m ²	約 45,270 m ²
2 計画用地面積	約 16,500 m ²	用地不足	約 14,600 m ²	約 16,000 m ²	約 24,900 m ²
3 道路(交通の利便性)	接続道路は舗装整備されており、交通の利便性は高い。	—	接続道路は舗装整備されているが幅員が狭く、交通の利便性は悪い。	接続道路は舗装整備されているが幅員が狭く、離合しづらいため、清明祭等の混雑時に周辺環境への影響が懸念される。	接続道路は舗装整備されており、交通の利便性は高い。
4 景観への配慮	景観への配慮は容易である。	—	景観への配慮は容易である。	景観への配慮が難しい。	景観への配慮が難しい。
5 地権者調査	筆数: 40筆 地権者数: 44人	—	筆数: 33筆 地権者数: 13人	筆数: 21筆 地権者数: 14人	筆数: 54筆 地権者数: 32人
6 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○計画地内に拝所がある。 ○地域自治会より反対がでる可能性が高い。 ○100m以内に集合住宅がある。 ○座安古島遺跡・渡橋名グスク・渡橋名後原遺物散布地・伊良波先祖原古墳群・座安若知花原古墳群 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○計画地内に拝所がある。 ○接続道路は、平良集落内を通過しないといけないため、新たな接続道路を整備する必要がある。 ○ユダマグスク・平良グスク・平良赤幸原遺物散布地(A地点)・平良赤幸原遺物散布地(B地点)・高嶺古島遺跡・平良赤幸原古墳群 	<ul style="list-style-type: none"> ○牛舎の物件補償が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○長嶺グスク周辺に公園整備の計画があり、公園との連携が図れ、事業費の圧縮が期待できる。 ○地域自治会は、公営墓地の必要性を理解しており、誘致には協力的である。 ○長堂山垣原遺物散布地・長嶺グスク・長堂古島遺跡・嘉数後原古墳群・長堂山垣原第1古墳群

設定条件 C案 【納骨壇 1,500 体】

項目	候補地 3(渡橋名・座安)	候補地 4(保栄茂)	候補地 5(平良)	候補地 7(饒波・平良)		候補地 10(嘉数)
計画配置(案)						
1 候補地面積	約 20,150 m ²	約 19,100 m ²	約 17,830 m ²	約 55,680 m ²		約 45,270 m ²
2 計画用地面積	約 7,200 m ²	約 10,000 m ²	約 6,500 m ²	7-C-1案 約5,600m ²	7-C-2案 約4,300m ²	約 9,100 m ²
3 道路 (交通の利便性)	接続道路は舗装整備されており、交通の利便性は高い。	接続道路は、農道であるため、清明祭等の混雑時に農家への影響が懸念される。	接続道路は舗装整備されているが幅員が狭く、交通の利便性は悪い。	接続道路は舗装整備されているが幅員が狭く、離合しづらいため、清明祭等の混雑時に周辺環境への影響が懸念される。		接続道路は舗装整備されており、交通の利便性は高い。
4 景観への配慮	景観への配慮は容易である。	景観への配慮は容易である。	景観への配慮は容易である。	景観への配慮は容易である。		景観への配慮は容易である。
5 地権者調査	筆数：28筆 地権者数：25人	筆数：16筆 地権者数：3人	筆数：19筆 地権者数：7人	筆数：11筆 地権者数：6人	筆数：9筆 地権者数：7人	筆数：21筆 地権者数：11人
6 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○計画地内に拝所がある。 ○地域自治会より反対がでる可能性が高い。 ○100m以内に集合住宅がある。 ○座安古島遺跡・渡橋名グスク・渡橋名後原遺物散布地・伊良波先祖原古墳群・座安若知花原古墳群 	<ul style="list-style-type: none"> ○傾斜地での工事となるため、斜面の保護工事が必要であり、工事の難易度が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画地内に拝所がある。 ○接続道路は、平良集落内を通過しないといけないため、新たな接続道路を整備する必要がある。 ○ユダマグスク・平良グスク・平良赤幸原遺物散布地(A地点)・平良赤幸原遺物散布地(B地点)・高嶺古島遺跡・平良赤幸原古墳群 	<ul style="list-style-type: none"> ○最も概算事業費が安い。 ○牛舎の物件補償が必要となる。 		<ul style="list-style-type: none"> ○長嶺グスク周辺に公園整備の計画があり、公園との連携が図れ、事業費の圧縮が期待できる。 ○地域自治会は、公営墓地の必要性を理解しており、誘致には協力的である。 ○長堂山垣原遺物散布地・長嶺グスク・長堂古島遺跡・嘉数後原古墳群・長堂山垣原第1古墳群

※公園計画との協議によっては、波線付近へ配置が変更になる可能性があります。
 ※配置が変更になった場合は、概算工事費・概算用地費が圧縮できる可能性があります。

資料編 6. 候補地の評価

表 資料編 6.1 候補地の評価

要素	評価項目	判定基準	評価	候補地 3	候補地 4	候補地 5	候補地 7	候補地 10
重要要素	地元の理解、協力度	公営墓地の必要性を理解しており、誘致には協力的である	◎15点					◎15
		公営墓地の必要性は理解している	○10点		○10		○10	
		公営墓地の必要性は理解しているが、誘致には消極的である	△ 5点	△5		△5		
	他の行政計画との連携	候補地周辺に公園整備等の行政計画が決定しており、一体的な整備が可能である	◎15点					
候補地周辺に公園整備等の行政計画は現段階ではない		△ 5点	△5	△5	△5	△5		
基本要素	敷地面積の確保	3ha以上の敷地を確保できる	◎10点				◎10	◎10
		2ha以上 3ha未満の敷地を確保できる	○ 5点	○5		○5		
		2ha未満の敷地を確保できる	△ 1点		△1			
	住宅等までの距離 (住宅・学校・福祉施設等)	住宅等までの距離が500m以上	◎10点		◎10	◎10	◎10	
		住宅等までの距離が100m以上500m未満	○ 5点					○5
		住宅等までの距離が100m未満	△ 1点	△1				
	主要道路との距離	主要道路に接続している	◎10点	◎10				
		主要道路に近接している (主要道路まで100m未満)	○ 5点					○5
		主要道路に接続・近接していない (主要道路まで100m以上)	△ 1点		△1	△1	△1	
	アクセス道路の整備	アクセス道路の整備延長は100m未満である	◎10点	◎10				
		アクセス道路の整備延長は 100m以上、200m未満である	○ 5点		○5			○5
		アクセス道路の整備延長は200m以上である	△ 1点			△1	△1	
	周辺への影響	周辺への影響はない	◎10点					
		周辺への影響はあるが、比較的小さい	○ 5点			○5		○5
		周辺には農地や通学路があるため、周辺への影響が大きい	△ 1点	△1	△1		△1	
概算事業費 (用地取得費、アクセス道路含む)	概算事業費が比較的安価である	◎10点				◎10		
	概算事業費が中程度である	○ 5点	○5	○5	○5		○5	
	概算事業費が比較的高額である	△ 1点						
参考要素	文化財等の有無 (遺跡・古墳群・拝所等)	遺跡・古墳群・拝所等はない	◎ 5点		◎5		◎5	
		遺跡・古墳群・拝所等はあるが、利用上の制約は少ない	○ 3点					○3
		遺跡・古墳群・拝所等があり、利用上の制約は多い	△ 1点	△1		△1		
	土地造成のしやすさ	地形等による構造上の支障が少なく、土地造成が比較的容易である	◎ 5点				◎5	
		丘陵地形により構造上多少の支障はあるが、土地造成は可能である	○ 3点	○3		○3		○3
		急峻な地形等により、土地造成の難易度が高い	△ 1点		△1			
	地権者数 (設定条件A・Cでの地権者数)	地権者が5名未満	◎ 5点		◎5			
		地権者が5名以上10名未満	○ 3点			○3	○3	
		地権者が10名以上	△ 1点	△1				△1
評価点 合計			最高 105点	47点	49点	44点	61点	72点
順位				4位	3位	5位	2位	1位

資料編 7. 豊見城市公営墓地整備計画策定委員会及び検討部会

(1) 豊見城市公営墓地整備計画策定委員会

策定委員会 名簿

(委員長) 大城 保	沖縄国際大学 名誉教授
(副委員長) 赤嶺 政信	琉球大学法文学部国際言語文化学科 教授
玉城 善哲	自治会長会 会長 (上田山川自治会)
太田 浩	自治会長会 副会長 (豊見城自治会)
上原 悠也	豊見城市 青年会 会長
当銘 優	豊見城市 商工会 会長
安里 京子	豊見城市 婦人連合会 会長
宮城 右勲	豊見城市 老人クラブ連合会 会長
大城 浩	豊見城市 市民健康部 部長

(2) 豊見城市公営墓地整備計画策定検討部会

検討部会 名簿

(会長) 大城 浩	市民健康部長
(副会長) 仲地 恒雄	市民健康部 生活環境課長
嘉数 久美子	市民健康部 協働のまち推進課長
宮城 盛秀	企画部 企画情報課長
金城 道夫	都市計画部 都市計画課長
金城 司	経済建設部 道路課長
濱里 和宣	経済建設部 都市施設課長
當銘 純治	経済建設部 農林水産課長
大城 靖	農業委員会 事務局長
城間 保光	水道部 下水道課長
大城 達宏	生涯学習部 文化課長

(3) 策定委員会及び検討部会 開催状況

策定委員会



第1回 策定委員会

開催日：平成28年12月27日(火)

場 所：豊見城市役所 3階 第1会議室

検討部会



第1回 検討部会

開催日：平成28年12月22日(木)

場 所：豊見城市役所 3階 第3委員会室



第2回 策定委員会

開催日：平成29年1月26日(木)

場 所：豊見城市役所 3階 第1会議室



第2回 検討部会

開催日：平成29年1月20日(金)

場 所：豊見城市役所 2階 第1会議室



第3回 策定委員会

開催日：平成29年2月28日(火)

場 所：豊見城市役所 3階 第1会議室



第3回 検討部会

開催日：平成29年2月22日(水)

場 所：豊見城市役所 2階 第1会議室

資料編 8. 豊見城市公営墓地整備計画(素案)に関する住民説明会等

(1) 住民説明会の概要

豊見城市公営墓地整備計画(素案)に関する住民説明会を以下のとおり開催しました。

開催日時：平成 29 年 2 月 15 日(水曜日) 18:00～

開催場所：豊見城市役所 6 階 多目的ホール

参加人数：市民 15 名

開催状況 写真



(2) 豊見城市公営墓地整備計画(素案) パブリックコメント(意見公募)

豊見城市公営墓地整備計画(素案)に関するパブリックコメント(意見公募)を以下のとおり実施しました。

意見募集期間：平成 29 年 2 月 1 日(水曜日) ～ 2 月 15 日(水曜日)

資料閲覧方法：生活環境課窓口、豊見城市ホームページ

意見提出方法：Eメール、郵送、FAX、生活環境課へ持参

意見募集結果：意見の提出なし(意見書 0 件)

資料編 9. イメージパース

(1) 候補地 7 (饒波・平良) (設定条件 A案)



※本イメージは、今後の地質・測量調査や関係機関との協議により変更になる場合があります。

(2) 候補地 10 (嘉数) (設定条件 A 案)



※本イメージは、今後の地質・測量調査や関係機関との協議により変更になる場合があります。

資料編 10. 諮問・答申



豊市環第 686 号
平成 28 年 12 月 27 日

豊見城市公営墓地整備計画策定委員長 様

豊見城市長 宜保 晴毅



諮 問

豊見城市公営墓地整備計画策定委員会規則第 2 条に基づき、下記事項について審議をお願いいたします。

記

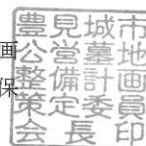
諮問事項：豊見城市公営墓地整備計画の策定について



平成 29 年 3 月 8 日

豊見城市長 宜保 晴毅 殿

豊見城市 公営墓地整備計画
策定委員会 委員長 大城 保



豊見城市公営墓地整備計画について（答申）

平成 28 年 12 月 27 日付、豊市環第 686 号にて諮問のありました豊見城市公営墓地整備計画の策定について、当委員会にて慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので答申します。なお、豊見城市公営墓地整備計画の総括内容は別紙のとおりとなっております。

記

豊見城市公営墓地整備計画

別紙

1. 公営墓地整備の基本理念

公営墓地整備の基本理念は、以下のとおりとします。

『利用者が故人を偲びながら憩える場、近隣住民等にとっては居心地のよい場の創出』

2. 公営墓地建設用地 候補地

第1候補地は、本市の公園整備計画との連携が図れる『候補地10(嘉数)』とし、第2候補地は『候補地7(饒波・平良)』とします。

3. 墓地形態

墓地形態については、これまでの墓地のイメージを一新できるように景観に配慮し、かつ多くの住民に安価に提供できるよう、『納骨堂』、『合葬墓』、墓地エリアには芝生墓等の『新しい墳墓形態』を採用することとします。

4. 納骨堂について

納骨堂の「参拝方式」及び「納骨壇の形態」については、幅広い住民のニーズに対応できるよう今後も検討が必要です。

5. 使用期限について

使用期限の設定については、利用者の選択肢が多い方が望ましいと考えられ、使用期限の設定方法としては、年忌法要に合わせる方法が考えられます。

6. 使用条件について


使用条件については、「豊見城市に住所を有するもの」等、市民優先になる条件とします。また、公営墓地建設用地の地権者については、本市に住所を有していなくても利用できるような配慮することとします。


7. 運営方法について

運営方法としては、基本的には「直轄運営方式」が望ましいと考えられますが、指定管理を含め検討する必要があります。

豊見城市公営墓地整備計画

平成 29 年 3 月

策定者  豊見城市 市民健康部 生活環境課
〒901-0292 沖縄県豊見城市字翁長 854 番地 1
TEL (098) 850-5520

作成委託  株式会社
沖縄チャンドラー
〒900-0002 沖縄県那覇市曙 3 丁目 18 番 26 号
TEL (098) 862-5871 代表
